

ベトナム国
計画投資省 (MPI)
商業工業省 (MOIT)

ベトナム国
北・中・南部における成長軸形成のための
情報収集・確認調査
報告書

平成 25 年 1 月

(2013 年)

独立行政法人
国際協力機構 (JICA)

株式会社 三菱総合研究所
株式会社 ランテックジャパン

JR
13-68

為替レート（2013年1月）：

1.0 VND = 0.0041円

1.0 USD = 85.81円

目 次

要約編

第 1 章 業務実施の基本方針	1
1. 1 業務の背景と目的	1
1. 2 業務対象地域	2
第 2 章 業務の内容と実施方法	3
2. 1 業務の実施フロー	3
2. 2 業務の内容と方法	5
第 3 章 ベトナムの産業・経済概況	9
3. 1 ベトナムの経済現況と将来見通し	9
3. 2 ベトナムの産業現況と将来見通し	15
3. 3 ベトナムへの日系企業の進出・投資動向	19
3. 4 ベトナム全国の経済区の概況	31
3. 5 まとめ	33
第 4 章 ベトナムの関連法制度の概観	34
4. 1 裾野産業振興に係る法制度	34
4. 2 振興支援優先産業に係る法制度	38
4. 3 税制優遇措置等のインセンティブに係る法制度	43
4. 4 経済区・工業団地・輸出加工区 整備計画等の関連法制度	53
4. 5 まとめ	59
第 5 章 ベトナム北部地域の成長軸	61
5. 1 北部地域の産業・経済現況と動向	61
5. 2 北部地域の自然環境・人口分布現況と動向	74
5. 2. 1 北部地域の自然環境	74
5. 2. 2 北部地域の人口分布現況	77
5. 3 北部地域の交通インフラ整備現況と将来計画	78
5. 4 北部地域の経済区・工業団地の概況	80
5. 4. 1 北部地域の経済区の概況	80
5. 4. 2 北部地域の工業団地の立地概況	82
5. 4. 3 北部地域の工業団地の規模・業種等の概況	83
5. 5 まとめ	104
第 6 章 ベトナム中部地域の成長軸	105
6. 1 中部地域の産業・経済現況と動向	105
6. 2 中部地域の自然環境・人口分布現況と動向	119
6. 2. 1 中部地域の自然環境	119
6. 2. 2 中部地域の人口分布現況	121
6. 3 中部地域の交通インフラ整備現況と将来計画	122
6. 4 中部地域の経済区・工業団地の概況	125

6. 4. 1	中部地域の経済区の概況	125
6. 4. 2	中部地域の工業団地の立地概況	132
6. 4. 3	中部地域の工業団地の規模・業種等の概況	133
6. 5	まとめ	135
第7章	ベトナム南部地域の成長軸	136
7. 1	南部地域の産業・経済現況と動向	136
7. 2	南部地域の自然環境・人口分布現況と動向	151
7. 2. 1	南部地域の自然環境	151
7. 2. 2	南部地域の人口分布現況	154
7. 3	南部地域の交通インフラ整備現況と将来計画	155
7. 4	南部地域の経済区・工業団地の概況	157
7. 4. 1	南部地域の経済区の概況	157
7. 4. 2	南部地域の工業団地の立地概況	159
7. 4. 3	南部地域の工業団地の規模・業種等の概況	160
7. 5	まとめ	173
第8章	まとめと提言	174
8. 1	地域の比較優位と比較優位発揮に向けた将来シナリオ	174
8. 1. 1	ハイフォン市の比較優位の評価	174
8. 1. 2	中部地域の比較優位の評価	179
8. 1. 3	バリアブンタウ省の比較優位の評価	188
8. 2	ハイフォン市・バリアブンタウ省の 比較優位発揮のための諸課題	195
8. 3	諸課題解決に向けた支援方策	205

図 表 目 次

表 2.2-1	収集対象情報項目と想定される情報ソース	5
表 3.1-1	国内総支出各項目の経済成長貢献度計算表（2005～2010年）	11
表 3.2-1	製造業各サブセクターの割合と推移	17
表 3.3-1	2011年の国別対越 FDI	23
表 3.3-2	2012年5月までの対越 FDI 国別累積投資金額	23
表 3.4-1	ベトナム全土の工業団地数	31
表 3.4-2	全国の経済区	31
表 5.1-1	北部地域対象省・市の GDP と一人当たり平均 GDP（2010年）	63
表 5.1-2	全対象省・市における北部各対象省・市の軽工業分野での順位（2010年）	68
表 5.1-3	全対象省・市における北部各対象省・市の鉱物 ・重工業分野での順位（2010年）	68
表 5.1-4	全対象省・市における北部各対象省・市の電子 ・機械分野での順位（2010年）	69
表 5.1-5	ハイフォン市の各種統計データの比較	70
表 5.1-6	ハイフォン市製造業サブセクターの 生産額推移（単位：10億ドン）	71
表 5.2-1	北部地域の人口（北中部を含む）	77
表 5.4-1	工業団地の立地状況	82
表 5.4-2	北部地域の工業団地の面積と入居企業の業種分類	84
表 5.4-3	ハイフォン市の工業団地一覧	85
表 5.4-4	ハイフォン市における工業団地別・業種別 ・日系企業の入居状況（2012年4月現在）	87
表 5.4-5	ハイフォン市における工業団地別・業種別 ・入居日系企業名（2012年4月現在）	88
表 5.4-5	野村ハイフォン工業団地の概況	90
表 5.4-6	CKCN VSIP Hai Phong 工業団地の概要	92
表 5.4-7	Dinh Vu 工業団地の概要	95
表 5.4-9	Trang Cat 工業団地候補地の計画諸元	97
表 5.4-10	Nam Dinh Vu 工業団地候補地の計画諸元	99
表 5.4-11	Trang Due 工業団地の計画諸元	100
表 5.4-12	ハイフォン市 工業団地候補地の交通インフラ状況	101
表 5.4-13	地盤の地耐力と N-値	102
表 5.4-14	ハイフォン市の主なサービスアパートの概要	103
表 5.4-15	地域別最低賃金表(2011年10月改定)	103
表 6.1-1	中部地域対象省・市の GDP と一人当たり平均 GDP（2010年）	108
表 6.1-2	全対象省・市における中部各対象省 ・市の軽工業分野での順位（2010年）	111
表 6.1-3	全対象省・市における中部各対象省 ・市の鉱物・重工業分野での順位（2010年）	112
表 6.1-4	全対象省・市における中部各対象省 ・市の電子・機械分野での順位（2010年）	112
表 6.1-5	ダナン市製造業サブセクターの生産額推移	113
表 6.1-6	クアンナム省製造業サブセクターの生産額推移	115
表 6.1-7	クアンガイ省製造業サブセクターの生産額推移	117
表 6.2-1	中部地域の人口・人口密度	121
表 6.4-1	中部地域の経済区	125

表 6.4-2	中部の工業団地の立地状況.....	132
表 6.4-3	中部地域の業種別日系企業入居数.....	134
表 7.1-1	南部地域対象省・市の GDP と一人当たり平均 GDP (2010 年)	138
表 7.1-2	全対象省・市における南部各対象省 ・市の軽工業分野での順位 (2010 年)	142
表 7.1-3	全対象省・市における南部各対象省 ・市の鉱物・重工業分野での順位 (2010 年)	142
表 7.1-4	全対象省・市における北部各対象省 ・市の電子・機械分野での順位 (2010 年)	143
表 7.1-5	バリアブンタウ省の各種統計データの比較	144
表 7.1-6	バリアブンタウ省製造業サブセクターの生産額推移.....	146
表 7.1-7	バリアブンタウ省特別工業団地整備計画書 (案) の骨子	148
表 7.1-8	特別工業団地への日系企業投資誘致の重点分野	149
表 7.1-9	特別工業団地整備計画書に見る本調査の成果の反映状況	149
表 7.2-1	南部地域の人口	154
表 7.4-1	南部の経済区.....	157
表 7.4-2	工業団地の立地状況.....	159
表 7.4-3	南部地域の工業団地の面積と入居企業の業種分類	162
表 7.4-4	バリアブンタウ省の工業団地一覧.....	163
表 7.4-5	工業団地に入居済の日系企業リスト	165
表 7.4-6	Phu My 3 工業団地候補地の計画諸元.....	167
表 7.4-7	My Xuan B1 - Tien Hung 工業団地の計画諸元.....	168
表 7.4-8	My Xuan B1 - Dai Duong 工業団地の計画諸元	169
表 7.4-9	Da Bac 工業団地候補地の計画諸元.....	170
表 7.4-10	バリア・ブンタウ省 工業団地候補地の交通インフラ状況.....	170
表 7.4-11	バリア・ブンタウ省の主なサービスアパートの概要	172
表 8.1-1	SWOT 分析結果と地域振興に向けたマクロの諸方策案	178
表 8.1-2(1)	SWOT 分析結果と地域振興に向けたマクロの諸方策案.....	181
表 8.1-2(2)	SWOT 分析結果と地域振興に向けたマクロの諸方策案.....	184
表 8.1-2(3)	SWOT 分析結果と地域振興に向けたマクロの諸方策案.....	187
表 8.1-3	SWOT 分析結果と地域振興に向けたマクロの諸方策案	192
表 8.2-1	ハードインフラ整備・計画に係る諸課題.....	195
表 8.2-2	リスク項目別のリスクの概略評価.....	197
表 8.2-3	主要なリスク項目別のリスク軽減方策 (案)	199
表 8.2-4	既存工業団地の関連主体と所掌.....	200
表 8.3-1	工業団地の分類	206

図 2.1-1	業務の実施フロー	4
図 3.1-1	ベトナム GDP 実質成長率の推移 (1994 年固定価格)	9
図 3.1-2	ベトナム産業構造の推移 (1994 年固定価格)	10
図 3.1-3	国内総支出の項目別推移 (1994 年固定価格)	10
図 3.1-4	2005~2010 年期間の経済成長に対する国内総支出各項目の貢献度	11
図 3.1-5	ベトナム消費者物価上昇率の推移	12
図 3.1-6	ベトナム失業率の推移	12
図 3.1-7	2017 年までの経済成長の見通し	13
図 3.1-8	2017 年までの CPI と失業率の見通し	14
図 3.2-1	第 2 次産業各セクターの割合推移 (2005~2010 年)	15
図 3.2-2	第 2 次産業各サブセクターの GDP 平均成長率 (2005~2010 年)	16
図 3.2-3	製造業各サブセクターの割合と変化 (2005~2010 年)	17
図 3.3-1	外資導入件数の地域別割合 (2010 年末までの累計)	19
図 3.3-2	外資導入金額の地域別割合 (2010 年末までの累計)	20
図 3.3-3	各地域外資導入平均規模の比較 (2010 年末までの累計)	20
図 3.3-4	主要 25 省・市外資導入累計実績と 平均規模の分布 (2010 年末までの累計)	21
図 3.3-5	日本企業の対越 FDI 投資金額と件数の推移	22
図 3.3-6	ベトナムにおける日本商工会加盟企業数の推移	24
図 3.3-7	ベトナム主要工業団地に入居した日系企業の分野別社数と割合	25
図 3.3-8	工業団地に入居した機械・器具分野日系企業の地域分布	26
図 3.3-9	工業団地に入居した電気・電子分野日系企業の地域分布	26
図 3.3-10	工業団地に入居したプラスチック分野日系企業の地域分布	27
図 3.3-11	工業団地に入居した繊維分野日系企業の地域分布	28
図 3.3-12	工業団地に入居した自動車分野日系企業の地域分布	29
図 3.3-13	工業団地に入居した鉄鋼分野日系企業の地域分布	29
図 3.3-14	工業団地に入居した化学分野日系企業の地域分布	30
図 3.4-1	ベトナム全土の経済区 (出典：現地の各資料より調査団が作成)	32
図 5.1-1	ベトナム北部 25 省・市地図	61
図 5.1-2	本調査の対象地域であるベトナム北部 11 省・市地図	62
図 5.1-3	2005~2010 年北部地域対象省・市の GDP 年平均成長率	63
図 5.1-4	全対象地域の GDP と一人当たり GDP における北部対象省・市の位置	64
図 5.1-5	北部対象省・市の GDP に占める第 1、第 2、第 3 次産業の割合の変化	66
図 5.1-6	北部対象省・市の GDP に占める鉱物・採石と製造業の割合の変化	67
図 5.1-7	ハイフォン市製造業サブセクターの割合と成長率の散布図	72
図 5.2-1	ハノイ及びハイフォンの気象状況	75
図 5.2-2	2008 年洪水の浸水区域図	76
図 5.2-3	ベトナム北部の 1900 年代の地震源と主要断層	76
図 5.2-4	北部地域の人口密度 (中北部を一部含む)	77
図 5.3-1	北部地域 (ハイフォン市周辺) の交通インフラ概況	79
図 5.4-1	ハイフォン市の工業団地立地分布図	86
図 5.4-2	ハイフォン市における業種別・日系企業の入居状況 (2012 年 4 月現在)	87
図 5.4-3	野村ハイフォン工業団地 施設配置図	91
図 5.4-4	VSIP 工業団地 施設配置図	93
図 5.4-5	Dinh Vu 工業団地 施設配置図	95
図 5.4-8	日系企業向け工業団地候補地位置図 (ハイフォン市)	96
図 5.4-6	Trang Cat 工業団地候補地の位置図	97
図 5.4-7	Trang Cat 区画図	98
図 5.4-8	Nam Dinh Vu の概略位置図	99

図 5.4-9	Nam Dinh Vu 工業団地の建設予定地.....	99
図 5.4-10	Trang Due 工業団地区画図.....	100
図 6.1-1	ベトナム中部 19 省・市地図.....	105
図 6.1-2	本調査の対象地域であるベトナム中部 7 省・市地図	106
図 6.1-3	2005～2010 年中部地域対象省・市の GDP 年平均成長率の比較	107
図 6.1-4	全対象地域の GDP と一人当たり GDP における中部対象省・市の位置	109
図 6.1-5	中部対象省・市の GDP に占める第 1、第 2、第 3 次産業の割合の変化	110
図 6.1-6	中部対象省・市の GDP に占める鉱物・採石と製造業の割合の変化	111
図 6.1-7	ダナン市製造業サブセクターの割合と成長率の散布図	114
図 6.1-8	クアンナム省製造業サブセクターの割合と成長率の散布図.....	116
図 6.1-9	クアンガイ省製造業サブセクターの割合と成長率の散布図.....	118
図 6.2-1	ダナンの気象状況	119
図 6.2-2	洪水氾濫区域.....	120
図 6.2-3	中部地域の人口密度	121
図 6.3-1	ダナン市の交通インフラ等開発現況と整備計画.....	123
図 6.3-2	クアンナム省の交通インフラ等開発現況と整備計画.....	124
図 6.3-3	クアンガイ省の交通インフラ等開発現況と整備計画.....	124
図 7.1-1	ベトナム南部 19 省・市地図.....	136
図 7.1-2	本調査の対象地域であるベトナム南部 7 省・市地図.....	136
図 7.1-3	2005～2010 年南部地域対象省・市の GDP 年平均成長率の比較	137
図 7.1-4	全対象地域の GDP と一人当たり GDP における南部対象省・市の位置	139
図 7.1-5	南部対象省・市の GDP に占める第 1、第 2、第 3 次産業の割合の変化	140
図 7.1-6	南部対象省・市の GDP に占める鉱物・採石と製造業の割合の変化	141
図 7.1-7	バリアブントウ省製造業サブセクターの割合と成長率の散布図.....	147
図 7.2-1	ホーチミン及びバリアブントウの気象状況	152
図 7.2-2	洪水浸水区域予想図.....	153
図 7.2-3	南部地域の人口密度	154
図 7.3-1	南部地域の交通インフラの概況.....	156
図 7.4-1	バリアブントウ省における工業団地の立地分布図	164
図 7.4-2	バリアブントウ省における業種別 ・日系企業の入居状況（2012 年 4 月現在）	165
図 7.4-3	日系企業向け特別工業団地候補の位置図	166
図 7.4-4	Phu My 3 工業団地区画図.....	167
図 7.4-5	My Xuan B1 - Tien Hung 工業団地区画図	168
図 7.4-6	My Xuan B1 - Dai Duong 工業団地区画図	169
図 8.2-1	既存工業団地の関連主体と所掌.....	202
図 8.3-1	PPP 型公共工業団地タイプ	209

略 語 表

ADB	Asian Development Bank	アジア開発銀行
BOT	Build Operate Transfer	ビーオウティー
BRVT	Ba Ria Vug Tau	バリアブンタウ
BR-VT PPC	Ba Ria Vug Tau Provincial People's Committee	バリアブンタウ省人民委員会
BTO	Build Transfer Operation	ビーティーオウ
CPI	Consumer Price Index	消費者価格指数
DOIT	Department of Industry and Trade	商業工業局
DPI	Department of Planning and Investment	計画投資局
EZ	Economic Zone	経済区
ESCAP	Economic and Social Commission for Asia and the Pacific	エスキャップ
FDI	Foreign Direct Investment	海外直接投資
GIS	Geographic Information System	ジーアイエス
GSO	General Statistics Office	統計局
HCMC	Ho Chi Minh City	ホーチミン市
IZ	Industrial Zones	工業団地
JETRO	Japan External Trade Organization	ジェトロ
JBAD	Japanese Business Association of Da Nang	ダナン日本商工会議所
JBAH	Japan Business Association of Ho Chi Minh city	ホーチミン日本商工会議所
JBIC	Japan Bank for International Cooperation	国際協力銀行
JBAV	Japanese Business Association of Viet Nam	ベトナム日本商工会議所
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
JSC	Joint Stock Company	共同企業体
KBC	Kinh Bac City	キンバック市
MOIT	Ministry of Industry and Trade	商業工業省
MOT	Ministry of transportation	交通省
MPI	Ministry of Planning and Investment	計画投資省
ODA	Official Development Assistance	オウディーエー
PPP	Public Private Partnership	官民連携
SEDS	Socio-Economic Development Strategy	社会経済開発戦略
SEZ	Special Economic Zone	経済特区
SME	Small and Medium Sized Enterprise	中小企業
SPV	Special Purpose Vehicle	特別目的会社
SWOT	Strength, Weakness, Opportunity and Threat	スウォット分析
VND	Viet Nam Dong	ベトナムドン
VSIP	Vietnam Singaporean Industrial Park	ベトナムシンガポール工業団地

要 約 編

第1章 業務実施の基本方針

1. 1 業務の背景と目的

(1) 本件業務の背景

2011年6月にベトナム国政府（以下、「ベ」国政府）がハイフォンとバリア・ブンタウを南北の成長軸として開発を優先的に進めていく方針を打ち出し、ズン首相も再任の際に、ハイフォン、中部（場所の特定なし）、バリア・ブンタウを重視していくことを改めて表明した。これを受け「ベ」国政府は具体的な検討に取り掛かっており、現段階では、ハイフォン、ブンタウ地域において日系企業向けの工業団地や裾野産業専用工業団地設立等の検討がなされてきており、今般のズン首相訪日時の日越共同声明で、ベトナム側からの期待として、「更なる日本からの投資の促進とベトナムの裾野産業の発展のため、日本の協力により、ハイフォンとバリア・ブンタウの二つの特別工業団地を開発する」ことが盛り込まれた。

ハイフォン、ハノイ、バクニン等の北部では、京セラミタの進出に象徴されるように、引き続き、多くの投資が行なわれているとともに、ハイフォンでは裾野産業専用の工業団地開発（既存工業団地の改良を含む）が既に表明されており、日本の商社も関心を示している。ブンタウ地域を含むベトナム南部において、ドンナイ省では裾野産業専用工業団地（裾野産業の中でも機械、電気・電子、履物を優先）、ホーチミン市では日系企業向けの工業団地設立（ハイテク、裾野産業を優先）、ロンアン省でも日系中小企業専用のレンタル工業団地を整備する動きがある等、様々なイニシアチブが同時多発的に発生している。しかしながら、ハイフォン、バリアブンタウともに、それぞれ北部及び南部において、港湾を通じた海外への窓口、臨海型工業地帯の機能に加えて、他隣接省とは異なるどのような役割を担い得るのか、担っていくのかといった、ベトナム政府の考え、見通しは不透明である。また、従来から問題視されている投資に偏重した成長モデルからの脱却にかかる問題意識が認められるようになってきているものの、付加価値の向上、投資効率の改善による新成長モデルへの転換につながるような工夫も必要と考えられる。さらに、ズン首相は中部についても開発の重点地域として言及しているが、ベトナム側で具体的な検討がなされている様子は伺えない。

現在までのところ、「ベ」国は、ハイフォン、中部、バリア・ブンタウを南北の成長軸として開発を優先的に進めていく具体的な手段として、日系企業あるいは裾野産業専用の工業団地（既存の改良を含む）及びそれに隣接する都市の開発を計画しており、商工省が当面の担当官庁/窓口となり、計画がある程度具体化した時点で計画投資省等が実施機関として関わっていくことを検討している。しかし、工業団地及び新都市開発を行なっていく上で必要となる需要予測、それに必要な基礎情報の収集、その他考慮されるべき事項等の検討が十分なされていない。

なお、日系中小企業誘致・裾野産業振興に係る特別工業団地の設置が、ハイフォン市、バリア・ブンタウ省に指定されたこれまでの経緯は、以下の通りである。

2011年

6月

サン書記局常務（当時）が訪日。日本において、ベトナムにおける特別工業団地の設置を提案

10月13日

商工省アイン副大臣発大使宛書簡。商工省が首相より、本件窓口となるこ

	とを指示されたとして、協力要請。
11月30日	首相府発外務省、MPI、MOIT、MOF、MONRE、MOET 宛、ズン首相の訪日フォローアップ指示。
12月30日	MOIT は、バリアブンタウとハイフォンに、検討を進めよとの指示。
1月11日	バリアブンタウにおいて、検討委員会設置。
2月13日	バリアブンタウ検討委員会が企業ヒアリングを実施。

(2) 業務実施の目的

本件調査業務では、ベトナムの北部・中部・南部地域を対象に、各地域におけるハイフォン、バリアブンタウ、ダナン等の周辺地域との棲み分け及び差別化、産業配置、投資誘致のあり方、経済区、工業団地開発が抱える現在の課題、それを踏まえた新設/既存の改善・拡充を含むオプション、適切な立地、関連する優遇政策や付随するサービスならびに施設等の特定等の具体的な開発の方向性の検討に資する情報を収集することを目的として実施された。

1. 2 業務対象地域

本件調査業務の対象地域は、北部、中部、南部のそれぞれについて、以下の 25 地域とした。

- 1) 北部地域：ハイフォン市、クアンニン省、ハイズン省、バクニン省、フンイェン省、ハノイ市、ビンフック省、タイビン省、ハナム省、ナムディン省、ニンビン省
- 2) 中部地域
 - ①北中部地域：タインホア省、ゲアン省、ハティン省
 - ②沿岸中部地域：トゥアティン・フエ省、ダナン省、クアンナム省、クアンガイ省
- 3) 南部地域：バリア・ブンタウ省、ホーチミン市、ドンナイ省、ビンズオン省、ビンフォック省、タイニン省、ロンアン省

第2章 業務の内容と実施方法

2.1 業務の実施フロー

業務の実施フローは、次頁に示す通り、下記、8項目の調査を実施した。

- (1) 業務実施計画の検討
- (2) インセプションレポート 説明・協議
- (3) 現地調査、政府及び民間関係者へのヒアリング調査
- (4) 日系企業・団体の国内インタビュー調査
- (5) 調査結果分析・とりまとめ
- (6) 分析結果の可視化 (GIS)
- (7) ドラフトファイナルレポート作成・発表・フィードバック反映
- (8) ファイナルレポート作成・提出

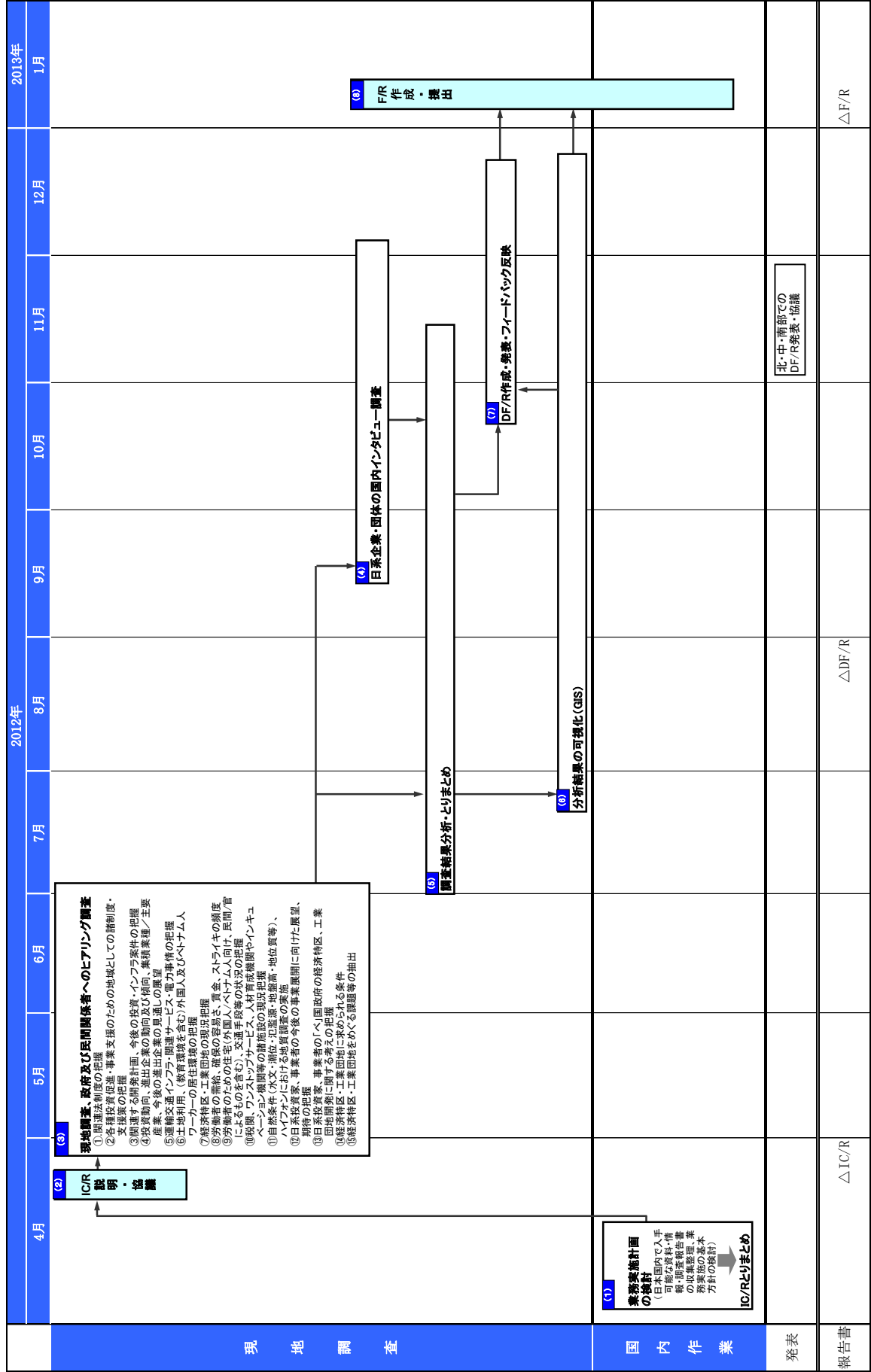


図 2.1-1 業務の実施フロー

2. 2 業務の内容と方法

(1) 業務内容

調査結果を踏まえ、以下の視点から分析を行った。

- 1) 投資事業環境に係る基礎情報（関連計画、法制度、関係機関、インセンティブ、インフラ状況、労働者需給、労働条件、投資動向、進出企業/集積産業）
- 2) ハイフォン、バリア・ブンタウ、ダナン、クアンナム、クアンガイ等の北部・中部・南部地域における現在の役割、比較優位
- 3) 経済区、工業団地、都市開発、住宅事情（外国人、ベトナム人労働者向け、民間/官による住宅）の現況、自然条件
- 4) 経済区及び工業団地が満たすべき水準
- 5) ハイフォン、バリア・ブンタウ、ダナン、クアンナム、クアンガイ等の周辺の開発を促す成長軸となるための工夫、経済区、工業団地、新都市開発が果たしうる役割
- 6) 経済区、工業団地、新都市開発の需要予測、今後の方向性に関する提言、留意事項

(2) 業務実施の方法

調査は、北部・中部・南部の各地域で詳細な情報収集を踏まえて実施されたが、ハイフォン・バリアブンタウの両地域については特に詳細な情報収集・分析検討を行うことに留意した。

(3) 分析結果の可視化

調査結果の位置情報、自然条件等については GIS 地図等による成果の可視化を行った。GIS 地図等を駆使した成果の可視化は、「ベ」国現地の再委託機関を活用しつつ、適正な管理のもとに必要な成果を得ることに腐心した。GIS を適用した成果の可視化の対象とする省・市は、「1. 2 業務対象地域」に列挙された 25 省・市のうちの、下記、17 省・市とした。

北部 ビンフック、バクニン、ハノイ、ハナム、フンイェン、ハイズン、ハイフォン、クアンニン

中部 トゥアティン・フエ、ダナン、クアンナム、クアンガイ

南部 ビンズオン、ホーチミン、ロンアン、ドンナイ、バリアブンタウ

また、描画コンテンツには、下記の項目を含む。

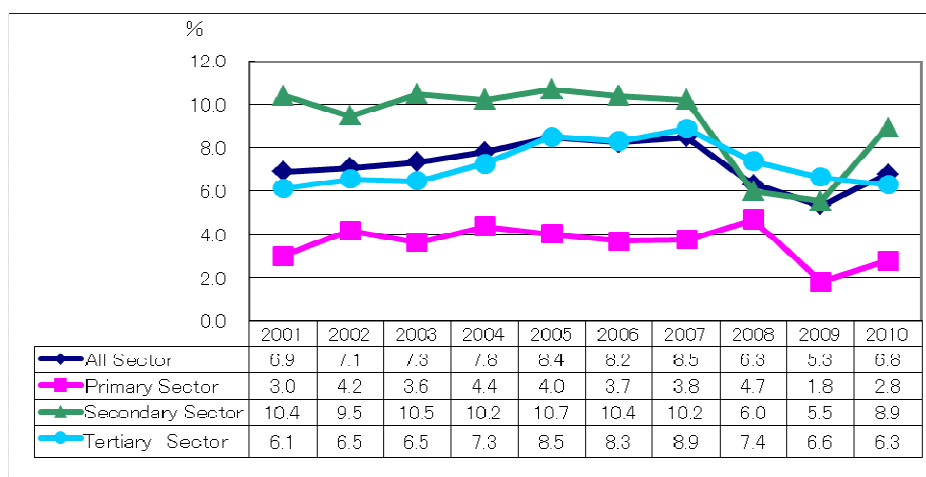
- 工業団地
- 交通インフラ（道路・空港・港湾）の供用中・計画中のもの
- 公共住宅地
- 医療施設
- 主要なアッセンブラー
- マテリアルサプライヤー
- 教育施設（高等教育施設・日本人学校・職業訓練学校）
- 税関施設
- 自然環境（氾濫源 等）

第3章 ベトナムの産業・経済概況

3.1 ベトナムの経済現況と将来見通し

(1) 経済成長率

リーマンショックをきっかけとした世界的な金融危機の影響により、経済全般の成長率は2008年、2009年と続けて落ち込んだが、そのうち2010年から回復の兆しが見られた。第2次産業は過去10年間にわたる経済成長のエンジンとなり、2001～2007年の7年間にわたり、2002年を除いてほぼ継続的に10%以上の伸び率を示した。

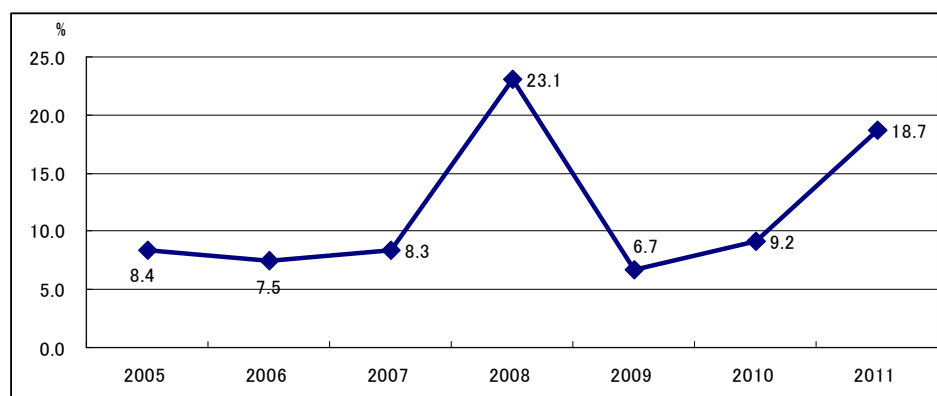


出典：Statistical Yearbook of Vietnam 2011

図 3.1-1 ベトナム GDP 実質成長率の推移（1994 年固定価格）

(2) インフレ率

インフレ率を示す消費者物価指数（CPI）は一貫して高く、2008年にはピークの23.1%に達し、その後の2009年には6.7%まで下がったが、2010年と2011年には再び9.2%、18.7%へと上向きに転じてきた。



出典：International Monetary Fund, "2011 World Economic Outlook"

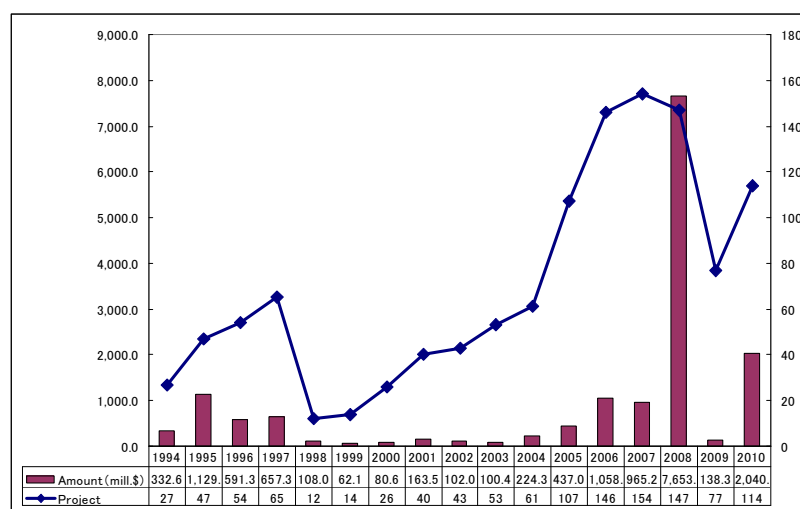
図 3.1-2 ベトナム消費者物価上昇率の推移

3. 2 ベトナムへの日系企業の進出・投資動向

(1) 日系企業の進出・投資動向

1) 2010年までの進出・投資実績

日系企業のベトナムへの本格的な進出は1994年からスタートしたが、1997年から発したアジア金融危機の影響により、1998年に投資金額と投資件数（直接投資、以下同）がともに落ち込んだ。その後1999年から投資件数は徐々に回復したが、投資金額は2003年まで低迷が続いた。2004年から金額と件数が共に上昇し、その後リーマンショックの影響で、2009年に77件と1.4億ドルへと再び急減となったが、2010年にそれぞれ114件、20.4億ドルへとまた上向きに転じた。



出典：ベトナムセミナー（2011年9月13日）資料「ベトナムの最新経済事情と進出日系企業の今」（ジェトロ海外調査部 守部裕行主任調査研究員）により作成。

図 3.2-1 日本企業の対越 FDI 投資金額と件数の推移

2) 2011年以降の対越進出・投資動向

2010年と2011年における日越両国首脳の間で「日越共同声明」の発表に伴う両国経済協力の強化を背景に、2011年の日本企業対越投資金額は24.4億ドルに上昇し、香港に次いで第2位の投資国・地域となった。

表 3.2-1 2012年5月までの対越 FDI 国別累積投資金額

順位	投資国・地域	金額（億ドル）
1	日本	274.9
2	韓国	239.3
3	台湾	236.5
4	シンガポール	230.1
5	バージン諸島	154.6
6	香港	117.1
7	マレーシア	111
8	米国	104.4
9	ケイマン諸島	75
10	オランダ	59.2

出典：ベトナム外国投資庁

また、2012年5月までの累積投資額は274.9億ドルで首位に躍り出て、第2位の韓国（239.3億ドル）を大きく上回った。なお、ベトナム外国投資局が発表した2012年1月1日～12月15日までに認可された新規FDIの件数および投資額のデータによると、我が国の認可額は昨年の2倍を超え、全体の5割強を占めるなど、他国と比較して突出した伸びを見せている

表 3.2-2 2012年に認可された国別対越FDI

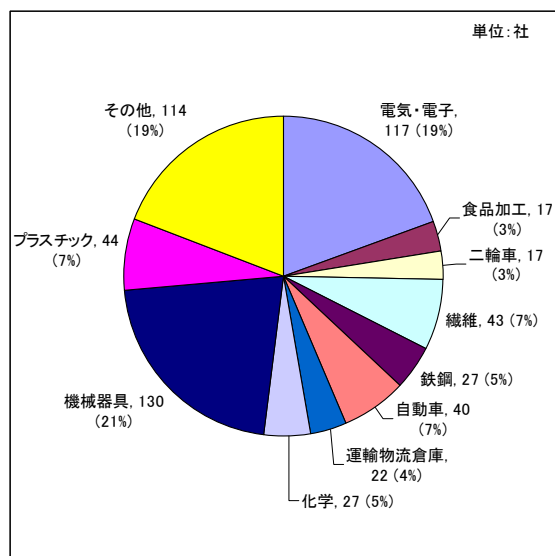
国・地域	新規投資		追加投資		合計	
	件数【件】	投資額【百万US\$】	件数【件】	投資額【百万US\$】	件数【件】	投資額【百万US\$】
1 日本	270	4,007	108	1,131	378	5,138
2 シンガポール	89	488	49	1,239	138	1,728
3 韓国	243	757	89	421	332	1,178
4 サモア	6	38	2	870	8	908
5 英領バージン諸島	19	96	23	692	42	788
6 香港	43	549	16	108	59	658
7 台湾	52	192	52	261	104	453
8 キプロス	2	376	1	3	3	378
9 中国	69	302	16	43	85	345
10 マレーシア	37	116	7	109	44	224
合計	1,100	7,854	435	5,159	1,535	13,013

注) 数値は、2012年1月1日～12月15日までに認可されたFDIである

出典：ベトナム外国投資局

3) 主要工業団地に入居している日系企業の分野別構成

調査団が現時点で把握している工業団地に入居している日系企業598社のうち、機械・器具企業は130社（21%）でトップ、電気電子は117社（19%）で二位に入り、この2分野で全体の4割を占め、ほかの分野を大きく上回ることから、日本企業の対越投資の代表的な分野と見られる。



出典：JICA調査団。

図 3.2-2 ベトナム主要工業団地に入居した日系企業の分野別社数と割合

3. 3 ベトナム全国の経済区の概況

2007年に改正された外国投資法により、外資系企業の国有化、外国投資家の資産の没収をしない事等を保証し、積極的な外国投資参入の促進を行った結果、2009年までに12,500件余りの外国直接投資（FDI）を誘致することに成功し、1,944億ドル以上の外資を受入れた。その受け皿として、各地に工業団地開発が行われ、2011年末の時点で計画中のものを含めて291か所の工業団地がある。

表 3.3-1 ベトナム全土の工業団地数

地域	拠点都市	工業団地数
北部	ハノイ	64
中部	ダナン	40
南部	ホーチミン	143
メコンデルタ	カントー	44
合計		291

出典：現地で収集した情報を基に調査団が作成

しかし、上記の工業団地開発は、その多くが大都市を中心とした地域に集中しており、それまで経済開発の遅れていた地域との経済格差をさらに広げる結果となった。そのため、上記工業団地開発の地域的偏重により生じた地域経済格差を是正するために、基盤整備、交通インフラ、その他社会整備による経済開発の促進を目的として、1980年代に首相により経済区の開発が提唱され、2010年までに全国に15カ所の経済区の指定がなされた。特に、中央政府の意向としてこれまで開発が遅れていた中部の開発に重点を置いていることから、中部に経済区の指定が多い（15か所のうち10か所）。

第4章 ベトナムの関連法制度の概観

4. 1 裾野産業振興に係る法制度

法令名	主たるテーマ	概要
Decision NO.12/2011/QD-TTg	裾野産業の発展政策 に係る首相決定	ベトナムにおける裾野産業業種の定義を与えるとともに、対象業種の企業が享受可能な、各種インセンティブ措置について規定している。所管省庁は、商業工業省（MOIT）。 ①対象業種の規定 裾野産業振興の対象業種を、下記の6業種に指定。 機械／電機/IT／自動車製造・組み立て／縫製／皮革・靴製造／ハイテク業種 ②インセンティブ措置 1)広告用に政府系ウェブ [※] の無料使用許諾、2)事業所在地の優先的割当、3)輸出入関税の減免措置 等 ※他、中小企業支援に係る諸方策を規定した政府決定 No.56/2009/ND-CP 中の、各種優遇措置の適用についての言及がある。
Circular NO.96/2011/TT-BTC	裾野産業に対する資金調達支援に係る財務省令	上記の政府決定のうちの、裾野産業業種の企業の資金調達に係る、各種優先措置、優遇措置について規定している。 • 輸出入関税優遇措置に係る政府決定（Decree No.87/2010/ND-CP）に沿った輸出入関税減免措置の適用 • 政府決定 No.56/2009/ND-CP に規定された、財政支援策の適用（※NO.56の箇所詳述。） • 法人税減免措置を規定した、Decree No.

法令名	主たるテーマ	概要
		<p>124/2008/NDCP に沿った優遇策（※NO.124 の箇所 で詳述）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 国家開発投資基金からの優先的融資 • 財務省通達（Circular No.92/2010/TT-BTC）の規定を 満たす場合において付加価値税の支払猶予及び払い 戻し措置の適用 • Decree No.198/2004/ND-CP 、 Decree No. 142/2005/ND-CP の規定に則った、土地使用料・使用 税の減免措置の適用

4. 2 振興支援優先産業に係る法制度

法令名	主たるテーマ	概要
Circular NO.27/2006/QD-BKHCHN	ハイテク製品生産案 件の判定基準に係る 科学技術省大臣決定	<p>ハイテク製品生産案件の判定基準について、下記7項目に ついて、規定している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 事業分野に係る基準 2) 製品の適合性に係る基準 3) 研究開発支出割合に係る基準 4) 大卒労働者比率に係る基準 5) 技術ラインの先進性レベル基準 6) 品質管理システムの ISO9000/2001 等の国際基 準準拠 7) 環境基準
Decision NO.55/2007/QD-TTg	振興支援優先産業に 対する各種優遇施策 に係る首相決定	<p>先端産業等の支援優先産業業種に対する支援措置として、 下記を規定している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)工業団地等内の用地の優先的割当て 2)各種助成措置（中央政府レベル） 3)商業工業省及び地方政府のウェブサイトにおける製 品の無料広報サービス享受 4)商業フェア・展示会等での製品の無料提示
Decree NO.56/2009/ND-CP	中小企業支援方策に 係る政府決定	<p>中小企業を、資本規模等から零細企業と小規模企業に定 義・分類した上で、該当する中小企業に対する助成制度や、 各種優遇措置、支援措置を詳述している。</p>

4. 3 税制優遇措置等のインセンティブ供与に係る法制度

法令名	主たるテーマ	概要
Decree No.108/2006/ND-CP	投資法（税制優遇措 置含む）施行ガイド ライン	<p>企業要件、責務、優遇措置、投資許可手続き等、ベトナム における、会社設立・運営、及び投資に係る諸条件・手 続きを包括的に規定している。</p>
Law on Corporate Income Tax No.14/2008/QH12	法人税法	<p>法人税に関連する、包括的な法制度を規定している。ベト ナム企業の標準的な法人税率は 25%であるが、これが企業 活動の諸条件に応じて、優遇税率の適用を受ける等の、規 定が盛り込まれている。</p>
Decree No.124/2008/ND-CP	法人税法（法人税優 遇措置含む）施行ガ イドライン	<p>上記の法人税法に関するガイドライン。優遇措置の適用対 象に求められる条件規定と、適用されたときの優遇税率、 適用期間等について、規定されている。</p>
Circular No.130/2008/TT-BTC	法人税法施行ガイドラ インに係る財務省令	<p>上記のガイドラインに即して、より実務的な記述とされて いる。</p>

法令名	主たるテーマ	概要
Decree No.87/2010/ND-CP	輸出入関税優遇措置 に係る政府決定	輸出入関税優遇措置についての規定が盛り込まれている。

4. 4 経済区・工業団地・輸出加工区整備計画等の関連法制度

法令名	主たるテーマ	概要
Decree No. 29/2008/ND-CP	経済区・工業団地・ 輸出加工区等設置根 拠法	経済区、工業団地、輸出加工区の新設・拡張に係る条件、 手続き、所管する行政について、規定されている。また、 法人税、土地使用料等に係る優遇措置、管理委員会の権限 と責務等について、詳細な規定がなされている。

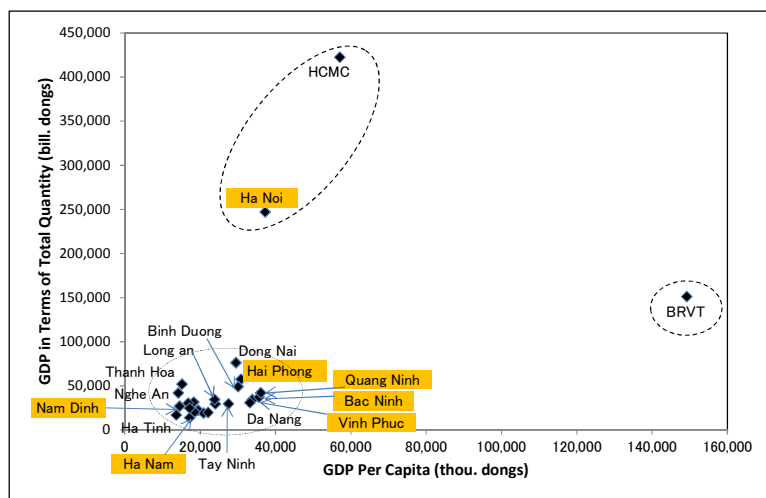
第5章 ベトナム北部地域の成長軸

5. 1 北部地域の経済・産業の現況と動向

(1) 対象省・市の GDP 総量と一人当たり平均 GDP

2010 年における上述 11 省・市の GDP 総量を現価で見ると、上から順に、ハノイ (246.7 兆ドン)、ハイフォン (57.3 兆ドン)、ハイズオン (31.4 兆ドン)、クアンニン (41.8 兆ドン)、バクニン (37.1 兆ドン)、ビンフック (34.1 兆ドン)、タイビン (30.1 兆ドン)、ナムディン (26.6 兆ドン)、フンイエ (22.1 兆ドン)、ニンビン (18.9 兆ドン)、ハナム (13.6 兆ドン) となっている。

一方、一人当たり平均 GDP という指標をみると、順位は、ハノイ (3,728 万ドン)、クアンニン (3,612 万ドン)、バクニン (3,564 万ドン)、ビンフック (3,384 万ドン)、ハイフォン (3,083 万ドン)、ニンビン (2,091 万ドン)、フンイエ (1,952 万ドン)、ハイズオン (1,831 万ドン)、ハナム (1,724 万ドン)、タイビン (1,684 万ドン)、ナムディン (1,456 万ドン) に変わり、ハイフォンは第 5 位に後退する。



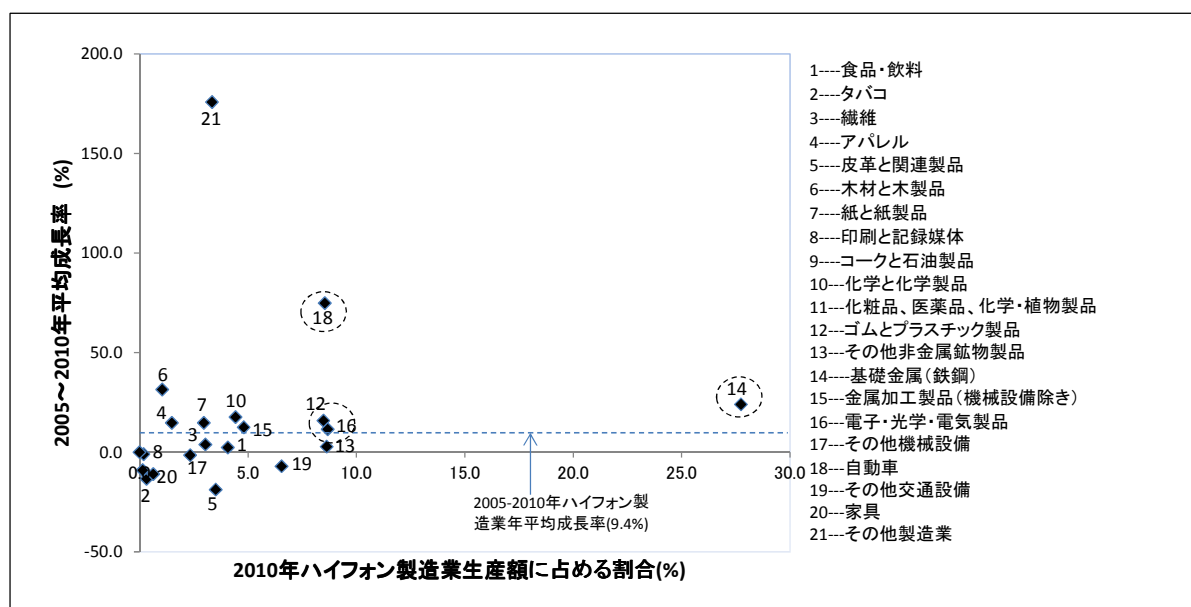
出典：各省・市 2011 年統計年鑑

図 5.1-1 全対象地域の GDP と一人当たり GDP における北部対象省・市の位置

(2) ハイフォン市の経済産業現況

ハイフォン市の製造業生産総額は、2005～2010年の5年間に年平均9.4%の成長率を見せた。各サブセクターの年平均成長率を見ると、製造業全体の平均成長率を上回るのはアパレル(14.7%)、木材と木製品(31.5%)、紙と紙製品(14.7%)、化学と化学製品(17.6%)、ゴムとプラスチック製品(15.8%)、基礎金属(24%)、金属加工製品(12.5%)、電子・光学・電気製品(11.5%)、自動車(74.7%)及びその他製造業(175.8%)など10のサブセクターである。その中、成長率が特に高いのはその他製造業であり、これはリサイクルや機械設備の修理・据付などの分野を含み、製造業に付帯される産廃の処理や設備のメンテナンス及び設備のエンジニアリング活動の活発化を示すものである。また、自動車の高い成長率も注目に値する。

一方、ハイフォン市の製造業生産総額に占める各サブセクターの2010年の割合を見ると、基礎金属(鉄鋼)が27.7%で首位を占め、その他ウェートの高いサブセクターは上から順に、電子・光学・電気製品(8.7%)、その他非金属鉱物製品(8.6%)、自動車(8.5%)、ゴムとプラスチック製品(8.5%)、その他交通手段(6.5%)などが挙げられる。



出典：ハイフォン市統計年鑑 2011 年版

図 5.1-2 ハイフォン市製造業サブセクターの割合と成長率の散布図

5. 2 北部地域の交通インフラ整備現況と将来計画

(1) 道路インフラ

北部地域のうち、ハイフォン市について見ると、ハイフォン市の工業団地が沿道に立地する主要幹線道路は、省道 329、356 号及び国道 5 号線であるが、国道 5 号線をはじめとして自動車交通混雑が深刻化してきており、物流の大動脈となる幹線道路の整備拡充は喫緊の課題となっている。将来的にはハノイ～ハイフォン高速道路(2015年供用開始予定)の整備着工が急がれるところであり、同道路が果たす機能に期待が寄せられている。

(2) 港湾インフラ

港湾は、現況ではハイフォン港(水深 6m)、カイラン港(水深 13m)が機能しているが、将来ラックフェン港(水深 14m、完成予定 2015 年)による海運物流機能の更なる向上に期待が寄せられている。

(3) 空港インフラ

空港は、Cat Bi 国際空港と、Noi Bai 国際空港が供用されているが、同空港までの距離がそれぞれ、2～10km、100km となっている。

このうち、Cat Bi 国際空港は、ハイフォン市人民委員会が、カットビー空港の国際空港化に向けて 5 兆ドン(約 187 億円)を投入する方針を明らかにしている(2012 年 9 月 13 日付サイゴンタイムズ紙による)。資金は国家予算から拠出される。2013 年初めに着工し、2015 年に建設が完了する予定とされている。同空港には、現在、小型機用の滑走路が 1 本あるのみであり、ホーチミン～ハイフォン線 5 便/日、中部ダナン市～ハイフォン線 1 便/日の計 6 便を受け入れている。増強後は大型機の離着陸が可能な長さ 3,000 メートルの滑走路を備え、新路線の就航と利用客増加が期待されている。

5. 3 北部地域の経済区・工業団地の概況

(1) 北部全域の工業団地立地概況

北部には 63 か所の工業団地が開発されているが、それらの殆どはハノイ、ハイフォンを中心とした半径約 200Km 以内の範囲に立地し、多くは国道 5 号線沿道に立地している。

表 5.3-1 工業団地の立地状況

省/市	工業団地の立地数	日系企業数	アクセス		
			拠点都市	空港	港湾
バクザン	1	0	ハロン市	ノイバイ空港	カイン港
クアンニン	4	1	ハロン市	ノイバイ空港	カイン港
ハイフォン市	7	79	ハイフォン市	ノイバイ空港	ハイフォン港
ハノイ市	15	118	ハノイ市	ノイバイ空港	ハイフォン港
ハナム	3	8	ハノイ市	ノイバイ空港	ハイフォン港
ハイズオン	5	36	ハノイ市	ノイバイ空港	ハイフォン港
フンイエン	5	21	ハノイ市	ノイバイ空港	ハイフォン港
ビンフオック	6	22	ハノイ市	ノイバイ空港	ハイフォン港
ホアビン	1	1	ハノイ市	ノイバイ空港	ハイフォン港
バクニン	14	33	ハノイ市	ノイバイ空港	ハイフォン港
バクザン	1	3	ハノイ市	ノイバイ空港	ハイフォン港
タインホア	1	1	ハイフォン市	ノイバイ空港	ハイフォン港
タイグエン	1	1	ハノイ市	ノイバイ空港	ハイフォン港
合計	63	324			

出展：JICA 調査団

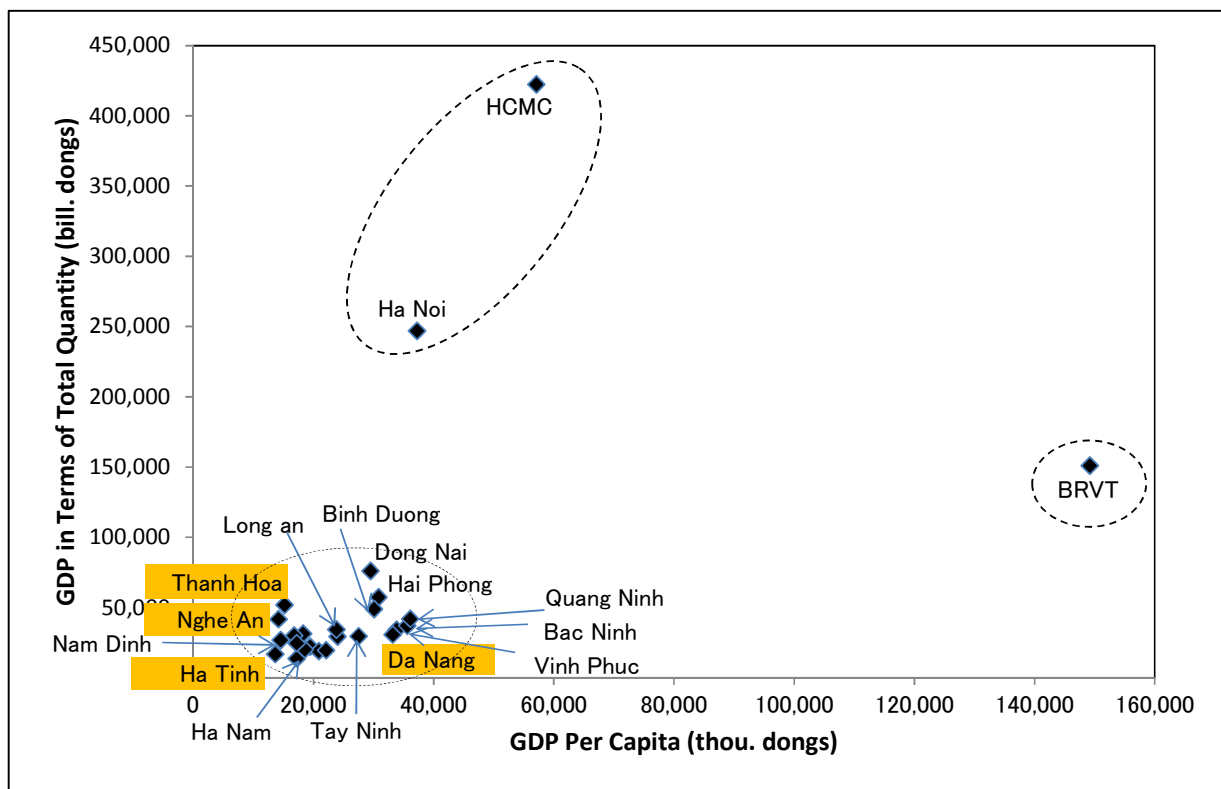
第 6 章 ベトナム中部地域の成長軸

6. 1 中部地域の経済・産業の現況と動向

(1) 対象省・市の GDP 総量と一人当たり平均 GDP

現価で見る 2010 年中部 7 省・市の GDP 総量では、上から順に、タインホア (51.8 兆ドン)、ゲアン (41.6 兆ドン)、ダナン (30.8 兆ドン)、クアンガイ (29.3 兆ドン)、クアンナム (24.6 兆ドン)、トゥアティエンフエ (20.2 兆ドン)、ハティン (16.8 兆ドン) という配列が現れる。

一人当たり GDP の指標においては、中部と北部・南部との格差がさらに大きくなっている。中部で首位のダナンは全国で第 7 位、クアンガイ 12 位、トゥアティエンフエ 17 位、クアンナム 19 位、タインホア 22 位、ゲアン 24 位、ハティン 25 位となり、全般的に低位層に集中している。



出典：各省・市 2011 年統計年鑑

図 6.1-1 全対象地域の GDP と一人当たり GDP における中部対象省・市の位置

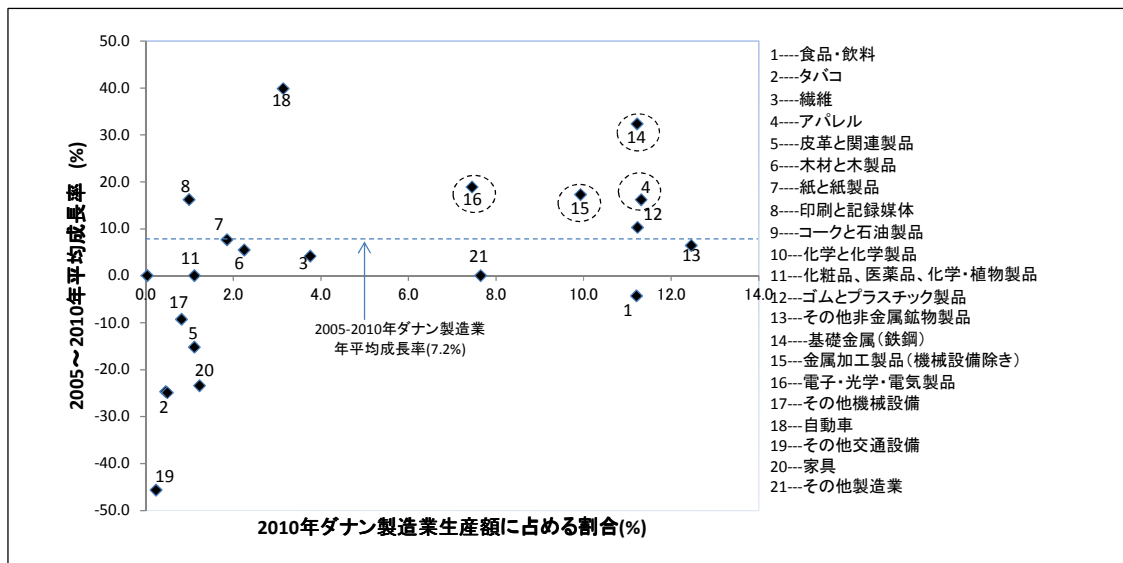
(2) 中部主要 3 省・市製造業サブセクター別の割合と成長率比較

① ダナン市

ダナン市の製造業生産総額は、2005～2010 年の 5 年間ににおける年平均成長率が 7.2%であった。各サブセクターの年平均成長率を見ると、製造業全体の平均成長率を上回るのはアパレル (16.1%)、紙と紙製品 (7.6%)、印刷と記録媒体 (16.2%)、ゴムとプラスチック製品 (10.3%)、基礎金属 (32.3%)、金属加工製品 (17.2%)、電子・光学・電気製品 (18.8%)、及び自動車 (39.8%) などのサブセクターである。その中、成長率が特に高いのは自動車と基礎金属である。なお、コークと石油精製、化粧品、医薬品、化学・植物製品とその他製造業の 3 サブセクターはいずれも 2005 の時点では生産額がゼロであったため、2005 年を比較対象とする成長率の計算ができないが、ダナン市の新興産業として注目に値するものである。

一方、同市の製造業生産総額に占める各サブセクターの 2010 年の割合を見ると、その他非金属鉱物製品 (12.5%) が首位を占め、その他ウェートの高いサブセクターは上から順に、アパレル (11.3%)、ゴムとプラスチック製品 (11.2%)、基礎金属 (11.2%)、食品・飲料 (11.2%)、金属加工製品 (9.9%)、電子・光学・電気製品 (7.5%) などが挙げられる。

製造業に占める割合と成長率を合わせて見ると、基礎金属、アパレル、金属加工製品、電子・光学・電気製品の 4 つのサブセクターは両方とも相対的に高いことがわかる。



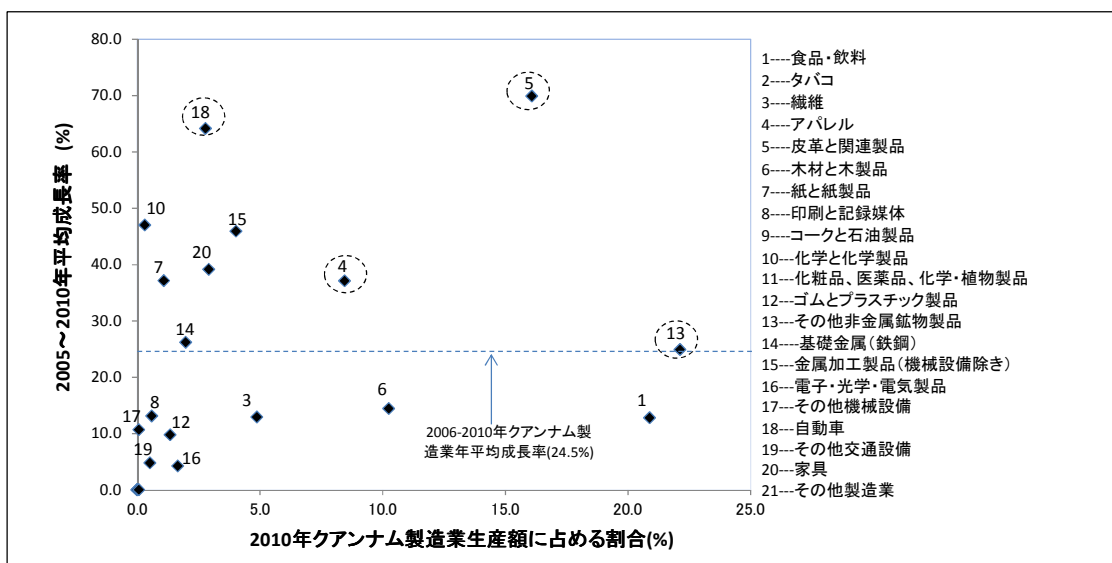
出典：ダナン市統計年鑑 2011 年版

図 6.1-2 ダナン市製造業サブセクターの割合と成長率の散布図

② クアンナム省

クアンナム省の製造業生産総額は、2006～2010 年の 4 年間に於ける年平均成長率が 24.5%であった。各サブセクターの年平均成長率を見ると、製造業全体の平均成長率を上回るのはアパレル (37.1%)、皮革と関連製品 (69.9%)、紙と紙製品 (37.1%)、化学と化学製品 (47%)、その他非金属鉱物製品 (24.9%)、基礎金属 (26.2%)、金属加工製品 (45.9%)、自動車 (64.1%) 及び家具 (39.1%) などのサブセクターである。一方、同省の製造業生産総額に占める各サブセクターの 2010 年の割合を見ると、その他非金属鉱物製品 (22.1%) が首位を占め、その他ウェートの高いサブセクターは上から順に、食品・飲料 (20.9%)、皮革と関連製品 (16.1%)、木材と木製品 (10.2%) などが挙げられる。

製造業に占める割合と成長率を合わせて見ると、皮革と関連製品、その他非金属鉱物製品、及びアパレル 3 つのサブセクター及び自動車サブセクターのウェートも今後一層高くなると見込まれる。



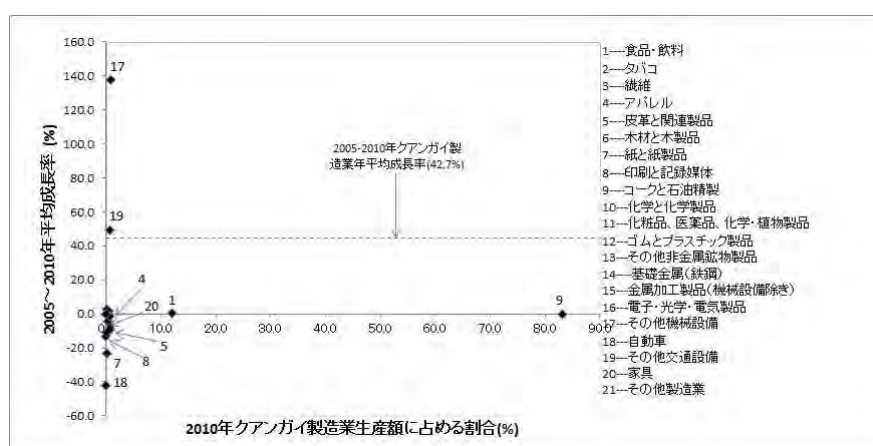
出典：クアンナム省統計年鑑 2011 年版

図 6.1-3 クアンナム省製造業サブセクターの割合と成長率の散布図

③ クアンガイ省

クアンガイ省の製造業生産総額は、2005～2010年の5年間に於ける年平均成長率が驚異ともいえる42.7%であった。各サブセクターの年平均成長率を見ると、製造業全体の平均成長率を上回るのはその他機械設備（137.8%）とその他交通設備（49.1）の2つしか見られない。一方、同省の製造業生産総額に占める各サブセクターの2010年の割合を見ると、コークスと石油精製（83.1%）が首位を占め、その他ウェイトが相対的に高いサブセクターは食品・飲料（12%）である。

製造業に占める割合と成長率を合わせて見ると、コークスと石油製品、その他機械設備とその他交通設備の3つのサブセクターはもっとも重要なセクターといえる。



出典：クアンガイ統計年鑑 2011年版

図 6.1-4 クアンガイ省製造業サブセクターの割合と成長率の散布図

6. 2 中部地域の交通インフラ整備現況と将来計画

(1) 道路インフラ

ダナンは、物流の観点から見ても、ラオス、タイおよびカンボジアを睨む好位置にあり、現在ダナン市を基点とし、ラオス、タイを横断してミャンマーの首都ヤンゴンの近郊に至る東西経済回廊（全長 1,500km）幹線道路の補修や橋梁の建設がアジア開発銀行（ADB）や日本政府などの資金援助で整備が進められている。ダナン市周辺のベトナム中部における高速道路整備に関しては、現在ベトナム南北高速道路網の1区間を構成するダナン～クアンガイを結ぶ高速道路（片側2車線、全長約131.5キロメートル）が日本、及びADBの支援により整備が進められている。

(2) 港湾インフラ

ダナンでは、東西経済回廊で深海港として期待されているのが「ティエンサ」港であり、ベトナム・ラオス・タイ及びミャンマーを通過する全長1,450kmに及ぶ「東西回廊」の起点である。また、クアンナム省・クアンガイ省が共同利用・管理を計画しているズンクアット港は、同省の重工業を支える重要港湾として機能している。同港湾近隣には石油精製工場の集積があり、また、JFEスチールが台湾企業との合弁で、同港湾を擁するズンクアット経済区への進出を検討中である。

(3) 空港インフラ

ダナン国際空港は、ベトナム中部における中心的な国際空港であり、市内から近く車で5分程度の位置にある。総面積150haで3,048mの滑走路を2レーン保有しており、B747・B767・A320などの

主要機の発着も可能である。年間利用客は 200 万人であり、2011 年 12 月には新旅客ターミナルが完成した。国際路線としては、タイ（バンコク）、シンガポール、台湾（台北）行の直行便があり、ダナンーシンガポール間、ダナンー大阪間などの増便も計画されている。

また、改修工事を行っていたクアンナム省のチューライ国際空港は、2005 年 3 月より営業を再開している。

6. 3 中部地域の経済区・工業団地の概況

中部には、全国 15 の経済区の中の 10 の経済区が整備されている。また、37 か所の工業団地が開発されているが、それらはハイバン峠の北側のフエから南中部のカインホアまでの南北、約 600Km の地域に広がって立地しており、むしろホーチミン市を中心とした南部との関係の方が強い工業団地も多く、国内での部品調達や販売市場をホーチミン市、ドンナイ、ビンズオン、等の多くの工業団地の企業を対象としている。

表 6.3-1 中部の工業団地の立地状況

省/市	工業団地の立地数	日系企業数	アクセス		
			拠点都市	空港	港湾
ゲアン	1	1			
トゥアティンフエ	1	0	フエ市	フエ空港	チャンマイ港
ダナン市	7	26	ダナン市	ダナン空港	ダナン港
クアンナム	7	0	タムキー市	チューライ空港	ズンクアット港
クアンガイ	4	0	クアンガイ市	チューライ空港	ズンクアット港
ビンディン	7	0	クイニヨン市	ホーチミン空港	クイニヨン港
ジアライ	1	0	ブレイク市	ダナン空港	ダナン港
フーエン	2	0	トゥイホア市	ホーチミン空港	カムラン港
ダクラック	1	0	ボンマトー市	ホーチミン空港	カムラン港
カインホア	5	0	ニャチャン市	ホーチミン空港	カムラン港
ダクノン	1	0	ジアギア市	ホーチミン空港	ホーチミン港
合計	37	27			

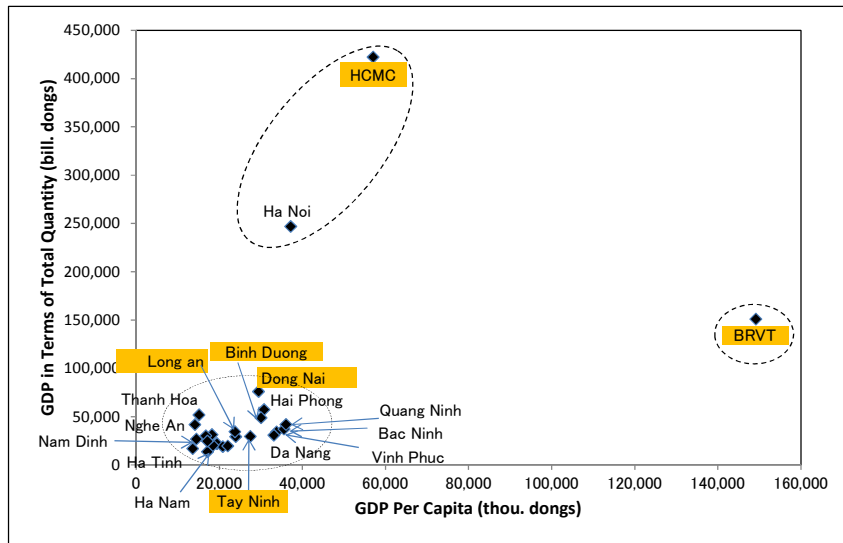
出展：JICA 調査団

第 7 章 ベトナム南部地域の成長軸

7. 1 南部地域の経済・産業の現況と動向

2) 対象省・市の GDP 総量と一人当たり平均 GDP

現価で見る南部 7 省・市の 2010 年 GDP 総量では、上から順に、ホーチミンシティ (422.3 兆ドン)、バリアブントウ (151 兆ドン)、ドンナイ (76 兆ドン)、ビンズオン (48.8 兆ドン)、ロンアン (34.4 兆ドン)、タイニン (29.5 兆ドン)、ビンフオク (19.6 兆ドン) と配列される。一方、一人当たり平均 GDP という指標をみると、順位は、バリアブントウ (14,918 万トン)、ホーチミンシティ (5,709 万トン)、ビンズオン (3,010 万トン)、ドンナイ (2,952 万トン)、タイニン (2,755 万トン)、ロンアン (2,384 万トン)、ビンフオク (2,209 万トン) に変わり、バリアブントウが首位に浮上し、ホーチミンシティは第 2 位、ドンナイは第 4 位に後退する。

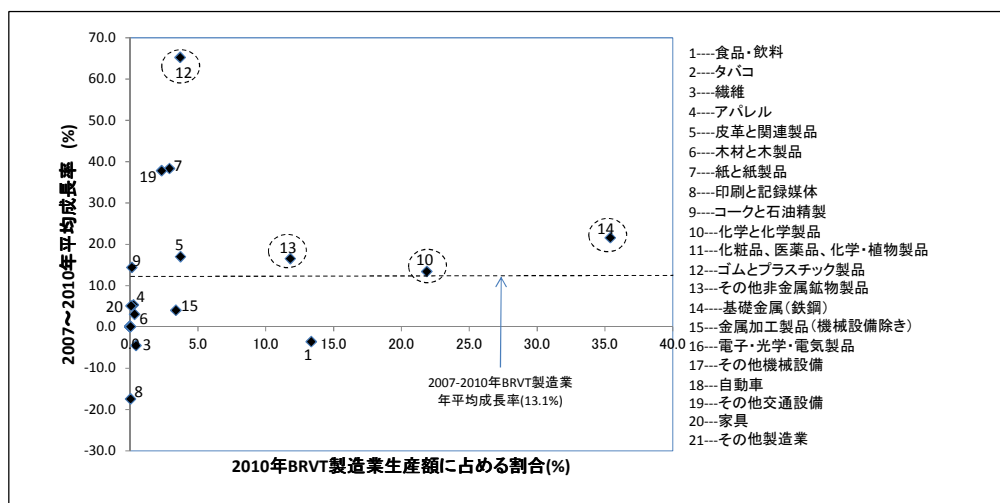


出典：各省・市 2011 年統計年鑑

図 7.1-1 全対象地域の GDP と一人当たり GDP における南部対象省・市の位置

3) バリアブントウ省製造業サブセクター別の割合と成長率比較

バリアブントウ省の各サブセクターの年平均成長率を見ると、製造業全体の平均成長率（13.1%）を上回るのは皮革と関連製品（16.9%）、紙と紙製品（38.3%）、コークと石油精製（14.3%）、化学と化学製品（13.3%）、ゴムとプラスチック製品（65.1%）、その他非金属鉱物製品（16.5%）、基礎金属（21.5%）及びその他交通手段（37.8%）など 8 のサブセクターである。一方、バリアブントウ省の製造業生産総額に占める各サブセクターの 2010 年の割合を見ると、基礎金属（鉄鋼）が 35.4% で首位を占め、その他ウェートの高いサブセクターは上から順に、化学と化学製品（21.9%）、食品・飲料（13.4%）、その他非金属鉱物製品（11.8%）などが挙げられる。製造業に占める割合と成長率を合わせて見ると、基礎金属、化学と化学製品、及びその他非金属鉱物製品の 3 つのサブセクターは両方とも相対的に高いことがわかる。また、ゴムとプラスチック製品セクターの過去数年間における驚異的な伸び率を勘案すると、今後この分野のウェートがさらに上昇することが見込まれる。



出典：バリアブントウ省統計年鑑 2011 年版

図 7.1-2 バリアブントウ省製造業サブセクターの割合と成長率の散布図

7. 2 南部地域の交通インフラ整備現況と将来計画

(1) 道路インフラ

南部地域のうち、バリアブントウ省について見ると、バリアブントウ省では、国道 51 号線、56 号線が、ほぼ唯一の幹線道路となっている。将来的には、1)ホーチミン～ロンタイン高速道路 (2014 年供用開始予定)、2)ビエンホア～ブントウ高速道路 (ビエンホア～フーミー区間) (2017 年供用開始予定)、3)ベンルック～ロンタイン高速道路 (2017 年供用開始予定)、4)フオックホア～カイメップ道路といった複数の幹線道路整備計画・建設中案件があがっており、これらの道路の供用により、同地域の人流・物流面でのポテンシャルアップが期待される。

(2) 港湾インフラ

港湾は、現況ではカイメップ・チーバイ港、将来的には同港の国際港としての機能の拡充 (建設中) と、港間連絡道路 (全長 21.3km、幅 50m、完成予定 2015 年) による港湾物流の機能拡充に期待が寄せられる。

(3) 空港インフラ

空港はタンソンニャット国際空港があるが、アクセス時間が長い。将来的にはロンタイン国際空港 (開港予定 2020 年) の供用によって同地域の人流・物流利便性は飛躍的に高まるものと期待される。

7. 3 南部地域の経済区・工業団地の概況

南部には 187 か所の工業団地が立地しており、メコン河以北には 143 か所、メコン河以南のメコンデルタ地域に 44 か所が立地している。

第 8 章 まとめと提言

8. 1 地域の比較優位と比較優位発揮に向けた将来シナリオ

8. 1. 1 ハイフォン市の比較優位の評価

本報告書の第 5 章では、北部地域とハイフォン市について、経済・産業の現況、ハイフォン市 DPI が打ち出している産業政策の基本方向、特別工業団地をはじめとする工業団地整備の基本政策を概観した。それらの現況把握結果に基づいて、ここではハイフォン市における産業現況、経済現況、工業団地の展開状況から見た、同地域の強み、弱み、ポテンシャル、脅威等に係る SWOT (Strength Weakness Opportunity Threat) 分析、及びそれらに付随する政策の方向性について、とりまとめたものを次頁に示す。

表 8.1-1 ハイフオン市の SWOT 分析結果と地域振興に向けたマクロの諸方策案

強み (Strong Point)	弱み (Weak Point)	ポテンシャル (Opportunity)	脅威 (Threat)
<ul style="list-style-type: none"> 立地企業の産業種別構成を見ると、他地域に比べて、立地企業の業種が豊富であり、アセンブラー、部品供給業種等のバランスが比較的よく取れている。 鉄鋼をはじめとする基礎的金属材料加工業種及び電気電子産業の展開が進んでいる。 ハイフオン港をはじめとする大規模交通インフラが物流キヤパシティを担保している。 好な物流サービスの提供に寄与している。 香港、上海をはじめとする中国の大規模市場に近接しており、部品調達・最終製品販売市場としての中国との近接利便性に富む。 環境負荷の大きな金属加工業種の更なる立地を可能とするための社会インフラ（排水・廃棄物処理関連）の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 電気電子産業以外の競争力に富む製造業が発展していない 市街地の人口密度が高いことや、海浜地区の地盤強度の脆弱性等によつて、土地供給余力が豊富ではない 近年の交通渋滞の著しい国道5号線が、物流幹線道路としての機能麻痺を来たしてきている クと化してきている 香港、上海をはじめとする中国市場の近接利便性は、その一方で部品調達基地と化しており、ハイフオン市内の裾野産業育成を阻むネガティブ要因となっている 	<ul style="list-style-type: none"> ハノイ～ハイフオン高速道路（2015年供用開始予定）の供用によって、国道5号線の交通混雑緩和と、北部の物流機能改善が期待される 新港湾のラックフェン港（水深14m、完成予定2015年）の供用と、ハイフオン港の改良によってハイフオン市の物流競争力の向上が期待される 日本とベトナムの首脳による強力な政治支援によって経済活性化が期待される 近年のベトナム近隣諸国の労働賃金上昇が相対的に安価な労働賃金が見込めるハイフオン市への外資投資額増大が期待される 	<ul style="list-style-type: none"> 裾野産業振興は、今やハイフオンのみならず、ベトナム全土における産業課題と化してきている。裾野産業振興施策への乗り遅れは重大な産業政策の後退に繋がる 近隣の省・市も外資の呼び込み、特にアクティブになっており、特に日系中小企業の呼び込みにおける競争の激化を招きつつある 欧州経済の停滞が欧州からの投資の縮小と、国際市場全体の冷え込みに繋がる可能性がある

更なる強みの発揮のために

弱みの克服のために

ポテンシャルの活用のために

脅威克服のために

<ul style="list-style-type: none"> ハイフオン市におけるハイテク・IT分野の高付加価値産業の更なる振興を図る 既存集積が進んでいる電気電子産業を核とした裾野産業振興を図る。また、鉄鋼をはじめとする基礎的金属材料の集積の横展開を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 左記の強みの更なる強化のための職業訓練施設新設・機能拡充を図り、香港・上海等の高品質な部品供給地に対する用地の確保のために、最新技術を導入した埋め立て工法を適用した、埋め立て地域の確保 ハイフオン市における既存の物流機能の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> 日越首脳の前主導による経済活性化施策の周知 新規高速道路・新規大規模港湾整備計画を盛り込んだ、物流システム導入と、それらを機軸としたハイフオンの製造業展開施策を具体化する 財政支援等を見込むために、中央政府との緊密な連携を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 裾野産業のみに注力した産業振興策を講ずるのみならず、裾野産業が部品供給を行う対象企業となる大型の加工組み立て業種企業を誘致する等の幅広い誘致施策を講ずる 近隣省・市との連携を図り、各地域の強みと比較優位を生かした地域全体としての産業振興を図る
--	--	---	--

8. 1. 2 中部地域の比較優位の評価

本報告書の第6章では、ダナン市、クアンナム省、クアンガイ省をはじめとする中部地域について、経済・産業の現況、工業団地整備現況と計画を概観した。それらの現況把握結果に基づいて、ここでは中部地域のうち、ダナン市、クアンナム省、クアンガイ省における産業現況、経済現況、工業団地の展開状況から見た、同地域の強み、弱み、ポテンシャル、脅威等に係る **SWOT (Strength Weakness Opportunity Threat)** 分析、及びそれらに付随する政策の方向性について、とりまとめたものを表形式に示す。

表 8.1-2(1) ダナン市の SWOT 分析結果と地域振興に向けたマクロの諸方策案

強み (Strong Point)	弱み (Weak Point)	ポテンシャル (Opportunity)	脅威 (Threat)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域資源では、海洋資源と観光資源に富んでいる ・ リエンチュウ港、ティエンサ港、ダナン港といった複数の港湾インフラを擁している ・ 東西経済回廊の起終点に位置している 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 競争力に富む製造業が発展していない ・ 環境規制が厳しく、外資の誘致を妨げる要因になりかねない要素を孕んでいる ・ 労働力の供給不足が懸念される 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな工業団地整備計画として、1,000ha 強のハイテク工業団地と、130ha の IT 工業団地の整備計画が進展中である ・ 国道 14D 号線を軸とした、第 2 東西経済回廊の整備計画が進展中である ・ クアンナム省、クアンガイ省をはじめとする中部 6 省との連携を模索中 ・ ベトナム南北高速道路網のうち、最優先路線であるダナン-クアンガイ間の高速道路の建設を我が国が ODA において支援 ・ 上下水道事業が展開中（事業主は DAWACO） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 裾野産業振興は、今やダナン市ののみならず、ベトナム全土における産業課題と化してきつつある。近隣省も日系企業をはじめとする外資の呼び込みに積極的になっており、競争の激化を招きつつある ・ 欧州経済の停滞が欧州からの投資の縮小と、国際市場全体の冷え込みに繋がる可能性がある

更なる強みの発揮のために

弱みの克服のために

ポテンシャルの活用のために

脅威克服のために

<ul style="list-style-type: none"> ・ 海産品加工業種の育成強化 ・ 観光分野での産業振興を図る ・ 道路・港湾インフラを活用した物流機能の強化を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職業訓練施設の新設・機能拡充を図り、製造業の競争力強化を図る ・ 環境技術を取り込んだ、環境に優しい産業構造づくりを進める 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規高速道路・新規大規模港湾整備計画実現を盛り込んだ、製造業展開施策を具体化する ・ 近隣省・市との連携を図り、競合ではなく補完的關係の構築に腐心する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣省・市との連携を図り、各地域の強みと比較優位を生かした地域全体としての産業振興を図る
---	--	--	--

表 8.1-2(2) クアンナム省の SWOT 分析結果と地域振興に向けたマクロの諸方策案

強み (Strong Point)	弱み (Weak Point)	ポテンシャル (Opportunity)	脅威 (Threat)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域資源では、海洋資源と観光資源（世界文化遺産であるホイアン及びその周辺のビーチリゾート）に富んでいる ・ 自動車組み立て産業の集積がはじまりつつある ・ チェウライ空港を擁している。このほか、ダナン市のダナン港とダナン空港、クアンガイ省のズンクアット港と近接している 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 競争力に富む製造業が発展していない ・ 他省・市と連絡する陸上幹線交通路は、国道1号線のみであり、自動車交通混雑が著しい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Truong Hai 工業団地に、TACHO、HYUNDAI、KIA、MAZDA といった自動車組み立て業種の企業が立地しており、自動車産業の今後の集積の進展が期待できる ・ 国道 14D 号線を軸とした、第2東西経済回廊の整備計画が進展中である ・ ダナン市、クアンガイ省をはじめとする中部 6 省との連携を模索中 ・ ベトナム南北高速道路網のうち、最優先路線であるダナン-クアンガイ間の高速道路の建設を我が国が ODA において支援 ・ Dai Loc バイオエタノール製造工場建設（事業主は Dong Xanh JSC） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 裾野産業振興は、今やクアンナム省のみならず、ベトナム全土における産業課題と化してきつつある。近隣省も日系企業をはじめとする外資の呼び込みに積極的になっており、競争の激化を招きつつある ・ 欧州経済の停滞が欧州からの投資の縮小と、国際市場全体の冷え込みに繋がる可能性がある
<p>更なる強みの発揮のために</p>	<p>弱みの克服のために</p>	<p>ポテンシャルの活用のために</p>	<p>脅威克服のために</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 海産品加工業種の育成強化 ・ 観光分野での産業振興を図る ・ 道路・港湾インフラを活用した物流機能の強化を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職業訓練施設の新設・機能拡充を図り、製造業の競争力強化を図る ・ 幹線道路（国道1号線）の適切な維持補修 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規高速道路・新規大規模港湾整備計画実現を盛り込んだ、製造業展開施策を具体化する ・ 自動車組み立て産業の集積を睨んだ、裾野産業の育成強化 ・ 近隣省・市との連携を図り、競合ではなく補完的関係の構築に腐心する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣省・市との連携を図り、各地域の強みと比較優位を生かした地域全体としての産業振興を図る

表 8.1-2(3) クアンガイ省の SWOT 分析結果と地域振興に向けたマクロの諸方策案

強み (Strong Point)	弱み (Weak Point)	ポテンシャル (Opportunity)	脅威 (Threat)
<ul style="list-style-type: none"> ・既存産業集積として、ベトナムで最大の石油精製産業、造船産業の集積が進んでおり、これらの重化学工業を核とするズンクアツ経済区を擁する ・自動車組み立て産業の集積がはじまりつつある ・ズンクアツ港を擁している。このほか、クアンナム省のチュエーライ空港、チュエーライ港、キーハ港と近接している 	<ul style="list-style-type: none"> ・石油精製業種を除いて、競争力に富む製造業が発展していない ・他省・市と連絡する陸上幹線交通路は、国道1号線のみであり、自動車交通混雑が著しい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ズンクアツ経済区の更なる機能拡張を企図して、新しいマスタープランの策定が進行中である ・クアンナム省を介してアクセスする第2東西経済回廊の整備計画が進展中である ・ダナン市、クアンナム省をはじめとする中部6省との連携を模索中 ・ベトナム南北高速道路網のうち、最優先路線であるダナン-クアンガイ間の高速道路の建設を我が国がODAにおいて支援 ・ズンクアツ第一製油所（事業主は Petrovietnam）、Guang Lian（高炉建設事業（事業主は JFE スチール）の展開 	<ul style="list-style-type: none"> ・裾野産業振興は、今やクアンガイ省のみならず、ベトナム全土における産業課題と化してきつつある。近隣省も日系企業をはじめとする外資の呼び込みに積極的になっており、競争の激化を招きつつある ・欧州経済の停滞が欧州からの投資の縮小と、国際市場全体の冷え込みに繋がる可能性がある
<p>更なる強みの発揮のために</p>	<p>弱みの克服のために</p>	<p>ポテンシャルの活用のために</p>	<p>脅威克服のために</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・石油精製業種関連の製造業の育成強化 ・造船業を核とした裾野産業の振興を図る ・道路・港湾インフラを活用した物流機能の強化を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・職業訓練施設の新設・機能拡充を図り、石油関連業種、及び造船業に関連する製造業の競争力強化を図る ・幹線道路（国道1号線）の適切な維持補修 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規高速道路・新規大規模港湾整備計画実現を盛り込んだ、製造業展開施策を具体化する ・近隣省・市との連携を図り、競合ではなく補完的関係の構築に腐心する 	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣省・市との連携を図り、各地域の強みと比較優位を生かした地域全体としての産業振興を図る

8. 1. 3 バリアブントウ省の比較優位の評価

本報告書の第7章では、南部地域とバリアブントウ省について、経済・産業の現況、バリアブントウ省人民委員会の産業政策の基本方向、特別工業団地をはじめとする工業団地整備の基本政策を概観した。それらの現況把握結果に基づいて、ここではバリアブントウ省における産業現況、経済現況、工業団地の展開状況から見た、同地域の強み、弱み、ポテンシャル、脅威等に係る **SWOT (Strength Weakness Opportunity Threat)** 分析、及びそれらに付随する政策の方向性について、とりまとめたものを表形式に示す。

表 8.1-3 バリアブントウ省の SWOT 分析結果と地域振興に向けたマクロの諸方策案

強み (Strong Point)	弱み (Weak Point)	ポテンシャル (Opportunity)	脅威 (Threat)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉱物資源と、海洋資源に富み、従来から鉱物資源の採掘産業と海洋資源を活用した海洋観光、海産物の加工業種が展開してきている ・ 鋼材生産に係る業種の集積が高い ・ カイメップ・チャーバイ港が部分供用され、大規模海洋物流インフラとして機能している ・ 海浜リゾート等が発展しており、大規模なホテル等、高いホスピタリティを提供する施設が集積する ・ 近隣の省・市（ホーチミン市、ドンナイ省、ビンズオン省、ロンアン省等）に対しては、競争的と言えより補完的な関係（基礎鋼材の提供、保養地としての観光サービス提供等）を保持し得る素地を有している 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業構造として、鉱物資源の採掘業種に過度に依存している ・ GDP に占める製造業種の生産高が低く、製造業セクターの競争力が低い ・ 15 歳以上の労働力人口が少なく、ワーカークラスの供給力が乏しい ・ 中核拠点市であるホーチミン市までの距離が遠い。現状では国道 51 号線のみが主たる幹線アークセス交通インフラとなっており、約 3 時間を要する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホーチミン・ロンタンイン高速道路（2014 年供用開始予定）、ビエンホア～ブントウ高速道路（ビエンホア～フーミー区間、2017 年供用開始予定）、ベンルック～ロンタンイン高速道路（2017 年供用開始予定）等の新規高速道路整備計画が進んでいる ・ カイメップ・チャーバイ港の国際港としての機能の拡充（建設中）と、港間連絡道路（全長 21.3km、幅 50m、完成予定 2015 年）の整備が進展中 ・ ロンタンイン国際空港（開港予定 2020 年）の整備が進展中 ・ Son My 1 発電所（双日他、2018 年竣工見込）、Phu My 肥料製造工場（CO₂ 回収システムを MHII が供給）、Long Son 第 3 製油所の建設（事業主は Petrovietnam）、上水道事業の展開（事業主は BWACD）、Dinh Co ガス処理場建設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 裾野産業振興は、今やバリアブントウ省のみならず、ベトナム全土における産業課題と化してきており、裾野産業振興施策への乗り遅れは重大な産業政策の後退に繋がる ・ 近隣の省・市も外資の呼び込みに向けたアクティブになっており、特に日系中小企業の呼び込みにおける競争の激化を招きつつある。特に、隣接するドンナイ省との競争が厳しい ・ 欧州経済の停滞が欧州からの投資の縮小と、国際市場全体の冷え込みに繋がる可能性がある
<p>更なる強みの発揮のために</p>	<p>弱みの克服のために</p>	<p>ポテンシャルの活用のために</p>	<p>脅威克服のために</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 海洋資源を活かしたシーフード等の海産品加工業の振興、金属加工業種の振興策が必要である ・ 製造業と連携した複合的ツーリズム産業の振興策が必要 ・ 近隣の省・市とは補完的な関係構築を目指すべく、経済連携方策を模索すべきである 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 採石や鉱物資源の採掘等の従来業種からの産業構造転換を図るために、製造業の振興を図るべき ・ ワーカーをバリアブントウ以外の地域から吸引するために、ワーカーの待遇改善に向けた取組が必要 ・ 既存の物流施設の更なる機能拡充を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日越首脳が政治主導による経済活性化施策の周知 ・ 新規高速道路・新規大規模港湾整備計画を盛り込んだ、物流システムの導入と、それらを機軸としたハイフォンの製造業展開施策を具体化する ・ 財政支援等を見込むために、中央政府との緊密な連携を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 裾野産業誘致施策と並行して、まずアセンブラー等の加工組み立て業種の誘致を図り、しかる後に裾野産業種を誘致する等の段階的誘致施策を講ずるべき ・ 近隣の省・市（特にドンナイ省、ホーチミン市）との連携を図り、各地域の強みと比較優位を生かした地域全体としての産業振興を図る

8. 2 ハイフォン市・バリアブントウ省の比較優位発揮のための諸課題

ここでは、8. 1で述べた北部、中部、南部の各地域の考察のうち、日系企業誘致に向けた特別工業団地整備計画を有する、ハイフォン市とバリアブントウ省の2地域を取り上げ、各地域の比較優位の発揮のために、解決が求められる諸課題について、ハード、ソフトの両面について以下の通り抽出した。

(1)ハード面からみた諸課題

ハイフォン市、バリアブントウ省各々のハードインフラ面からの諸課題を概観すると、以下の通り。

表 8.2-1 ハードインフラ整備・計画に係る諸課題

	インフラ項目	課題
ハイフォン市	交通インフラ（工業団地外幹線交通）	<ul style="list-style-type: none"> • 国道5号線が容量限界 • ハノイ～ハイフォン高速道路整備中 • ラックフェン港整備計画 • カットビー空港整備計画
	道路インフラ（アクセス交通）	<ul style="list-style-type: none"> • 港湾アクセス道路が不十分 • 工業団地アクセス道路整備が不十分
	道路インフラ（工業団地内）	<ul style="list-style-type: none"> • ディベロッパが十分整備していない工業団地もある
	電力供給施設	<ul style="list-style-type: none"> • 停電問題
	上水道	<ul style="list-style-type: none"> • 特に問題なし
	排水処理	<ul style="list-style-type: none"> • 環境汚染防止に配慮した排水処理施設整備は不十分
バリアブントウ省	交通インフラ（工業団地外幹線交通）	<ul style="list-style-type: none"> • 国道51号線がほぼ唯一の連絡道路 • 国道51号線拡幅事業実施中 • 都市間高速道路整備が多数計画中 • カイメップチャーバイ国際港湾整備構想 • ロンタイン国際空港整備計画構想
	道路インフラ（工業団地へのアクセス交通）	<ul style="list-style-type: none"> • 国道51号線から先の工業団地までのアクセス道路が貧弱
	道路インフラ（工業団地内）	<ul style="list-style-type: none"> • ディベロッパが十分整備していない工業団地もある
	電力供給施設	<ul style="list-style-type: none"> • 大規模な発電施設を持つにも関わらず、停電問題が存在する
	上水道	<ul style="list-style-type: none"> • 特に問題なし
	排水処理	<ul style="list-style-type: none"> • 環境汚染防止に配慮した排水処理施設整備は不十分

(2)ソフト面からみた諸課題

ソフト面から見た諸課題について、ここでは、日系投資家の視点から見た投資リスク軽減のためのソフト課題について検討する。

ハイフォン市、バリアブントウ省に共通するソフト面での諸課題については、日系投資家を誘致するにあたって詳細に把握しなければならない、投資家の目線から見た投資リスクの共有と、それらのリスクを軽減するための諸施策の抽出と導入・実施である。日系投資家の工業団地への誘致を図るにあ

たつて、ソフト施策の検討に際しての基礎的検討材料ともなる、投資家のリスク分析について、抽出された投資リスクは、概ね、次の4点に集約することができる。

- a. 行政手続きリスク (Administrative Risk)
- b. コストオーバーランリスク (Cost Over-run Risk)
- c. 市場リスク (Market Risk)
- d. 環境リスク (Residential Environmet Risk)

これらの投資リスク軽減のためのソフト施策を列挙すれば、次の通りである。

表 8.2-2 主要なリスク項目別のリスク軽減方策 (案)

リスクの区分	リスク軽減のためのソフト施策
行政手続きリスク (Administrative Risk)	<ul style="list-style-type: none"> • One-Stop サービスシステムの構築 • ベトナムローカルディベロッパーの入居企業に対するサポート体制の強化支援 • 手続きに関する情報提供の徹底 (日本語での情報提供含む) • 日系ディベロッパーや日系投資アドバイザーとのパートナーシップ構築等の連携強化
コストオーバーランリスク (Cost Over-run Risk)	<ul style="list-style-type: none"> • 中小企業のコストリスク軽減のために、貸し工場施設の整備 • 工業団地内のインフラ整備は、ディベロッパーが責任を持つべく、人民委員会及び工業団地管理委員会は指導を強化する • 種々の情報提供 • 日系ディベロッパーや日系投資アドバイザーとのパートナーシップ構築等の連携強化 • 運転資金 (内貨建て) の調達支援のための特別工業団地ファンドの創設 (リボルディングファンドとして、運営)
市場リスク (Market Risk)	<ul style="list-style-type: none"> • 市場環境の調査、把握を行い、地域の企業が欲している企業ニーズを明らかにする • 上記の市場ニーズを踏まえ、人民委員会は地域において物産フェア、ビジネスフェア、展示会などを組織し、企業家が情報交換を行う場の提供を行う
環境リスク (Residential Environmet Risk)	<ul style="list-style-type: none"> • 工業団地内にワーカーの居住区を設ける等、生活環境整備を進める • 日系管理者が安心して住めるまちづくり環境整備を、人民委員会の主導のもとに進める

8. 3 諸課題解決に向けた支援方策

8. 1 で述べた地域の比較優位の発揮のために、8. 2 で抽出した諸課題の解決が求められる。ここでは、それら諸課題解決のための支援方策 (日本側の支援含む) について、検討する。

1) 地域の比較優位発揮をにらんだ特別工業団地のあり方

8. 2 で抽出された投資リスク軽減のためのソフト施策について、それらの受け皿となるハイフォン市、バリアブントウ省の特別工業団地に求められる機能については、以下の二点が強調されるべきと考える。

①地域に裨益する経済・産業機能の集積拠点としての特別工業団地

ハイフォン市にあっては、電機・電子、機械系の経済・産業機能の集積が見られ、また、バリアブントウ省にあっては、鉄鋼・非鉄金属・石油等の基礎素材産業供給型業種の企業集積が見ら

れる。これらの既存産業集積を核とした業種の企業を特別工業団地に集めることで、ハイフォン市・バリアブントウ省への地域産業活動の更なる活性化への寄与が期待し得る。また、両地域に共通して言えることとして、大規模港湾を核としたロジスティクスハブ地域としての高いポテンシャルを有していることである。このように、ハイフォン市、バリアブントウ省における特別工業団地は、既存の産業集積とロジスティクス機能を核とした更なる機能集積を促進することで、地域に裨益する経済・産業機能の集積拠点としての役割がある。

②中小企業などの企業活動の育成に資するインキュベーター拠点としての特別工業団地

工業団地への進出には様々なリスクを伴う。それは、特に経営的体力の脆弱な中小企業にとっては、進出を阻害する大きな要因である。特別工業団地では、これらの企業リスク軽減の観点から、経営支援、企業活動育成等のインキュベーション的機能の発揮が求められる。その具体的な形が、例えば貸工場の整備・運営であったり、中小企業を対象とした税制等の優遇措置である。しかしながら、ベトナムにおける工業団地運営は、民間ディベロッパーに委ねられている部分が多いのが現状であり、インキュベーターとしての特別工業団地が機能するためには、ある程度の公的性格の付与が必要となる可能性を持つ。

2) 特別工業団地の分類

工業団地を、1)工業団地内インフラ整備主体、2)工業団地の運営主体、3)工業団地への投資アドバイザー、4)工業団地外のインフラ整備主体といった視点から、工業団地を分類すると以下のとおりである。現状では、工業団地内のインフラ整備と運営主体は、民間ディベロッパー（ローカルディベロッパー、ローカル+日系の JSC ディベロッパー、日系ディベロッパーの3種類）であり、工業団地外側の道路等関連インフラ整備は、人民委員会などの公的主体が担っており、一部、ODA が充当されている。それに対して、工業団地内のインフラ整備や運営の主体に公的主体が関与する公共型特別工業団地や、官民連携による PPP 型特別工業団地も考えられる。

表 8.3-1 工業団地の分類

	工業団地内ハード・ソフト施策			工業団地外側 区域のインフラ整備主体
	工業団地内の インフラ整備主体	工業団地の 運営主体	投資アドバイザー	
現状型	民間主体 (ローカルディベロッパー)	民間主体 (ローカルディベロッパー)	日系アドバイザー	公的主体+ODA
	民間主体 (日系+ローカルディベロッパーの JSC)	民間主体 (日系+ローカルディベロッパーの JSC)	日系アドバイザー	
	民間主体 (日系ディベロッパー)	民間主体 (日系ディベロッパー)	日系アドバイザー	
公共型	公的主体+ODA	公的主体+ODA (専門家派遣等)		公的主体+ODA
PPP 型 (運営委託型)	公的主体+ODA	民間主体		公的主体+ODA
PPP 型 (BOT/BTO 型)	公的主体+民間主体 (+ODA)	民間主体		公的主体+ODA

本 編

第1章 業務実施の基本方針

1. 1 業務の背景と目的

(1) 本件業務の背景

2011年6月にベトナム国政府（以下、「ベ」国政府）がハイフォンとバリア・ブンタウを南北の成長軸として開発を優先的に進めていく方針を打ち出し、ズン首相も再任の際に、ハイフォン、中部（場所の特定なし）、バリア・ブンタウを重視していくことを改めて表明した。これを受け「ベ」国政府は具体的な検討に取り掛かっており、現段階では、ハイフォン、バリア・ブンタウ地域において日系企業向けの工業団地や裾野産業専用工業団地設立等の検討がなされてきており、今般のズン首相訪日時の日越共同声明で、ベトナム側からの期待として、「更なる日本からの投資の促進とベトナムの裾野産業の発展のため、日本の協力により、ハイフォンとバリア・ブンタウの二つの特別工業団地を開発する」ことが盛り込まれた。

ハイフォン、ハノイ、バクニン等の北部では、京セラミタの進出に象徴されるように、引き続き、多くの投資が行なわれているとともに、ハイフォンでは裾野産業専用の工業団地開発（既存工業団地の改良を含む）が既に表明されており、日本の商社も関心を示している。バリア・ブンタウ地域を含むベトナム南部において、ドンナイ省では裾野産業専用工業団地（裾野産業の中でも機械、電気・電子、履物を優先）、ホーチミン市では日系企業向けの工業団地設立（ハイテク、裾野産業を優先）、ロンアン省でも日系中小企業専用のレンタル工業団地を整備する動きがある等、様々なイニシアチブが同時多発的に発生している。しかしながら、ハイフォン、バリア・ブンタウともに、それぞれ北部及び南部において、港湾を通じた海外への窓口、臨海型工業地帯の機能に加えて、他隣接省とは異なるどのような役割を担い得るのか、担っていくのかといった、ベトナム政府の考え、見通しは不透明である。また、従来から問題視されている投資に偏重した成長モデルからの脱却にかかる問題意識が認められるようになってきているものの、付加価値の向上、投資効率の改善による新成長モデルへの転換につながるような工夫も必要と考えられる。さらに、ズン首相は中部についても開発の重点地域として言及しているが、ベトナム側で具体的な検討がなされている様子は伺えない。

現在までのところ、「ベ」国は、ハイフォン、中部、バリア・ブンタウを南北の成長軸として開発を優先的に進めていく具体的な手段として、日系企業あるいは裾野産業専用の工業団地（既存の改良を含む）及びそれに隣接する都市の開発を計画しており、商工省が当面の主担当官庁/窓口となり、計画がある程度具体化した時点で計画投資省等が実施機関として関わっていくことを検討している。しかし、工業団地及び新都市開発を行なっていく上で必要となる需要予測、それに必要な基礎情報の収集、その他考慮されるべき事項等の検討が十分なされていない。

なお、日系中小企業誘致・裾野産業振興に係る特別工業団地の設置が、ハイフォン市、バリア・ブンタウ省に指定されたこれまでの経緯は、以下の通りである。

2011年

6月

サン書記局常務（当時）が訪日。日本において、ベトナムにおける特別工業団地の設置を提案

10月13日

商工省アイン副大臣発大使宛書簡。商工省が首相より、本件窓口となるこ

	とを指示されたとして、協力要請。
11月30日	首相府発外務省、MPI、MOIT、MOF、MONRE、MOET宛、ズン首相の訪日フォローアップ指示。
12月30日	MOITは、バリアブントウとハイフォンに、検討を進めよとの指示。
1月11日	バリア・ブントウにおいて、検討委員会設置。
2月13日	バリア・ブントウ検討委員会が企業ヒアリングを実施。

(2) 業務実施の目的

本件調査業務では、ベトナムの北部・中部・南部地域を対象に、各地域におけるハイフォン、バリア・ブントウ、ダナン等の周辺地域との棲み分け及び差別化、産業配置、投資誘致のあり方、経済区、工業団地開発が抱える現在の課題、それを踏まえた新設/既存の改善・拡充を含むオプション、適切な立地、関連する優遇政策や付随するサービスならびに施設等の特定等の具体的な開発の方向性の検討に資する情報を収集することを目的として実施された。

1. 2 業務対象地域

本件調査業務の対象地域は、北部、中部、南部のそれぞれについて、以下の25地域とした。

- 1) 北部地域：ハイフォン市、クアンニン省、ハイズン省、バクニン省、フンイエン省、ハノイ市、ビンフック省、タイビン省、ハナム省、ナムディン省、ニンビン省
- 2) 中部地域
 - ①北中部地域：タインホア省、ゲアン省、ハティン省
 - ②沿岸中部地域：トゥアティン・フエ省、ダナン省、クアンナム省、クアンガイ省
- 3) 南部地域：バリア・ブントウ省、ホーチミン市、ドンナイ省、ビンズオン省、ビンフック省、タイニン省、ロンアン省

第2章 業務の内容と実施方法

2.1 業務の実施フロー

業務の実施フローは、次頁に示す通り、下記、8項目の調査を実施した。

- (1) 業務実施計画の検討
- (2) インセプションレポート 説明・協議
- (3) 現地調査、政府及び民間関係者へのヒアリング調査
- (4) 日系企業・団体の国内インタビュー調査
- (5) 調査結果分析・とりまとめ
- (6) 分析結果の可視化 (GIS)
- (7) ドラフトファイナルレポート作成・発表・フィードバック反映
- (8) ファイナルレポート作成・提出

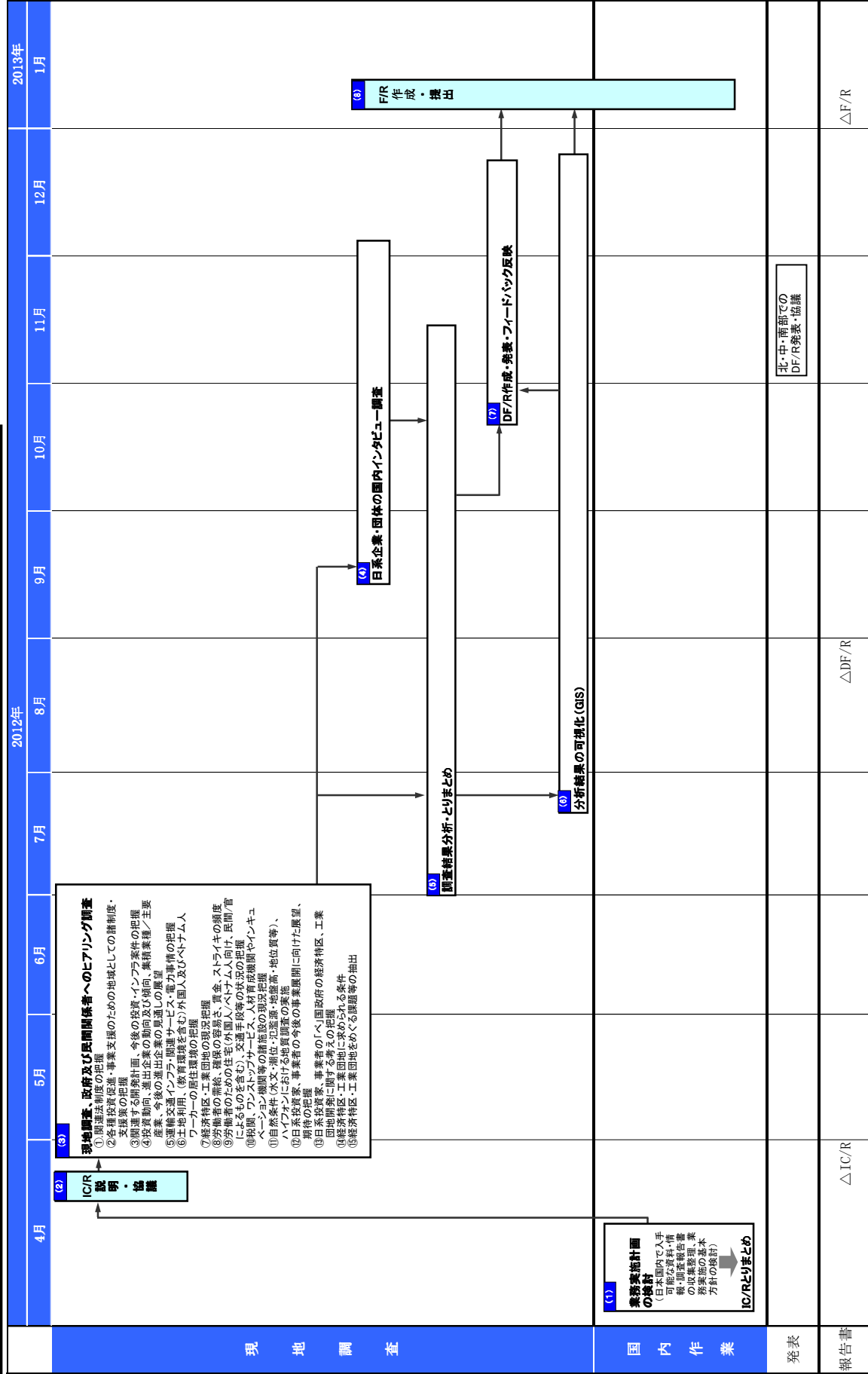


図 2.1-1 業務の実施フロー

2. 2 業務の内容と方法

業務の内容、及びそれらの実施方法は、以下に示すとおりである。

(1) 業務実施計画の検討

①業務内容

業務実施計画の検討では、日本国内で入手可能な資料・情報、過去の調査報告書等を整理し、業務実施に関する基本方針、業務実施の方法、調査項目と内容、調査実施体制、並びに調査実施スケジュール等を予備的に検討し、貴機構の承認を踏まえてインセプションレポートとしてとりまとめた。

②業務実施の方法

業務実施の方法は、調査団が既に収集済みの関連資料の整理・分析をベースとしつつも、「ベ」国の経済区・工業団地・産業政策の最新動向に係る追加情報について、インターネット、「ベ」国現地新聞報道等に拠って収集することとした。

(2) IC/R 説明・協議

①業務内容

上記(1)業務実施計画の検討結果を踏まえて、インセプションレポートを作成し、貴機構の承認を踏まえて「ベ」国関係者との協議において合意を得た。

②業務実施の方法

インセプションレポートは、下記の項目に沿って作成している。

- ▶ 業務の基本方針
- ▶ 業務実施方法
- ▶ 業務工程計画（作業フロー）
- ▶ 要員計画

(3) 現地調査、政府及び民間関係者へのインタビュー調査

①業務内容

下記調査項目に即して、北・中・南部について情報収集を進めた。

表 2.2-1 収集対象情報項目と想定される情報ソース

収集対象情報項目	想定される情報ソース
(1)関連法制度	★裾野産業振興・産業支援関連の法制度文書 ① 裾野産業進行に係る首相決定 (12/2011/QD.TTg) ② ハイテク製品生産案件に係る科学技術省大臣決定 (27/2006/QD-BKHCHN) ③ 裾野産業に対する資金調達支援財務省令(96/2011/TT-BTC) ④ 振興支援優先産業に対する各種優遇施策に係る首相決定 (55/2007/QD-TTg) ⑤ 中小企業支援方策に係る首相決定(12/2003/QD-TTg) ⑥ 中小企業支援方策に係る政府決定(56/2009/QD-TTg) ⑦ 産業支援に係る首相決定(24/02/2011) ★ インフラ建設・投資関連法文書 ⑧ 建設法(Law No. 16/2003/QH11) ⑨ 投資法(Law No. 59/2005/QH11) ⑩ 会社法(Law No. 60/2005/QH11) ⑪ 事業規則(Decree No. 43/2010/ND-CP)

収集対象情報項目	想定される情報ソース
	<p>★ PPP 関連法文書</p> <p>⑫ BOT 法 (Decree No. 78/2007/ND-CP),(Decree No. 108/2009/ND-CP)</p> <p>★ 税制関連法文書</p> <p>⑬ 法人税法(Law No. 14/2008/QH12:)</p> <p>⑭ 税制優遇措置法(Decision No. 44/2010/QD-TTg)</p> <p>★ その他法文書</p> <p>⑮ 環境規制(汚水処理、ごみ処理や有害廃棄物の処理関連規制)等</p>
(2)各種投資促進・事業支援のための地域としての諸制度や支援策	ハノイ、ハイフォン、タイホア、ケアン、ダナン、ホーチン、ハリアブンの各省・市への訪問調査を経て、産業支援方策・投資優遇政策・開発計画に係る最新情報を入手
(3)関連する開発計画、今後の投資あるいはインフラ案件	
(4)投資動向、進出企業の動向及び傾向、集積業種/主要産業、今後の進出企業の見通し	対象都市内の主要工業団地。経済区への訪問調査を踏まえて情報収集を行う
(5)運輸交通インフラ・関連サービス・電力事情	計画投資省、運輸交通省等の関係省庁へのインタビュー調査での情報収集に拠る
(6)土地利用、(教育環境を含む)外国人及びベトナム人ワーカーの居住環境	土地利用・ワーカー居住環境把握については、再委託機関を活用した現地踏査、土地利用図面等の入手を進める
(7)経済区、工業団地	調査団が既に確保済みの人的ネットワークを活用した、既存工業団地・経済区へのインタビュー調査による情報収集
(8)労働者の需給、確保の容易さ、賃金、ストライキの頻度	ベトナム統計局資料・データのレビュー。及び、工業団地・経済区に入居している外国企業（主として本邦事業者）へのヒアリング。
(9)労働者のための住宅（外国人/ベトナム人向け、民間/官によるものを含む）、交通手段等の状況	
(10)税関、ワンストップサービス、人材育成機関やインキュベーション機関等の諸施設	地元人民委員会、計画投資省等関係機関へのヒアリング調査による
(11)自然条件（水文、潮位、氾濫原、地盤高、地質等）、ハイフォンにおける地質調査	再委託機関を活用し、地勢、地質条件（ハイフォン）を調査
(12)日系投資家、事業者の今後の事業展開に向けた展望、期待	既存工業団地・経済区へのインタビュー調査による情報収集。また、ベトナム商工会議所へのヒアリングに因る情報収集。
(13)日系投資家、事業者の「ベ」国政府の経済区、工業団地開発に関する考え	
(14)経済区、工業団地に望まれる水準	
(15)経済区、工業団地をめぐる課題等	

②業務実施の方法

ア. インタビュー調査対象者

業務実施の方法のうち、「ベ」国現地でのインタビュー調査については、工業団地デベロッパー・運営会社、経済区管理者、工業団地入居中小企業、日本政府機関（大使館、総領事館、ジェトロ、商工会議所等）、現地政府機関（MPI、MOIT、各省人民委員会等）、その他関連機関に対するインタビュー訪問調査を実施した。

イ. 経済区・工業団地オーナー・管理者側への調査内容

工業団地・経済区側の地理的条件、周辺インフラ整備状況、規模、入居コスト、制度規制、本邦大企業の既進出状況、パートナーや人材レベル、中小企業用工業団地及び貸し工場を提供・拡張する計画の有無、また供給サイドとしての資金・技術支援ニーズの有無や規模、日本側の開発者との連携の意欲等を調査した。

ウ. 経済区・工業団地の入居者側への調査内容

進出のための適切な地域、規模、仕様を検討するために、我が国の中堅・中小企業等を対象として具体的なニーズを把握し、工場用地や建屋の決定要因等を明確にした。また、中小企業工業団地、貸し工場として提供すべき施設、サービス等について、ハード面、ソフト面の両面にわたり極力具体的に調査した。

(4) 日系企業・団体の国内インタビュー調査

ハイフォン市、バリア・ブンタウ省をはじめとする、ベトナムへの進出・投資意欲の有無等に関する、日本国内の地方自治体、産業団体、中小企業等を対象として、インタビュー調査を実施した。

①業務内容

インタビュー対象地域は、東京、川崎、浜松、大阪、北九州として、30 団体・機関・企業に対して行った。

②業務実施の方法

インタビュー調査項目は、下記 6 項目とした。

- a. 日系企業のベトナム（あるいは、他のアジア地域も含めて）進出支援のための取り組みについて
- b. 日系企業が海外進出を決める要因について
- c. 日系企業にとってのベトナムの投資環境について
- d. 日系企業にとってのハイフォン市・バリア・ブンタウ省・中部地域の認知度について
- e. ベトナム政府に求められるアクションについて
- f. その他

(5) 調査結果分析・とりまとめ

①業務内容

以上の調査結果を踏まえ、以下の視点から分析を行った。

- 1) 投資事業環境に係る基礎情報（関連計画、法制度、関係機関、インセンティブ、インフラ状況、労働者需給、労働条件、投資動向、進出企業/集積産業）
- 2) ハイフォン、バリア・ブンタウ、ダナン、クアンナム、クアンガイ等の北部・中部・南部地域における現在の役割、比較優位
- 3) 経済区、工業団地、都市開発、住宅事情（外国人、ベトナム人労働者向け、民間/官による住宅）の現況、自然条件
- 4) 経済区及び工業団地が満たすべき水準
- 5) ハイフォン、バリア・ブンタウ、ダナン、クアンナム、クアンガイの周辺の発展を促す成長

軸となるための工夫、経済区、工業団地、新都市開発が果たしうる役割

6) 経済区、工業団地、新都市開発の需要予測、今後の方向性に関する提言、留意事項

②業務実施の方法

調査は、北部・中部・南部の各地域で詳細な情報収集を踏まえて実施されたが、ハイフォン・バリア・ブンタウの両地域については特に詳細な情報収集・分析検討を行うことに留意した。

(6) 分析結果の可視化 (GIS)

調査結果の位置情報、自然条件等については GIS 地図等による成果の可視化を行った。GIS 地図等を駆使した成果の可視化は、「ベ」国現地の再委託機関を活用しつつ、適正な管理のもとに必要な成果を得ることに腐心した。GIS を適用した成果の可視化の対象とする省・市は、「1. 2 業務対象地域」に列挙された 25 省・市のうちの、下記、27 省・市とした。

北部 ビンフック、バクニン、ハノイ、ハナム、フンイェン、ハイズン、ハイフォン、クアンニン

中部 トゥアティン・フエ、ダナン、クアンナム、クアンガイ

南部 ビンズオン、ホーチミン、ロンアン、ドンナイ、バリア・ブンタウ

また、描画コンテンツには、下記の項目を含む。

- 工業団地
- 交通インフラ（道路・空港・港湾）の供用中・計画中のもの
- 公共住宅地
- 医療施設
- 主要なアッセンブラー
- マテリアルサプライヤー
- 教育施設（高等教育施設・日本人学校・職業訓練学校）
- 税関施設
- 自然環境（氾濫源 等）

(7) ドラフトファイナルレポート作成・発表・フィードバック反映

上記を踏まえて、ドラフトファイナルレポートを作成し、ハイフォン市、中部、バリア・ブンタウ省において成果発表会を行い、そこで出された意見等をファイナルレポートに反映した。

(8) ファイナルレポート作成・提出

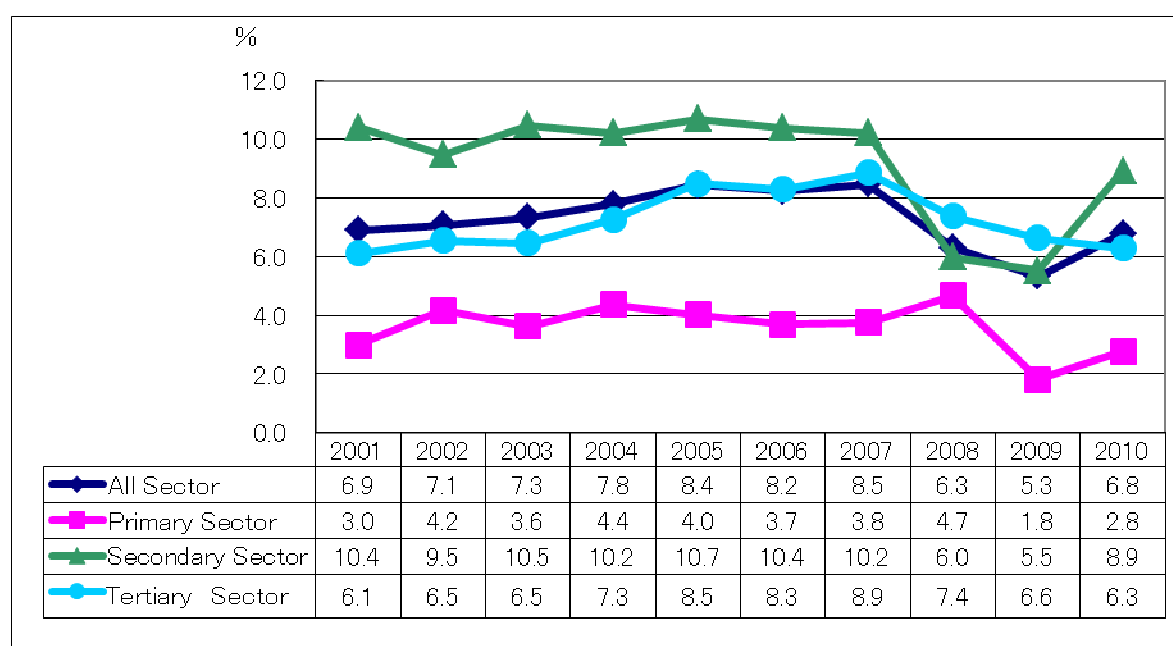
最終成果をファイナルレポートの形で作成し、貴機構及び日本人関係者、ベトナム関係者に配布し、説明を行った。

第3章 ベトナムの産業・経済概況

3.1 ベトナムの経済現況と将来見通し

(1) 経済成長率

リーマンショックをきっかけとした世界的な金融危機の影響により、経済全般の成長率は2008年、2009年と続けて落ち込んだが、そのうち2010年から回復の兆しが見られた。第2次産業は過去10年間にわたる経済成長のエンジンとなり、2001～2007年の7年間にわたり、2002年を除いてほぼ持続的に10%以上の伸び率を示した。但し、第2次産業が金融危機から受けた影響が最も深刻であり、2008、2009年における同産業セクターGDP成長率の減少幅が最大であった。(図3.1-1)

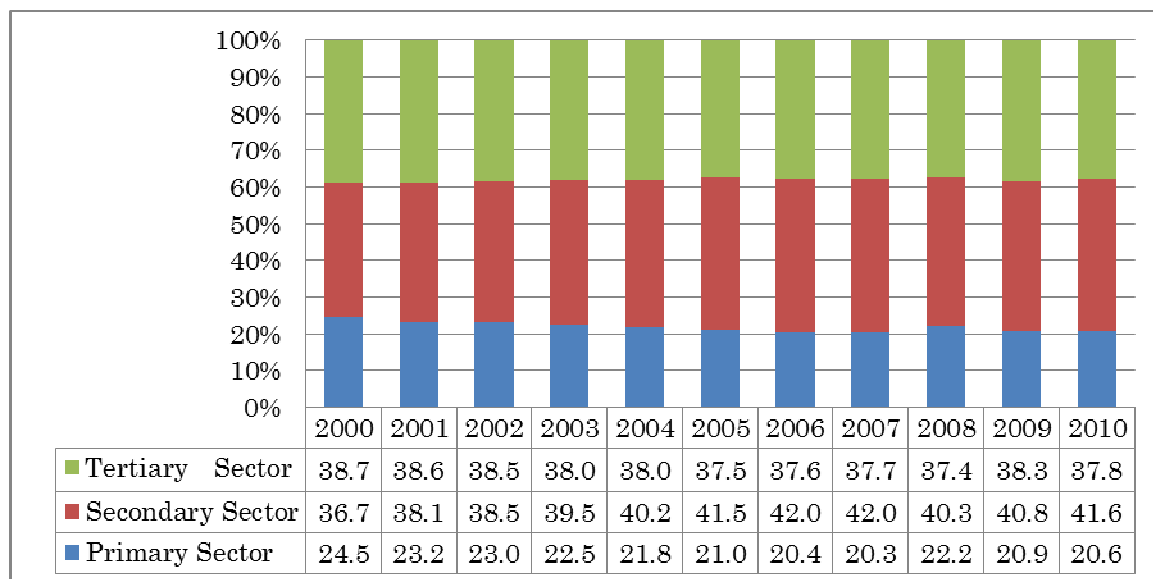


出典：Statistical Yearbook of Vietnam 2011

図 3.1-1 ベトナム GDP 実質成長率の推移 (1994 年固定価格)

(2) 産業構造 (GDP の供給サイド) の状況

GDP における第3次産業は2002年まで一貫して最大の寄与率を占めていたが、第2次産業は持続的な高度成長を経て、寄与率は2002年に第3次産業に追いつき、2003年からはさらに第3次産業を超え、2010年にはGDPの41.96%を占めるようになった。一方、農業を中心とする第1次産業は第2次産業の大幅な成長とは裏腹に、その寄与率が著しく低下した。(図3.1-2)



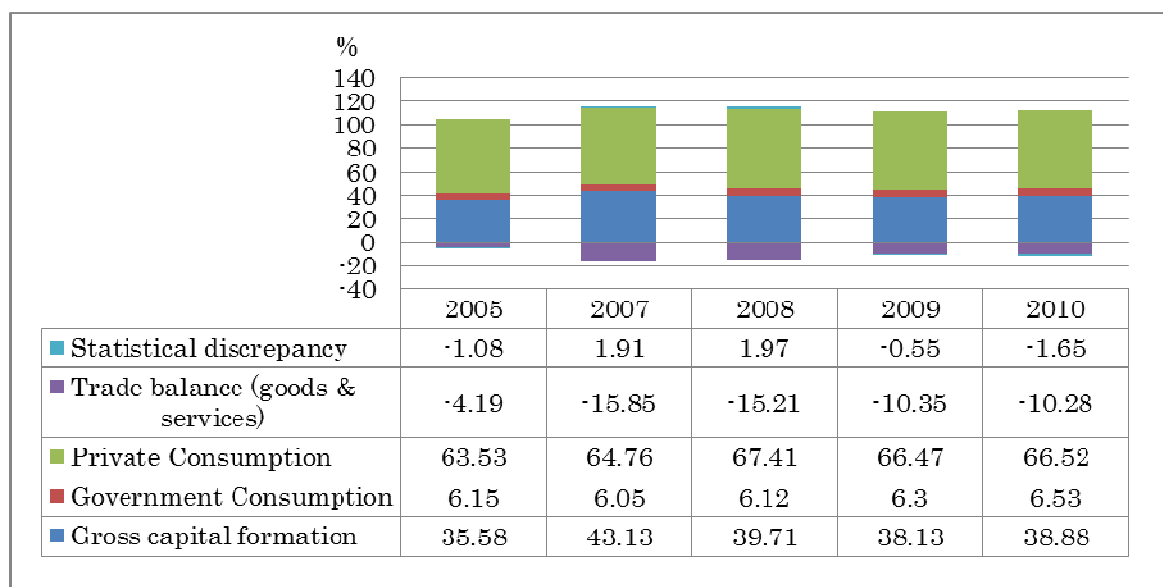
出典：Statistical Yearbook of Vietnam 2011

図 3.1-2 ベトナム産業構造の推移（1994 年固定価格）

（3）国内総支出（GDP の需要サイド）の状況

経済成長を需要サイドから牽引する諸要因の中では民間消費が旺盛であり、2005～2010 年の 5 年間に一貫して全需要の 6 割以上を占めている。固定資産投資が大宗を占める総資本形成は全体の 3～4 割を占め、民間消費に次いで経済成長を牽引する第 2 の要因となっている。この固定資産投資の中のかなりの部分は外国からの投資によるものと推察される。一方、政府の支出が微々たるものに過ぎない。従って、民間消費と外資を含めた民間投資がベトナム経済の成長を支える 2 大要因と見られる。

しかし、貿易赤字が経済成長の足を引っ張るマイナスの要因となっている。これは、後述する裾野産業の欠如と密接に関係するものと理解される。（図 3.1-3）



出典：Statistical Yearbook of Vietnam 2011

図 3.1-3 国内総支出の項目別推移（1994 年固定価格）

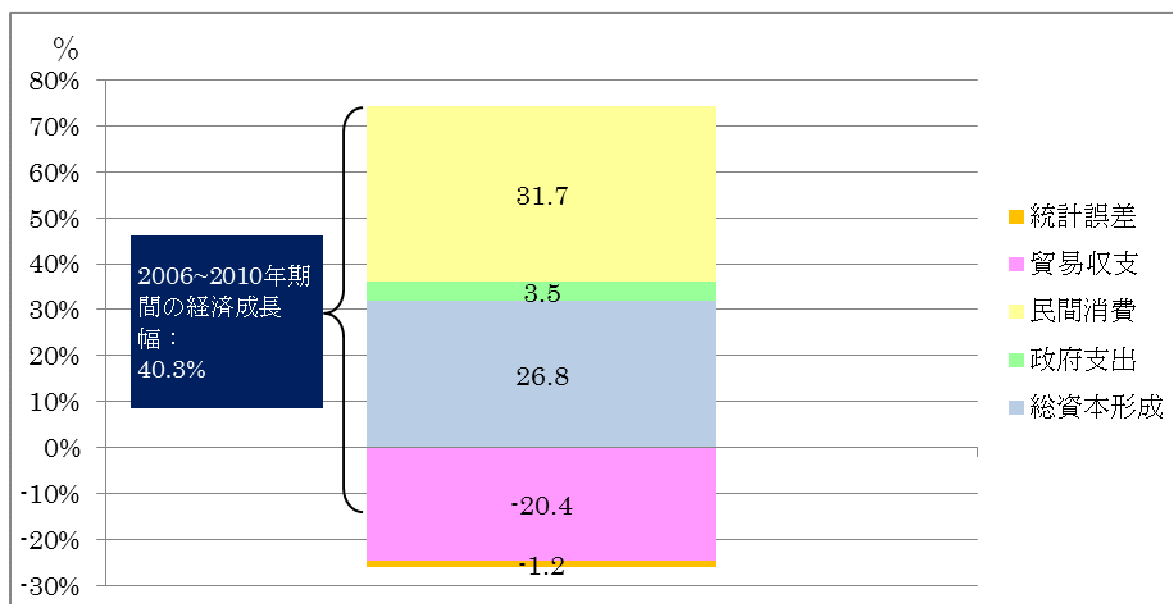
(4) 国内総支出各項目の経済成長への貢献度

2005～2010年の5年間に於いて、実質GDPは40.3%伸びた。そのうちの31.7%（100%のうちの78.5%）は民間消費が貢献したものである。続いて、総資本形成はそのうちの26.8%（100%のうちの66.5%）を占めている。さらに、政府支出もわずかながら、3.5%（同8.6%）を占めている。一方、貨物とサービスの貿易赤字のため、これらのプラス成長要因の貢献度から20.4%（同50.5%）が相殺され、外国貿易赤字がベトナム経済成長のマイナス要因となっていることが明らかである。（表3.1-1、図3.1-4）

表 3.1-1 国内総支出各項目の経済成長貢献度計算表（2005～2010年）

項目	2005	2010*	2005～2010 期間成長幅	成長幅の 内訳	貢献度
	(10億ﾄﾝ)	(10億ﾄﾝ)	(10億ﾄﾝ)	(%)	(%)
GDP 総額	393,031	551,609	158,578	100.0	40.3
総資本形成	143,291	248,702	105,411	66.5	26.8
政府支出	25,620	39,323	13,703	8.6	3.5
民間消費	254,484	378,958	124,474	78.5	31.7
貿易収支 (商品とサービス)	-24,438	-104,557	-80,119	-50.5	-20.4
統計誤差	-5,926	-10,817	-4,891	-3.1	-1.2

出典：Statistical Yearbook of Vietnam 2011



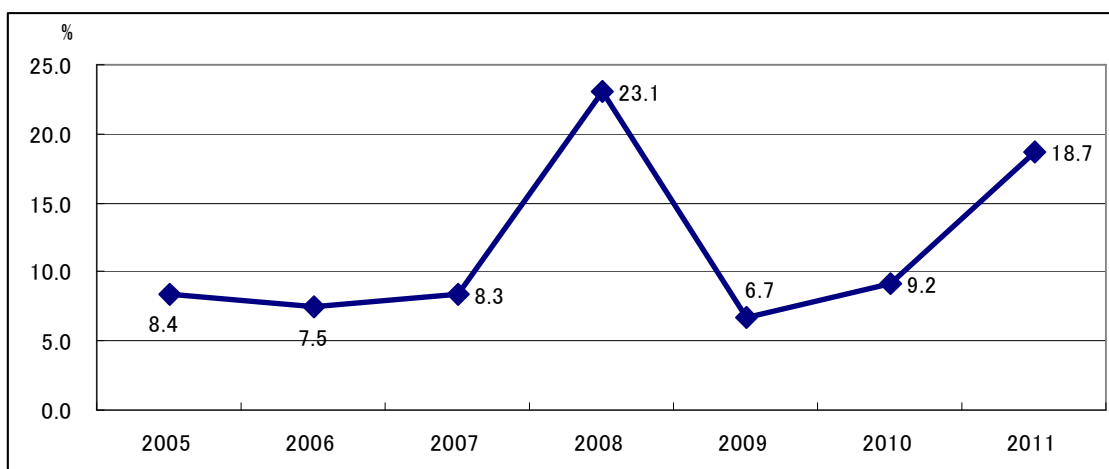
出典：Statistical Yearbook of Vietnam 2011

図 3.1-4 2005～2010年間の経済成長に対する国内総支出各項目の貢献度

(5) インフレ率

インフレ率を示す消費者物価指数（CPI）は一貫して高く、2008年にはピークの23.1%に達し、その後の2009年には6.7%まで下がったが、2010年と2011年には再び9.2%、18.7%へと上向きに転

じてきた。インフレの昂進はベトナム政府の経済運営と外資導入の取り組みにとって大きなマイナス要因であり、政府のインフレ対策の実施状況が注目される。(図 3.1-5)

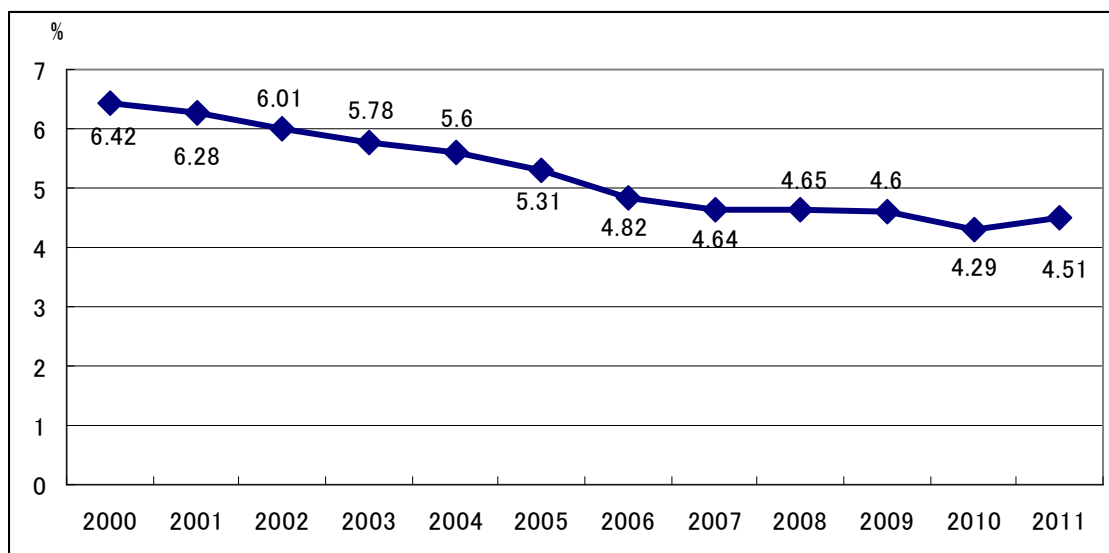


出典：International Monetary Fund, “2011 World Economic Outlook”

図 3.1-5 ベトナム消費者物価上昇率の推移

(6) 失業率

失業率は 2000 年の 6.42% から 2010 年には 4.29% へと徐々に低下したが、2011 年にはまた 4.51% へと上昇傾向が見られた。ベトナムの失業率はその他新興国と発展途上国に比して相対的に低いレベルにあるが、経済社会と政治の安定のために、雇用拡大は一貫して中央政府と地方政府の重要な課題となっている。(図 3.1-6)



出典：International Monetary Fund, “2011 World Economic Outlook”

図 3.1-6 ベトナム失業率の推移

(7) 経済の将来見通し

1) 「2011～2020 年社会経済開発戦略」の概要

ベトナム中央政府が 2010 年中に策定した「2011～2020 年社会経済開発戦略 (Socio-Economic

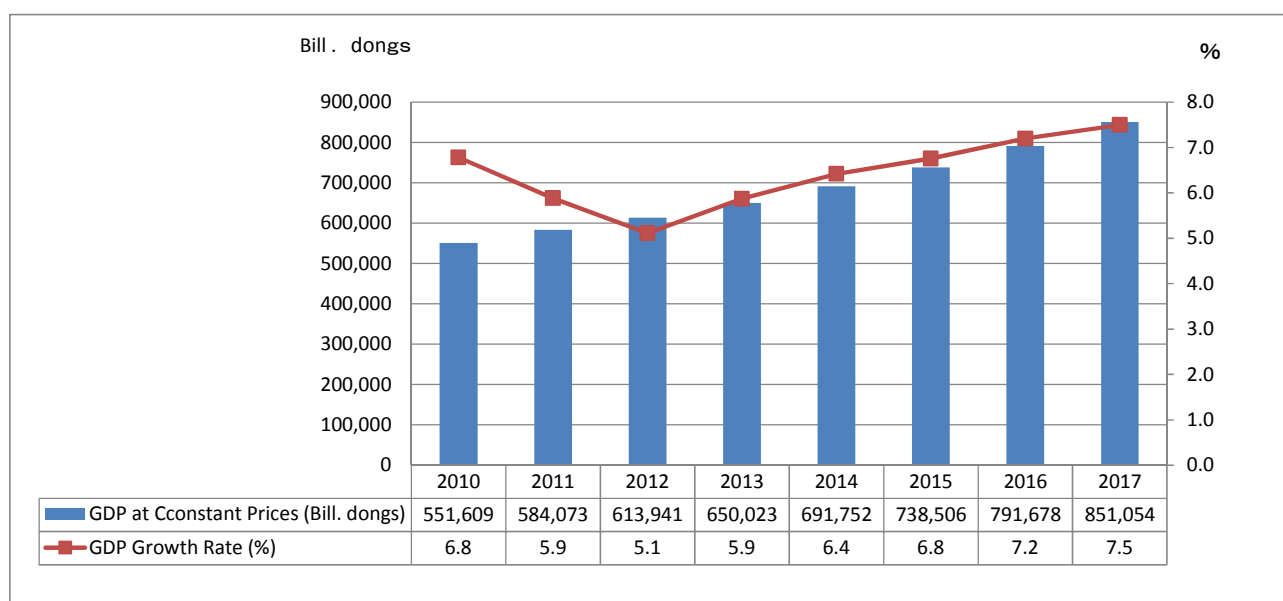
Development Strategy/SEDS)」では、「近代的工業化社会」の実現を 2020 年の目標とし、構造改革、環境的持続可能性、社会的平等およびマクロ経済の安定性などの問題に注目し、以下 3 つの分野での取り組みを重点的に行うとしている。

- ▶人材育成・技能開発（特に近代的産業イノベーションのための技能）
- ▶市場制度の改善
- ▶インフラ整備

また、2011 年 10 月に開催されたベトナム共産党全国総会では、構造改革について、公共投資、国有企業と金融セクターの改革を 2016 年までの重点分野とすることが確認された。

2) IMF の楽観的な予測

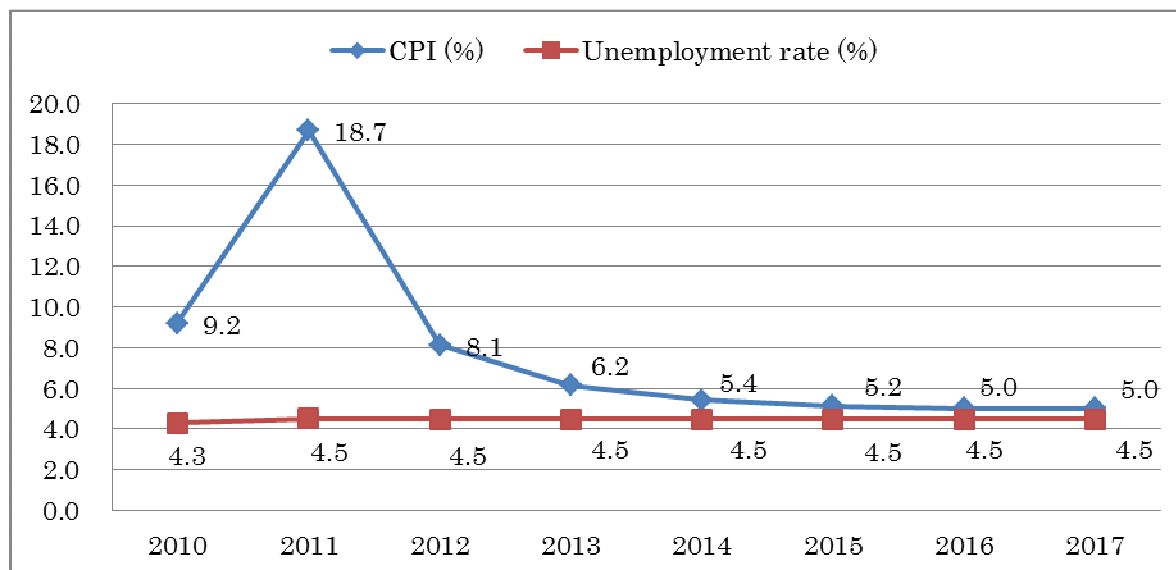
IMF が 2012 年 10 月に発表した「世界経済展望データベース」(World Economic Outlook Database)によると、ベトナムの GDP 成長率は 2010 年の 6.8%から 2011 年には 5.9%、2012 年には 5.1%へと減速を見せるが、2013~2017 年の各年にはそれぞれ 5.9%、6.4%、6.8%、7.2%、7.5%へと徐々に好転する見通しである。なお、この予測結果に基づく、2012~2017 年の 5 年間ににおける GDP の年平均成長率は 6.7%となる。



出典：International Monetary Fund, "World Economic Outlook Database, October 2012"

図 3.1-7 2017 年までの経済成長の見通し

一方、インフレ率と失業率に関する IMF の予測も概ね楽観的である。CPI は 2011 年の 18.7%から 2012 年には 8.1%へと 1 桁台に下落し、2013 年にはさらに 6.2%、2014 年には 5.4%、2016 年には 5%へと徐々に低下する見込みである。失業率も 2011 年から 4.5%で横ばいになると予測している。



出典：International Monetary Fund, "World Economic Outlook Database, October 2012"

図 3.1-8 2017 年までの CPI と失業率の見通し

3) 民間業界における悲観的な見方

一方、地元民間業界での見方がこれより遥かに悲観的である。

ベトナムの民間コンサルティング・評価専門会社である Vietnam Report JSC のベトナム大企業トップ 200 社の経営者を対象としたオピニオン調査の結果が 2012 年 10 月下旬に発表されたが、これによると、回答者のうち、46%が 2013 年末まで、44%が 2013 年の前半までベトナム経済の低迷が続くだろうと答えた。

また、多くの回答者が金融引き締めと借款難について苦情を訴えた。ベトナム中央銀行は 10 月中旬頃に銀行貸出伸び率を従来の 17%から 27%へと制限目標を引き上げ、このために銀行の貸出金利を 15%まで引き下げると発表した。実際、多くの企業がこのような恩恵を未だ享受していないと言っている。ホーチミンシティ・ビジネス協会の副会長によると、同協会の多くの会員企業が依然として従来とおりに 17%の金利を払い続け、回答者本人の企業は 19.5%もチャージされている。また、ベトナム・プラスチック協会の副会長は、多くの企業が高い金利負担で苦しんでいるにもかかわらず、後からローンを借りる資格が剥奪されることを恐れるため、公に苦情を言わないことにも指摘している。

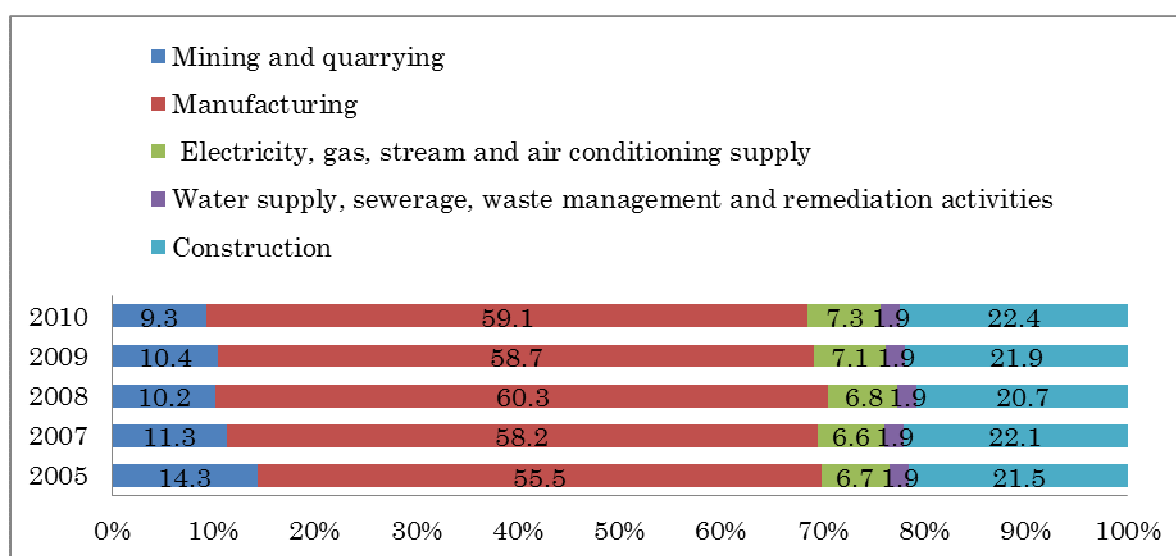
3. 2 ベトナムの産業現況と将来見通し

(1) 第2次産業の構造と推移

第2次産業は、鉱業・採石業、製造業、電気・ガス・スチーム・エアコン供給業、建設業、上下水と廃棄物管処理・処分業の5業種を含む。そのうち、筆頭業種である製造業の割合が2005年の55.5%から2010年には59.1%へと3.6ポイント上昇した。製造業に次いで第2位の建設業も2005年の21.5%から22.4%へとわずかながらシェアを0.9ポイント拡大させている。また、電気・ガス・スチーム・エアコン供給業も同期間において6.7%から7.3%へと拡大したが、鉱業・採石業は2005年の14.3%から2010年には9.3%へと大幅に低下し、第2次産業においてシェアが縮小した唯一の業種となっている。また、上下水と廃棄物処理・処分業は一貫して1.9%のシェアを占めている。(図3.2-1)

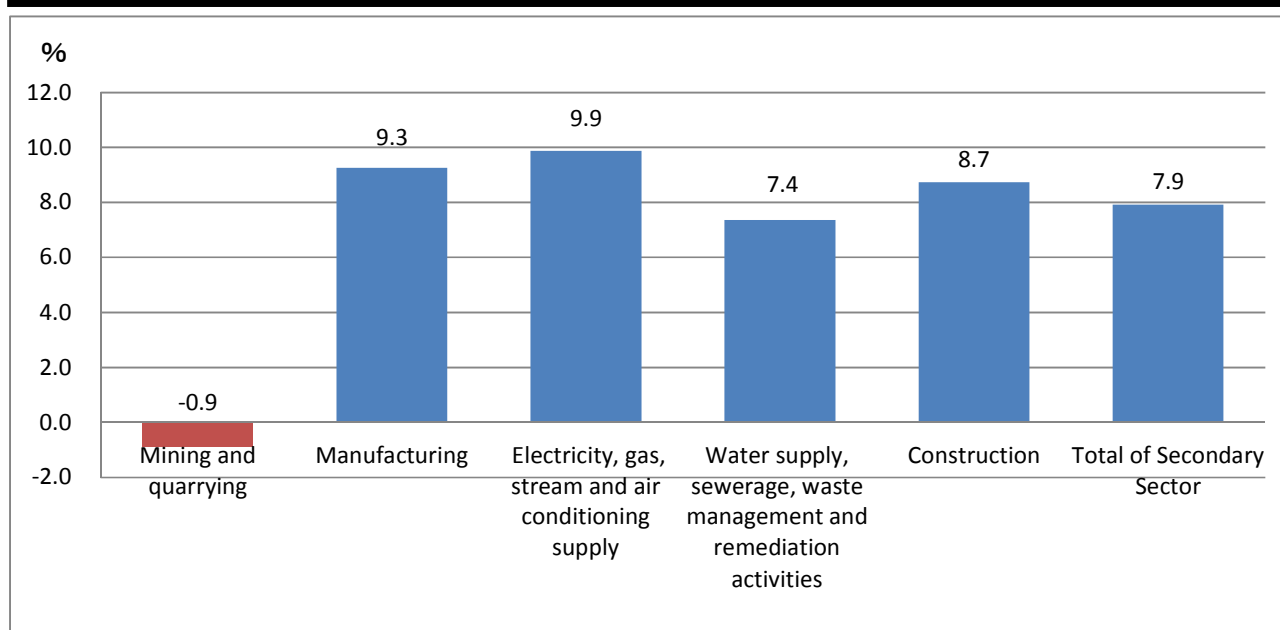
こうした構造的な特徴及びそれらの推移と関連して、2005～2010年期間における第2次産業各業種のGDP年平均成長率は以下のとおりである。第2次産業全体の平均成長率7.9%に対し、製造業は9.3%、電気・ガス・スチーム・エアコン供給業は9.9%、建設業は8.7%で、いずれも平均値を上回るが、上下水と廃棄物処理・処分業は7.4%で平均値より若干低く、鉱業・採石業は-0.9%とマイナスの成長になっている。(図3.2-2)

鉱業・採石業と製造業との対照的な推移状況は、ベトナムにおける工業化の着実な進展を裏付けるものといえる。



出典：Statistical Yearbook of Vietnam 2011

図3.2-1 第2次産業各セクターの割合推移（2005～2010年）



出典：Statistical Yearbook of Vietnam 2011

図 3.2-2 第 2 次産業各サブセクターの GDP 平均成長率 (2005～2010 年)

(2) 製造業の構造と推移

製造業の構造とサブセクター別の動きは以下のとおりである。

2010 年の時点では、食品加工は製造業全体の 20.6% を占める筆頭サブセクターであった。これに次いで、二位以下のその他上位 10 位に入った各サブセクターは、上から順に、その他非金属鉱物製品 (9.1%)、金属加工製品 (6.3%)、ゴムとプラスチック製品 (5.3%)、その他交通設備 (5.0%)、皮革と関連製品 (4.9%)、アパレル (4.7%)、化学と化学製品 (4.6%)、繊維 (4.5%)、基礎金属 (4.4%)、コンピューター、電子・光学製品 (4.2%) となっている。

2005～2010 年の各年におけるサブセクター別の割合の推移は表 3.2-1 に示されているが、これを基に作成された図 3.2-3 は各サブセクターの製造業における地位 (割合)、および 2005 年から 2010 年までの期間における各サブセクターの地位の変化を反映するものである。

これによると、最下位の機械設備の修理・取付の製造業に占める割合が 2005～2010 年の 5 年間にわたって変化しなかった。コークスと石油製品、金属加工製品、コンピューター、電子・光学製品、その他交通設備、基礎金属、化粧品、医薬品、化学・植物製品、自動車、その他製造業、ゴムとプラスチック製品、家具など 10 の業種の割合が上昇した。

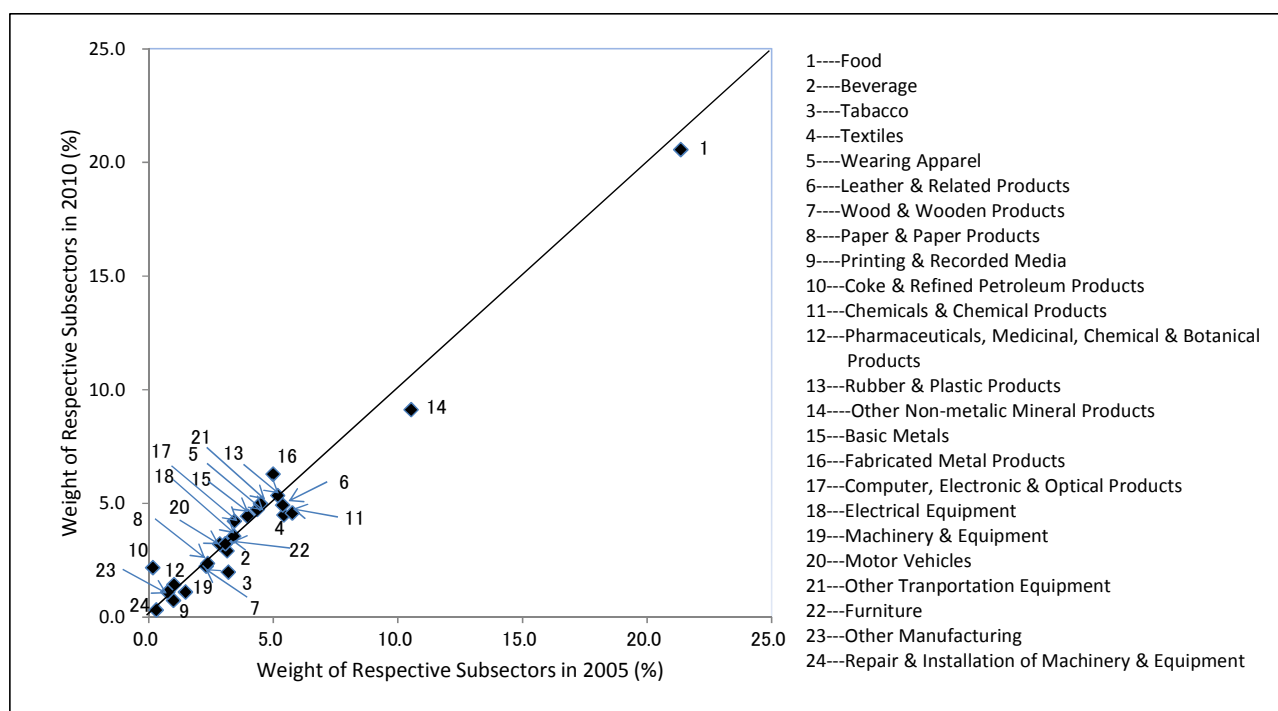
一方、その他非金属鉱物製品、タバコ、化学と化学製品、繊維、食品、皮革と関連製品、機械設備、飲料、印刷と記録媒体、木材と木製品、紙と紙製品など 11 の業種の割合が低下した。

もっとも、食品と建材を主とするその他非金属鉱物製品など伝統的な分野の高い割合と対照的に、コンピューター、電子・光学製品、電気設備、機械設備、自動車など近代的な分野が依然として低い割合を占めることは、ベトナム製造業の構造的な特徴として注目に値する。

表 3.2-1 製造業各サブセクターの割合と推移（単位：％）

		2005	2006	2007	2008	2009	2010
製造業合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1	食品	21.4	21.3	21.1	21.1	21.0	20.6
2	飲料	3.2	3.1	3.1	3.4	3.3	2.9
3	タバコ	3.2	3.0	2.5	2.2	2.1	2.0
4	繊維	5.4	4.9	5.1	4.7	4.6	4.5
5	アパレル	4.4	4.3	4.6	4.7	4.7	4.7
6	皮革と関連製品	5.4	5.0	4.9	4.8	4.6	4.9
7	木材と木製品	2.3	2.4	2.2	2.1	2.2	2.2
8	紙と紙製品	2.4	2.4	2.3	2.5	2.4	2.3
9	印刷と記録媒体	1.0	0.9	0.7	0.7	0.7	0.7
10	コークスと石油製品	0.2	0.1	0.1	0.1	0.7	2.2
11	化学と化学製品	5.8	5.7	5.6	5.3	5.3	4.6
12	化粧品、医薬品、化学・植物製品	1.0	1.0	1.0	1.1	1.1	1.4
13	ゴムとプラスチック製品	5.2	5.4	5.3	5.6	5.3	5.3
14	その他非金属鉱物製品	10.5	9.6	9.6	9.3	9.9	9.1
15	基礎金属（鉄鋼）	4.0	3.9	3.7	3.8	3.9	4.4
16	金属加工製品	5.0	5.1	5.6	5.8	6.0	6.3
17	コンピューター、電子・光学製品	3.4	3.9	3.9	4.0	4.0	4.2
18	電気設備	3.4	3.7	4.4	4.1	3.9	3.6
19	機械設備	1.5	1.7	1.1	1.2	1.1	1.1
20	自動車	2.9	3.3	2.7	3.2	3.3	3.2
21	その他交通設備	4.5	5.2	5.6	5.6	5.5	5.0
22	家具	3.1	3.0	3.5	3.3	3.1	3.2
23	その他製造業	0.8	0.7	0.9	1.0	1.0	1.1
24	機械設備の修理・取付	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3

出典：Statistical Yearbook of Vietnam 2011



出典：Statistical Yearbook of Vietnam 2011

図 3.2-3 製造業各サブセクターの割合と変化（2005～2010年）

(3) 産業の将来見通し

前述したベトナム政府の「2011～2020 年社会経済開発戦略 (Socio-Economic Development Strategy/SEDS)」で掲げられた「近代的工業化社会」の実現という目標が達成されるならば、2020年のベトナム GDP に占める第2次産業の割合、及び第2次産業に占める製造業の割合が現在よりさらに上昇することが見込まれる。

また、こうした工業化の進展に伴い、製造業に占める各サブセクターの割合がどのように変化するかを予測するためには、過去数年間における製造業構造変化の趨勢および後述する日系企業のベトナムへの進出の傾向が重要な判断材料となる。

上述表 3.2-1 と図 3.2-3 によれば、過去数年にわたって割合が上昇したサブセクターはコークスと石油製品、金属加工製品、その他交通設備、コンピューター、電子・光学製品、鉄鋼、化粧品、医薬品、化学・植物製品、自動車などが挙げられる。その中、コークスと石油製品、金属加工製品、その他交通設備、コンピューター、電子・光学製品の割合が相対的に高いため、今後の有望なサブセクターとして注目に値する。

一方、後述する工業団地に入居している日系企業の業種別企業数と割合を見ると、機械・器具製造 (21%)、電気・電子 (19%)、プラスチック (7%)、繊維 (7%)、自動車 (7%) などの製造業分野がメインとなることから、今後機械設備、電気設備、プラスチック、繊維、自動車などのサブセクターも有望視されるべきである。

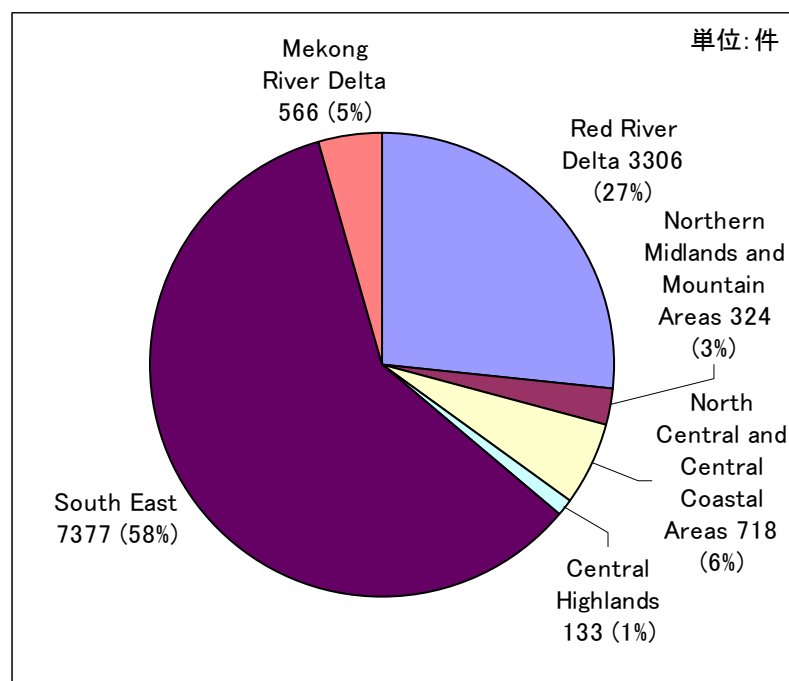
3. 3 ベトナムへの日系企業の進出・投資動向

(1) ベトナムにおける外資導入の概況

2010年12月末までに、ベトナム全国の外資導入累計件数は12,463件、累計金額は1,945.72億ドル、1件当たりの平均投資規模は1,560万ドルとなった。全国を紅河（ソンコイ川）デルタ地域（Red River Delta）、北部内陸・山間地域（Northern Midlands and Mountain Areas）、北中部・中部沿岸地域（North Central and Central Coastal Areas）、中央高原地域（Central Highlands）、南東地域（South East）、メコン川デルタ地域（Mekong river Delta）の6地域に区分して見る場合、各地域の外資導入実績は図3.3-1、3.3-2、3.3-3のとおりである。

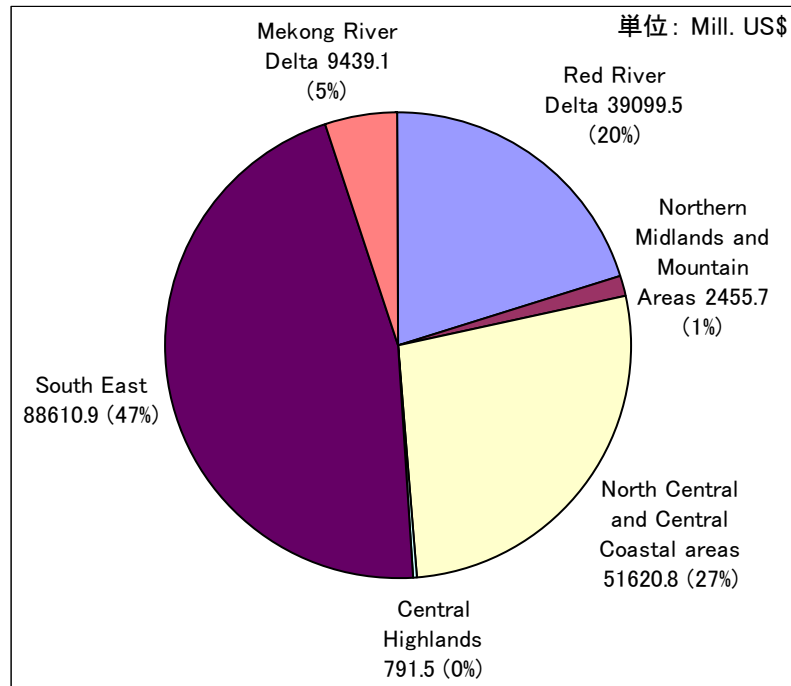
件数では、南東地域は7,377件で首位となり、その他5地域は上から順に、紅河デルタ地域3,306件、北中部・中部沿岸地域718件、メコン川デルタ地域566件、北部内陸・山間地域324件、中央高原地域133件と続く。

金額でも、南東地域は886.1億ドルで首位を占めるが、北中部・中部沿岸地域は526.2億ドルで紅河デルタ地域を凌いで第二位に入り、第三位以降は、紅河デルタ地域391億ドル、メコン川デルタ地域94.4億ドル、北部内陸・山間地域24.6億ドル、中央高原地域7.9億ドルとなっている。



出典：Statistical Yearbook of Vietnam 2010

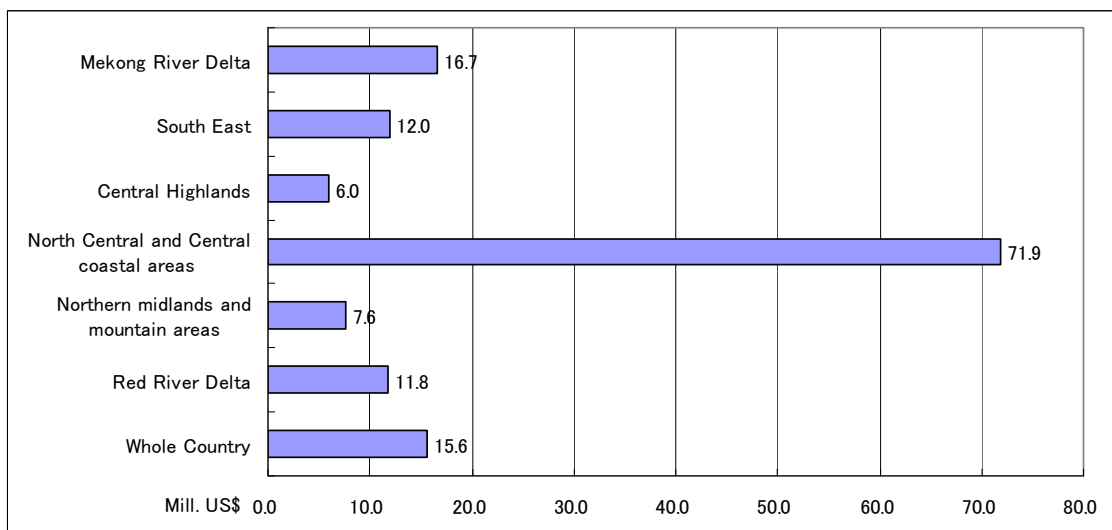
図 3.3-1 外資導入件数の地域別割合 (2010 年末までの累計)



出典：Statistical Yearbook of Vietnam 2010

図 3.3-2 外資導入金額の地域別割合 (2010 年末までの累計)

以上と関連して、1 件当たりの平均投資規模では、北中部・中部沿岸地域は 7,190 万ドルでトップ、メコン川デルタ地域は 1,670 万ドルで第二位、全国平均水準の 1,560 万ドルを上回るが、その他地域は、南東地域 1,200 万ドル、紅河デルタ地域 1,180 万ドル、北部内陸・山間地域 760 万ドル、中央高原地域 600 万ドルで、すべて全国平均水準を下回る。



出典：Statistical Yearbook of Vietnam 2010

図 3.3-3 各地域外資導入平均規模の比較 (2010 年末までの累計)

(2) 主要 25 省・市における外資導入累計規模と平均規模

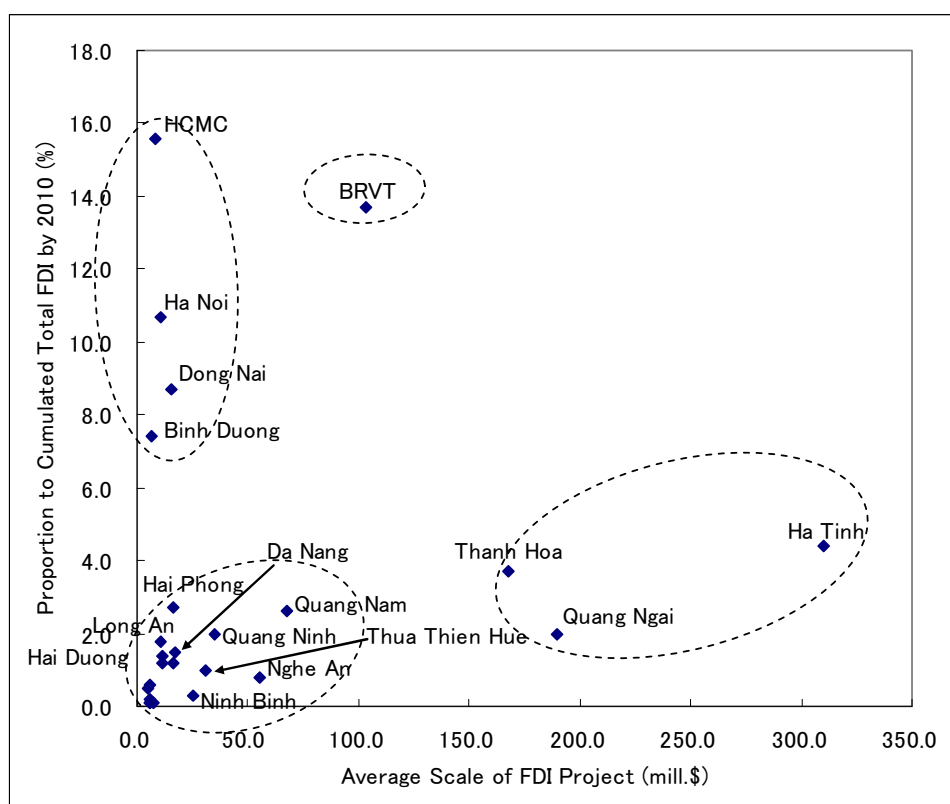
本調査案件の対象地域である 25 省・市における外資導入の累計規模（2010 年末まで）と平均規模を見ると、図 3.3-4 に示すように、25 省・市は外資導入の累計規模が大きい反面、平均規模が小さい第 1 グループ、外資導入の累計規模が小さいが、平均規模が大きい第 2 グループ、累計規模と平均規模がともに大きい第 3 グループ、及び累計規模と平均規模がともに小さい第 4 グループに区分することができる。

第 1 グループは全国累計総額の 7%以上を占める一方、平均規模が 1,500 万ドル未満のホーチミンシティ、ハノイ、ドンナイ、ビンズオンの 4 省・市である。その典型的な例となったホーチミンシティは全国外資導入累計総額に占める割合がトップの 15.6%に達したが、1 件当たりの平均規模がわずか 830 万ドルに過ぎず、中小企業を中心であることが明らかである。

第 2 グループは累計総額に占める割合が 5%未満ではあるが、1 件当たりの平均規模が 1.6 億ドル以上に上る大型案件を中心とするハティン、タインホア、クアンガイの 3 省である。

第 3 グループはバリアブントウ 1 省のみであり、累計総額に占める割合が 13.7%で全国第 2 位、平均規模も 1 億ドル以上で、比較的規模の大きな案件が特徴的である。

第 4 グループは残りの 17 省・市で、累計総額に占める割合が 3%未満、平均規模も 7,500 万ドル以下となり、ハイフォン、ダナン、ロンアン、クアンナムなどが含まれている。



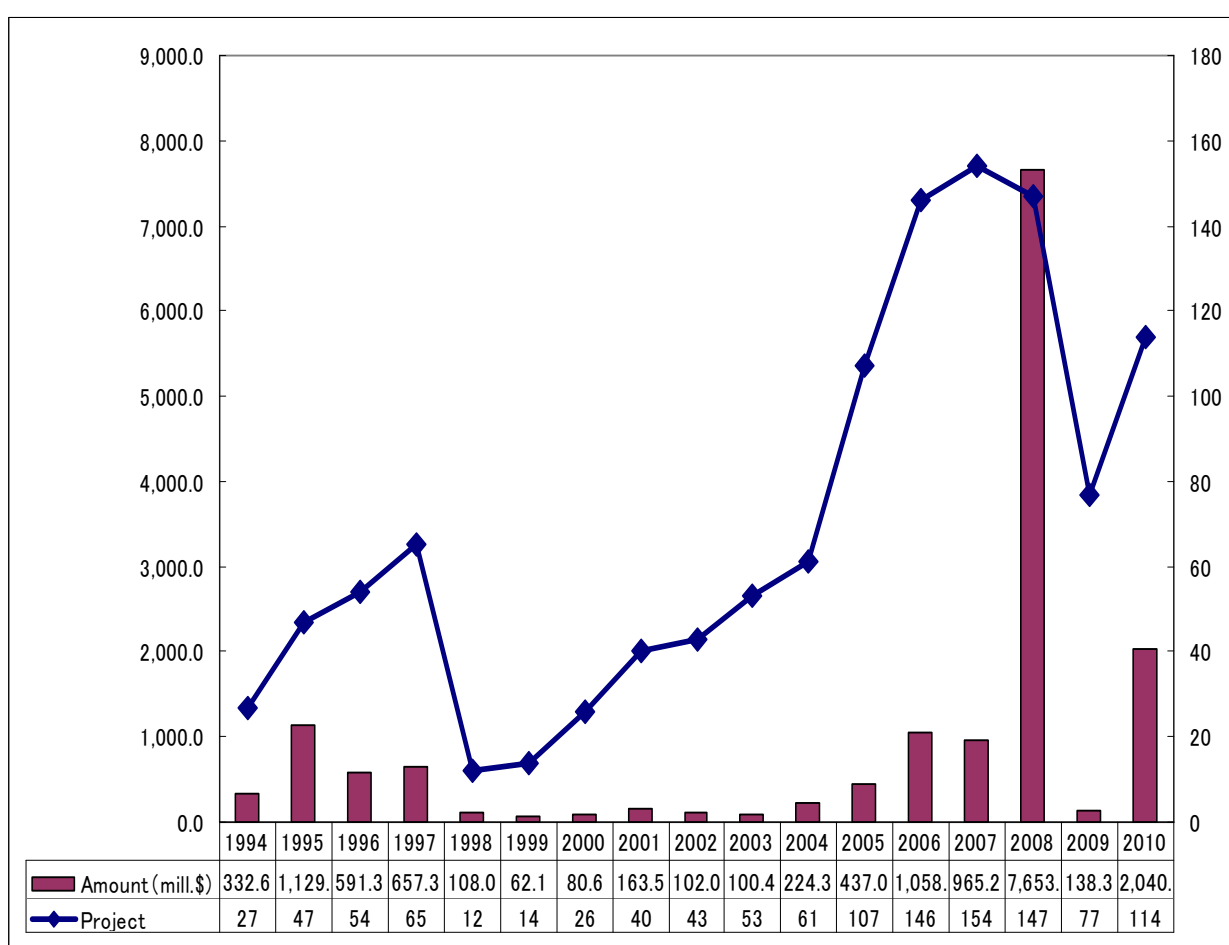
出典：Statistical Yearbook of Vietnam 2010

図 3.3-4 主要 25 省・市外資導入累計実績と平均規模の分布（2010 年末までの累計）

(3) 日系企業の進出・投資動向

1) 2010年までの進出・投資実績

日系企業のベトナムへの本格的な進出は1994年からスタートしたが、1997年から発したアジア金融危機の影響により、1998年に投資金額と投資件数（直接投資、以下同）がともに落ち込み、前年の6.6億ドル、65件から1.1億ドル、12件に急減した。その後1999年から投資件数は徐々に回復したが、投資金額は2003年まで低迷が続いた。また、2005年に我が国の国連安全保障理事会の常任理事国入りをめぐる発生した、中国での大規模な反日感情の高まりを背景として、2005年から金額と件数が共に上昇し、件数では2007年に154件、金額では2008年に76.5億ドルでそれぞれピークに達した。その後リーマンショックの影響で、2009年に77件と1.4億ドルへと再び急減となったが、2010年にそれぞれ114件、20.4億ドルへとまた上向きに転じた。（図3.3-5）



出典：ベトナムセミナー（2011年9月13日）資料「ベトナムの最新経済事情と進出日系企業の今」（ジェトロ海外調査部 守部裕行主任調査研究員）により作成。

図 3.3-5 日本企業の対越 FDI 投資金額と件数の推移

2) 2011年以降の対越進出・投資動向

日本企業対越投資金額は、近年大きく伸びており、2012年5月までの累積投資額は274.9億US\$で首位に躍り出て、第2位の韓国(239.3億ドル)を大きく上回った。

表 3.3-1 2012年5月までの対越FDI国別累積投資金額

順位	投資国・地域	金額(億US\$)
1	日本	274.9
2	韓国	239.3
3	台湾	236.5
4	シンガポール	230.1
5	バージン諸島	154.6
6	香港	117.1
7	マレーシア	111
8	米国	104.4
9	ケイマン諸島	75
10	オランダ	59.2

出典：ベトナム外国投資局

2010年と2011年における日越両国首脳の間で「日越共同声明」の発表に伴う両国経済協力の強化を背景に、2011年の日本企業対越投資金額は24.4億ドルに上昇し、香港に次いで第2位の投資国・地域となった。なお、ベトナム外国投資局が発表した2012年1月1日～12月15日までに認可された新規FDIの件数および投資額のデータによると、我が国の認可額は昨年の2倍を超え、全体の5割強を占めるなど、他国と比較して突出した伸びを見せている

表 3.3-2 2012年に認可された国別対越FDI

国・地域	新規投資		追加投資		合計	
	件数【件】	投資額【百万US\$】	件数【件】	投資額【百万US\$】	件数【件】	投資額【百万US\$】
1 日本	270	4,007	108	1,131	378	5,138
2 シンガポール	89	488	49	1,239	138	1,728
3 韓国	243	757	89	421	332	1,178
4 サモア	6	38	2	870	8	908
5 英領バージン諸島	19	96	23	692	42	788
6 香港	43	549	16	108	59	658
7 台湾	52	192	52	261	104	453
8 キプロス	2	376	1	3	3	378
9 中国	69	302	16	43	85	345
10 マレーシア	37	116	7	109	44	224
合計	1,100	7,854	435	5,159	1,535	13,013

注) 数値は、2012年1月1日～12月15日までに認可されたFDIである

出典：ベトナム外国投資局

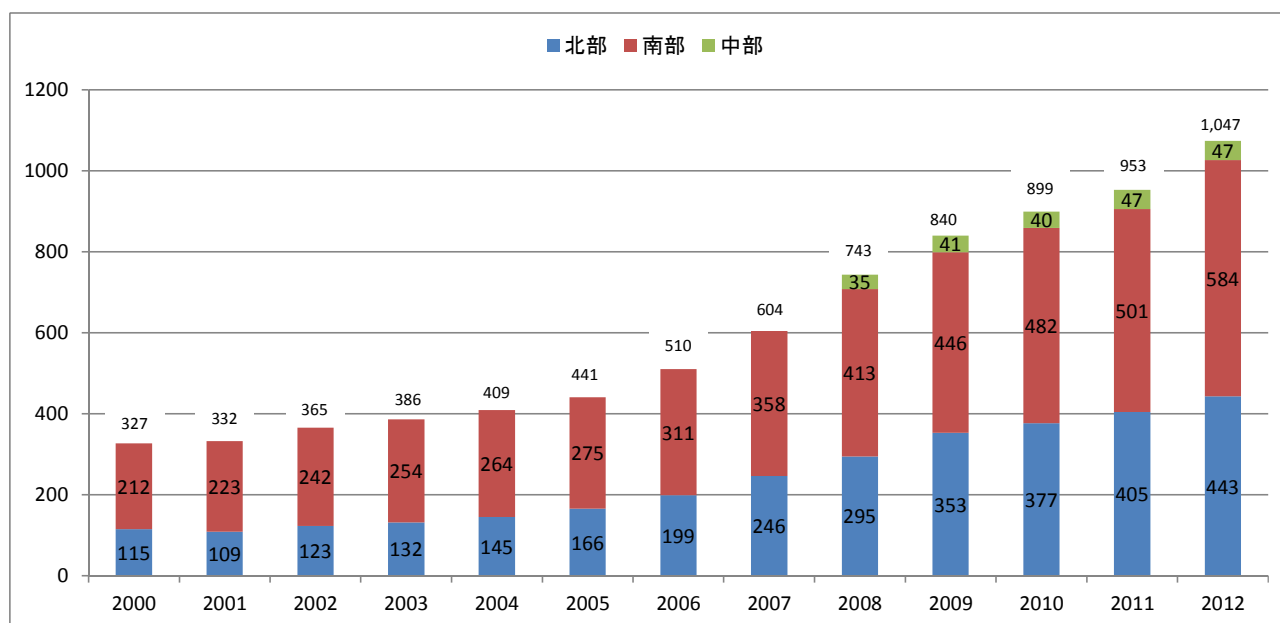
3) ベトナムにおける日本商工会会員企業数の推移

ベトナム全国に進出した日系企業の大多数は、北部ではハノイにあるベトナム日本商工会(JBAV)、南部ではホーチミン日本商工会(JBAH)、中部ではダナン日本商工会(JBAD)にそれぞれ加盟して

いる。したがって、これら3地域の日本商工会加盟企業数はベトナムに進出した日系企業のすべてを必ずしもカバーすることができないが、その大多数を反映するものと理解される。

図3.3-6に示すように、全ベトナムの日本商工会加盟企業は2000年の時点では327社、うちJBAHは212社、JBAVは115社であったが、2008年には新規発足した中部のJBADの加盟企業を合わせて合計743社、2011年には953社へと増え続けてきている。2011年の時点ではJBAHは501社、JBAVは405社、JBADは47社で、南部の加盟企業数が相変わらず首位の座を保っている。なお、2012年3月末時点でJBAVは443社と更なる増加傾向にある。

なお、南部のJBAHにおいては、近年、新たに加盟する企業の業種に変化が生じてきている。すなわち、従来型の製造業業種からサービス、小売り・流通、IT（情報技術）、貿易などの非製造業業種の企業の増加、及び、輸出加工型業種からベトナムの内需に対応した業種の企業の加盟数が多くなってきている。なお、2012年3月末時点でJBAHは584社と、北部同様に更なる増加傾向にある。（JBAHでの聞き取り調査に拠る）



出典：ベトナムセミナー（2011年9月13日）資料「ベトナムの最新経済事情と進出日系企業の今」（ジェトロ海外調査部 守部裕行主任調査研究員）により作成。

注：2012年データは、北部はベトナム日本商工会（JBAV）、南部はホーチミン日本商工会（JBAH）、中部はダナン日本商工会（JBAD）より、それぞれ入手した。

図3.3-6 ベトナムにおける日本商工会加盟企業数の推移

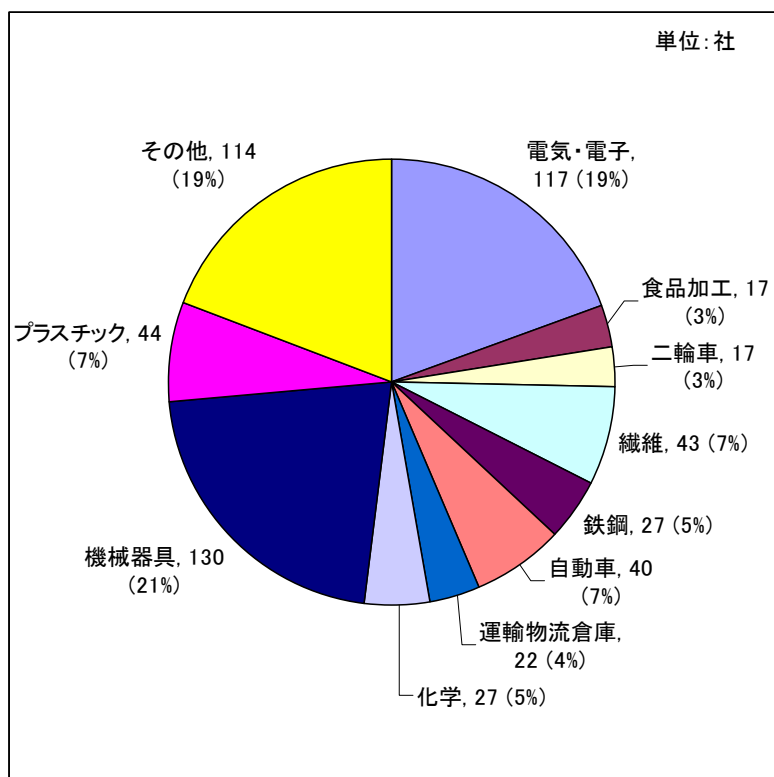
4) 主要工業団地に入居している日系企業の分野別構成

調査団独自の調査で入手したデータによれば、現在ベトナムの21の省・市における各主要工業団地に入居している日系企業の分野別構成は下図に示している通りである。

調査団が現時点で把握している工業団地に入居している日系企業598社のうち、機械・器具企業は130社（21%）でトップ、電気電子は117社（19%）で二位に入り、この2分野で全体の4割を占め、ほかの分野を大きく上回ることから、日本企業の対越投資の代表的な分野と見られる。

この2分野に次いで、比較的進出企業数の多いのはプラスチック、繊維と自動車の3分野であり、

それぞれ 44 社 (7%)、43 社 (7%)、40 社 (7%) に達している。その他主要分野として挙げられるのは、共に 27 社 (5%) ある鉄鋼と化学、22 社 (4%) ある運輸物流倉庫、共に 17 社 (3%) ある食品加工と二輪車である。



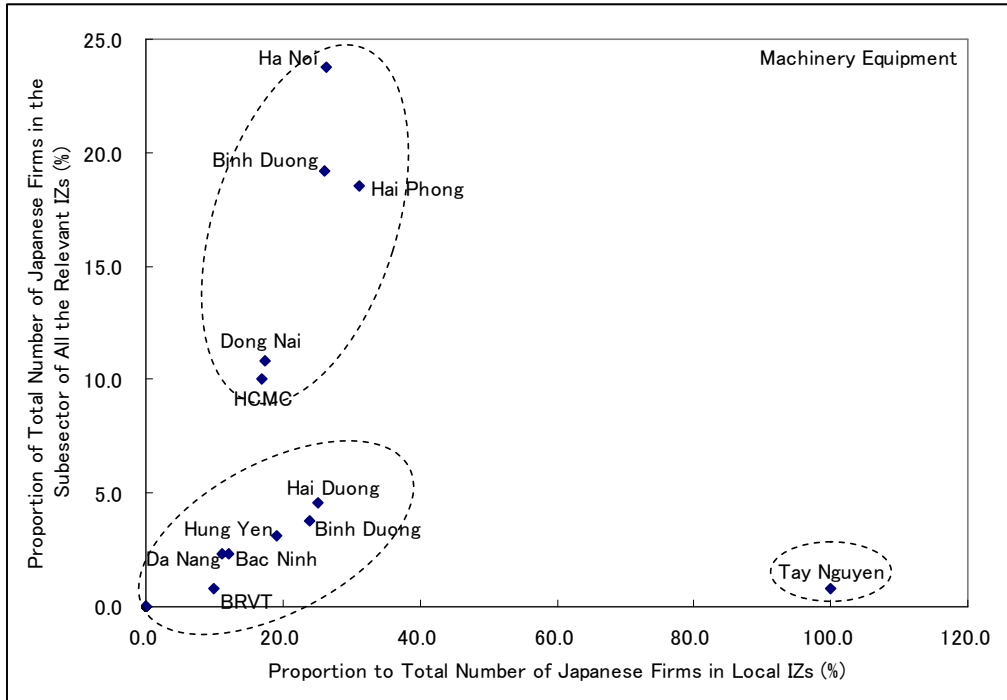
出典：JICA調査団。

図 3.3-7 ベトナム主要工業団地に入居した日系企業の分野別社数と割合

5) 主要分野における工業団地入居日系企業の地域分布

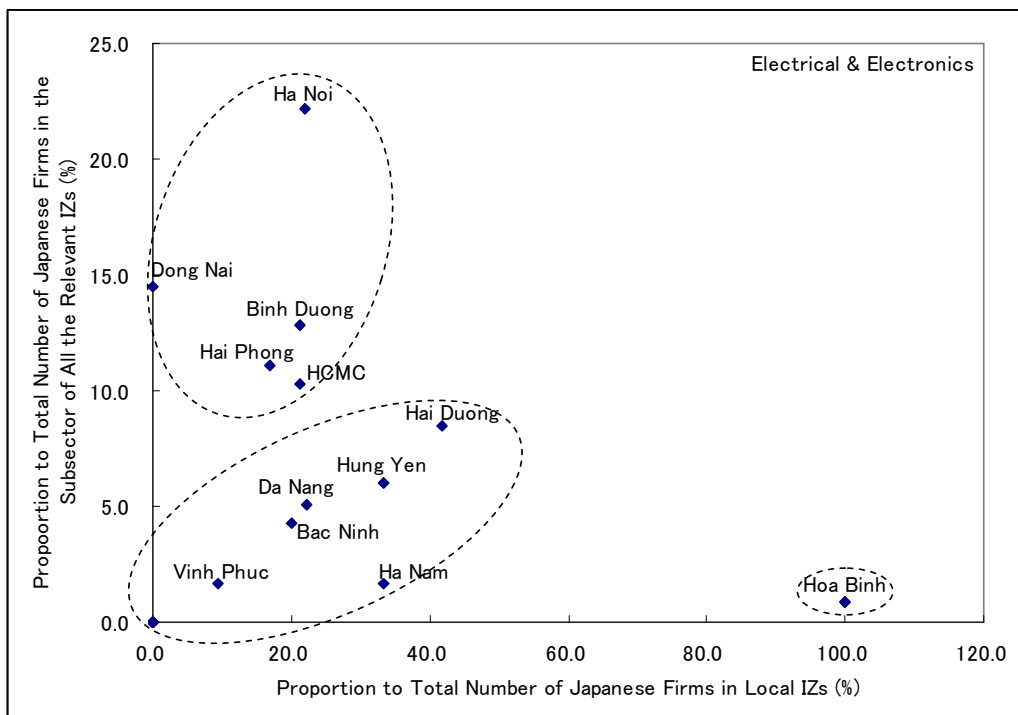
上述各分野のうち、工業団地に入居した日系企業の数が比較的多い機械・器具、電気・電子、プラスチック、繊維、自動車、鉄鋼、化学 7 分野に限って見る場合、各分野における工業団地入居日系企業の地域分布の実態は以下のとおりである。

機械・器具分野では、ハノイ、ビンズオン、ハイフォン、ドンナイ、ホーチミンシティはいずれも全工業団地における同分野の入居日系企業の 10%以上が集まっていると同時に、これらの企業数はそれぞれの地域の工業団地入居日系企業の 17~31%を占めている。すなわち、この 5 省・市はベトナムにおける機械・器具分野日系企業の主要な生産地であると同時に、地元工業団地入居日系企業における機械・器具分野の存在も比較的大きい。これに対して、その他各省の工業団地における同分野の入居日系企業の割合（全工業団地の同分野入居日系企業）はいずれも 5%未満である。その中には、タイグエンの工業団地への入居日系企業がわずか 1 社であり、この 1 社は機械・器具企業である。（図 3.3-8）



出典：JICA調査団。

図 3.3-8 工業団地に入居した機械・器具分野日系企業の地域分布

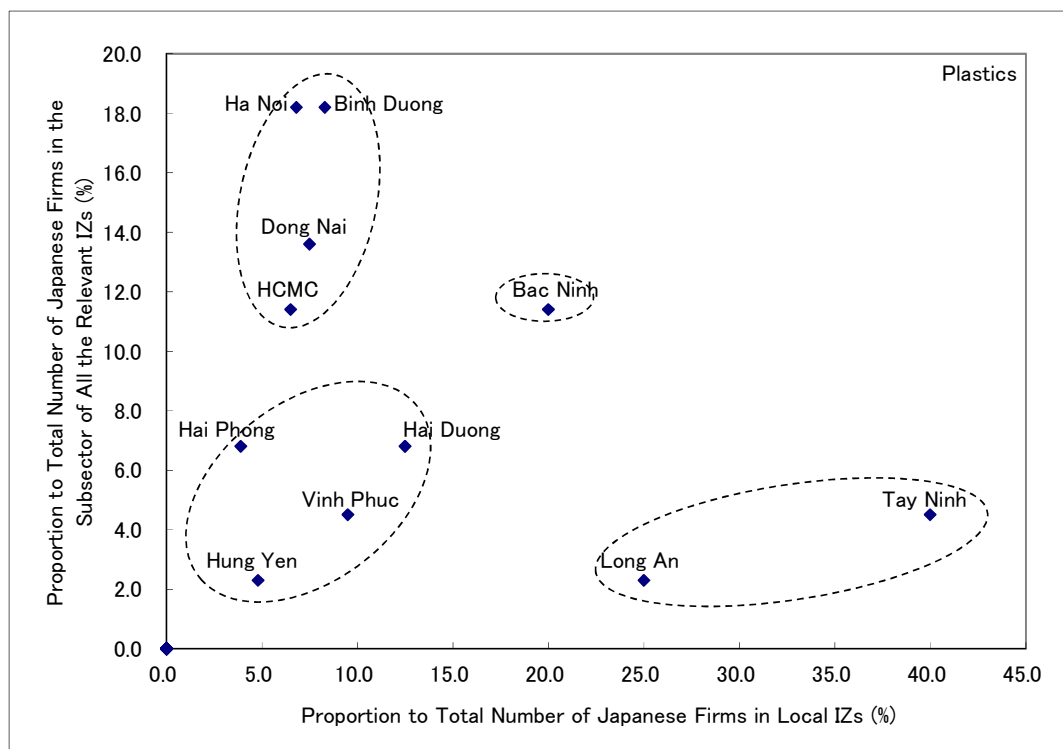


出典：JICA調査団。

図 3.3-9 工業団地に入居した電気・電子分野日系企業の地域分布

電気・電子分野では、ハノイ、ビンズオン、ドンナイ、ホーチミンシティの4省・市では、工業団地の入居電気・電子分野日系企業の数はいずれも全工業団地の同分野日系企業数の10%以上を占める

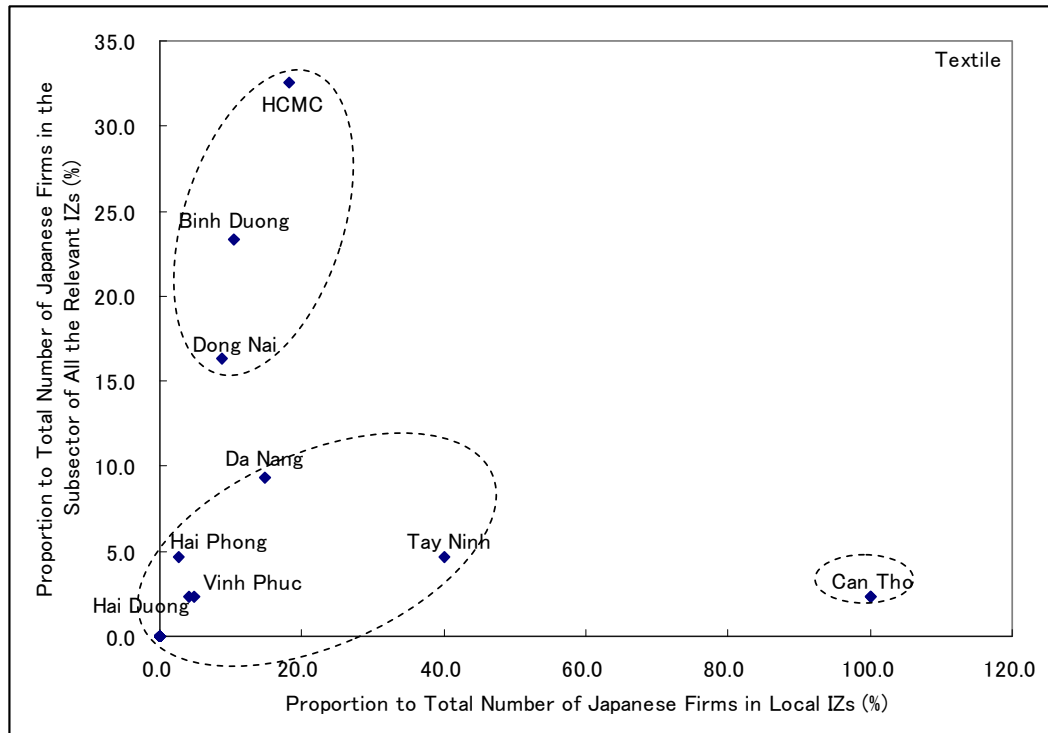
が、これらの企業数が各地域工業団地入居日系企業数に占める割合がいずれも 23%未満である。ハノイでは、前述した機械・器具分野のみならず、電気・電子分野も工業団地の入居日系企業数が全国で首位を占めることが注目に値する。その他各省・市の工業団地における同分野入居日系企業数の全体に対する割合がいずれも 10%未満であり、そのうち、ホアビンの工業団地入居日系企業が 1 社に過ぎず、この 1 社は電気・電子分野の企業である。(図 3.3-9)



出典：JICA調査団。

図 3.3-10 工業団地に入居したプラスチック分野日系企業の地域分布

プラスチック分野における工業団地入居日系企業数においても、ハノイ、ビンズオン、ドンナイ、ホーチミンシティの 4 省・市が全工業団地における同分野日系企業数の 11%以上を占めているが、これらの地域における工業団地の全分野に占める同分野の割合がいずれも 9%未満である。また、バクニンの同分野入居日系企業数も全工業団地における同分野日系企業数の 11.4%を占めるが、この数字は同地域の工業団地における全分野日系企業数の 20%を占めることから、同地域日系企業でのウェイトが上述 4 省・市より高い。一方、その他各省・市工業団地の同分野日系企業の全工業団地同分野日系企業に占める割合がいずれも 7%未満である。そのうち、タイニンとロンアンの工業団地全日系企業数に占める同分野の割合がそれぞれ 40%と 25%で、相対的に高い。(図 3.3-10)



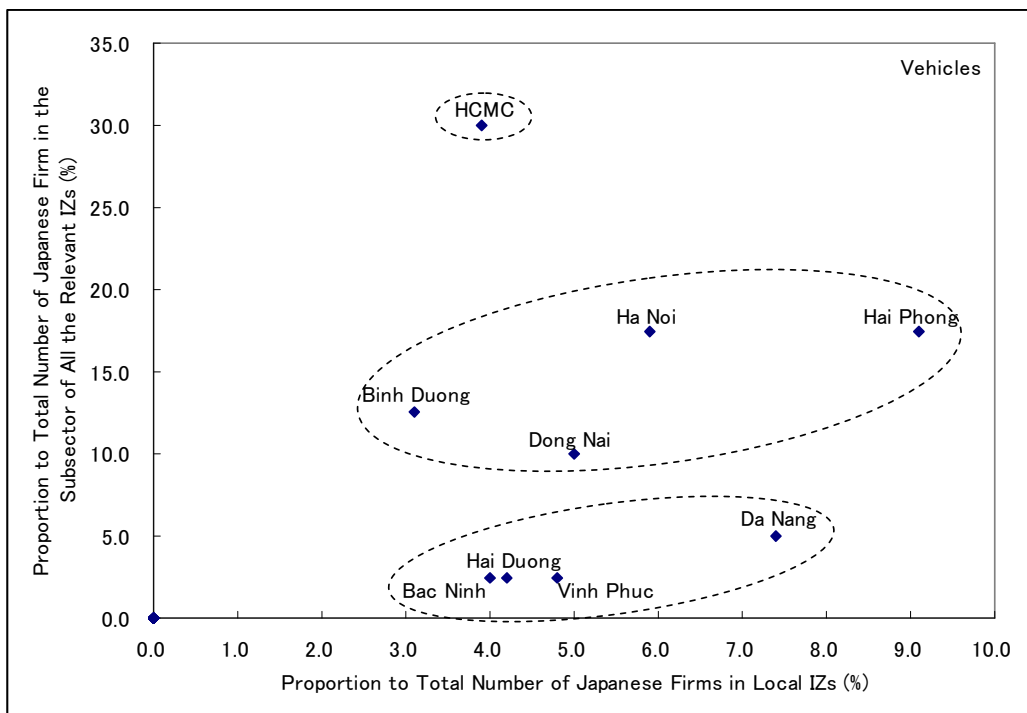
出典：JICA調査団。

図 3.3-11 工業団地に入居した繊維分野日系企業の地域分布

繊維分野では、工業団地入居日系企業数が高いのはホーチミンシティ、ビンズオン、ドンナイ 3 地域で、いずれも南部の省・市であり、全工業団地の同分野日系企業数に占める割合が 16～33%。これに対して、その他各省・市における同数値がいずれも 10%未満である。また、カントーの工業団地に入居した日系企業がわずか 1 社であり、この 1 社は繊維企業である。(図 3.3-11)

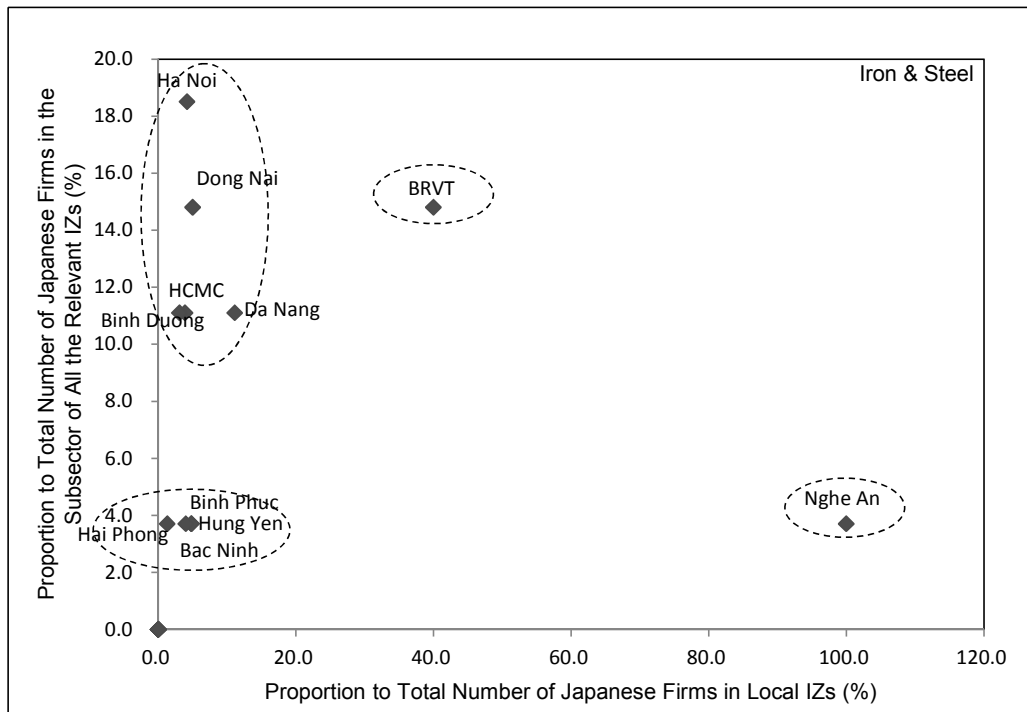
自動車分野の日系企業数をもっとも多いのはホーチミンシティであり、全工業団地に入居した日系自動車企業におけるウェイトが 30%に達し、その次にあるハノイ、ハイフォン、ビンズオン、ドンナイの 4 省・市は 10～18%、ダナン、ビンフック、ハイズオン、バクニンは 5%以下にとどまる。なお、以上各省・市の工業団地入居日系企業数に占めるそれぞれの自動車分野の割合がいずれも 10%未満である。(図 3.3-12)

鉄鋼分野では、工業団地入居日系企業が比較的多い地域はハノイ、ドンナイ、バリアブントウ、ダナン、ホーチミンシティ、ビンズオンの 5 省・市であり、全工業団地における同分野日系企業の 11%以上を占める。そのうち、バリアブントウの鉄鋼分野日系企業対同地域工業団地全分野入居企業の割合が 40%であり、その他 4 省・市は 11%以下となっている。一方、ゲアン、ビンフック、フンイエーン、バクニン、ハイフォンの同分野日系企業が全国工業団地の同分野日系企業数に占める割合がいずれも 3.7%に過ぎない。そのうち、ゲアンの工業団地入居日系企業がわずか 1 社であり、これが鉄鋼企業である。(図 3.3-13)



出典：JICA調査団。

図 3.3-12 工業団地に入居した自動車分野日系企業の地域分布

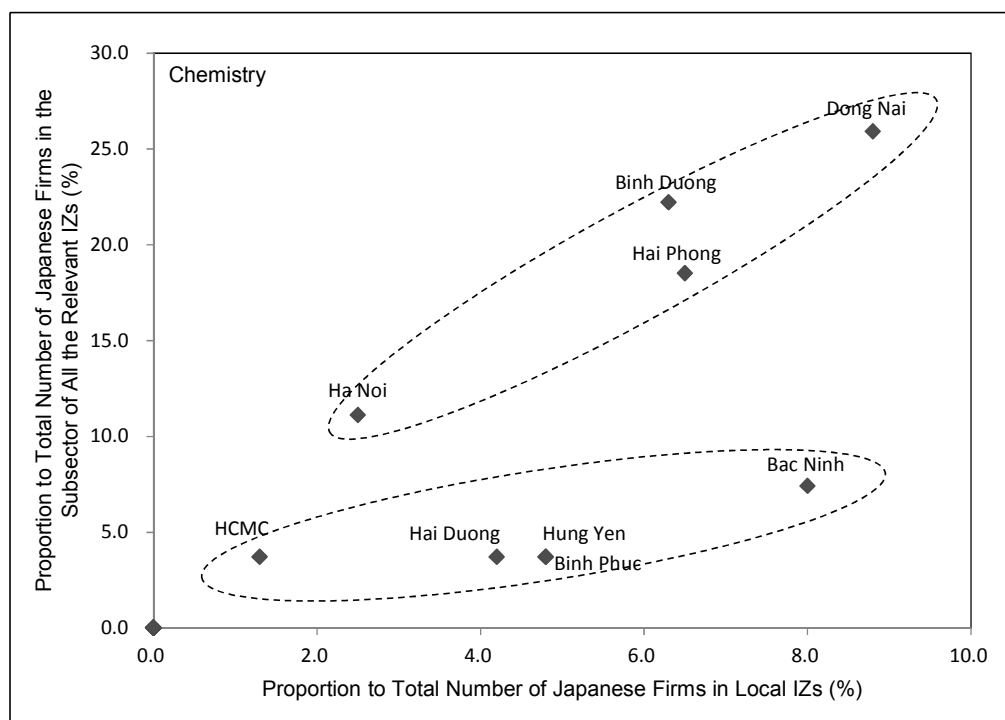


出典：JICA調査団。

図 3.3-13 工業団地に入居した鉄鋼分野日系企業の地域分布

化学分野の場合、各省・市の工業団地入居日系企業数の全工業団地に対する割合の状況により、各省・市を大きく2つのグループに区分することができる。第1のグループはドンナイ、ビンズオン、

ハイフォン、ハノイの4省・市、第2のグループはバクニン、フンイェン、ビンフック、ハイズオン、ホーチミンシティの5省・市である。第1グループ各省・市の同分野入居日系企業数の全工業団地同分野入居日系企業数に対する割合が11%以上であるのに対して、第2グループの同数値は8%未満となっている。なお、両グループの各省・市工業団地における化学分野入居日系企業数対同地域全分野日系企業数割合がいずれも9%未満である。(図3.3-14)



出典：JICA調査団。

図 3.3-14 工業団地に入居した化学分野日系企業の地域分布

3. 4 ベトナム全国の経済区の概況

2007年に改正された外国投資法により、外資系企業の国有化、外国投資家の資産の没収をしない事等を保証し、積極的な外国投資参入の促進を行った結果、2009年までに12,500件余りの外国直接投資（FDI）を誘致することに成功し、1,944億ドル以上の外資を受入れた。その受け皿として、各地に工業団地開発が行われ、2011年末の時点で計画中のものを含めて291か所の工業団地がある。

表 3.4-1 ベトナム全土の工業団地数

地域	拠点都市	工業団地数
北部	ハノイ	64
中部	ダナン	40
南部	ホーチミン	143
メコンデルタ	カントー	44
合計		291

出典：現地でも収集した情報を基に調査団が作成

しかし、上記の工業団地開発は、その多くが大都市を中心とした地域に集中しており、それまで経済開発の遅れていた地域との経済格差をさらに広げる結果となった。そのため、上記工業団地開発の地域的偏重により生じた地域経済格差を是正するために、基盤整備、交通インフラ、その他社会整備による経済開発の促進を目的として、1980年代に首相により経済区の開発が提唱され、2010年までに全国に15か所の経済区の指定がなされた。特に、中央政府の意向としてこれまで開発の遅れていた中部の開発に重点を置いていることから、中部に経済区の指定が多い（15か所のうち10か所）

経済区の制度そのものは中国における特別経済区をモデルとして構想されたものであるが、中国における特別経済区が、共産党政権の下、政治体制とは別な「一国二制度」による特別経済区であるのに対し、ベトナムの経済区は共産党政権の体制そのものに触れる事なく、税制の面だけの優遇策による投資促進を目指した経済区であることが中国の特別経済区とは異なっている。現在までに認可を受けた経済区は以下の表 3.43-2 のとおりである。

表 3.4-2 全国の経済区

No.	地域	名称	省	認可年	面積(ha)
1	北部	Van Don	Quang Ninh	2007	217,133
2	北部	Din Vu Cat Hai	Hai Phong	2009	21,600
3	北中部	Nghi Son	Thanh Hoa	2006	18,611
4	北中部	Dong Nam Nghe An	Nghe An	2007	18,826
5	北中部	Vung Ang	Ha Tinh	2006	22,781
6	北中部	Hon La	Quang Binh	2008	10,000
7	北中部	Chang May - Lang Co	Thua Thien Hue	2006	27,108
8	南中部	Chu Lai	Quang Nam	2003	27,040
9	南中部	Dung Quat	Quang Ngai	2005	10,300
10	南中部	Nhon Hoi	Binh Dinh	2005	12,000
11	南中部	Nam Phu Yen	Phou Yen	2008	20,730
12	南中部	Van Phong	Khanh Hoa	2006	150,000
13	メコンデルタ	Dinh An	Tra Vinh	2009	39,020
14	メコンデルタ	Phu Quoc	Kien Gianh	2006	56,100
15	メコンデルタ	Nam Cam	Ca Mau	2010	11,000

出典：ベトナム計画投資省

上記の15の経済区の開発は各省の経済区管理委員会により起案され、人民委員会の承認を得て、最終的には首相の承認により認可されて開発が実施されることになっている。これら承認を受けた経済区の位置を以下の図3.4-1に示す。

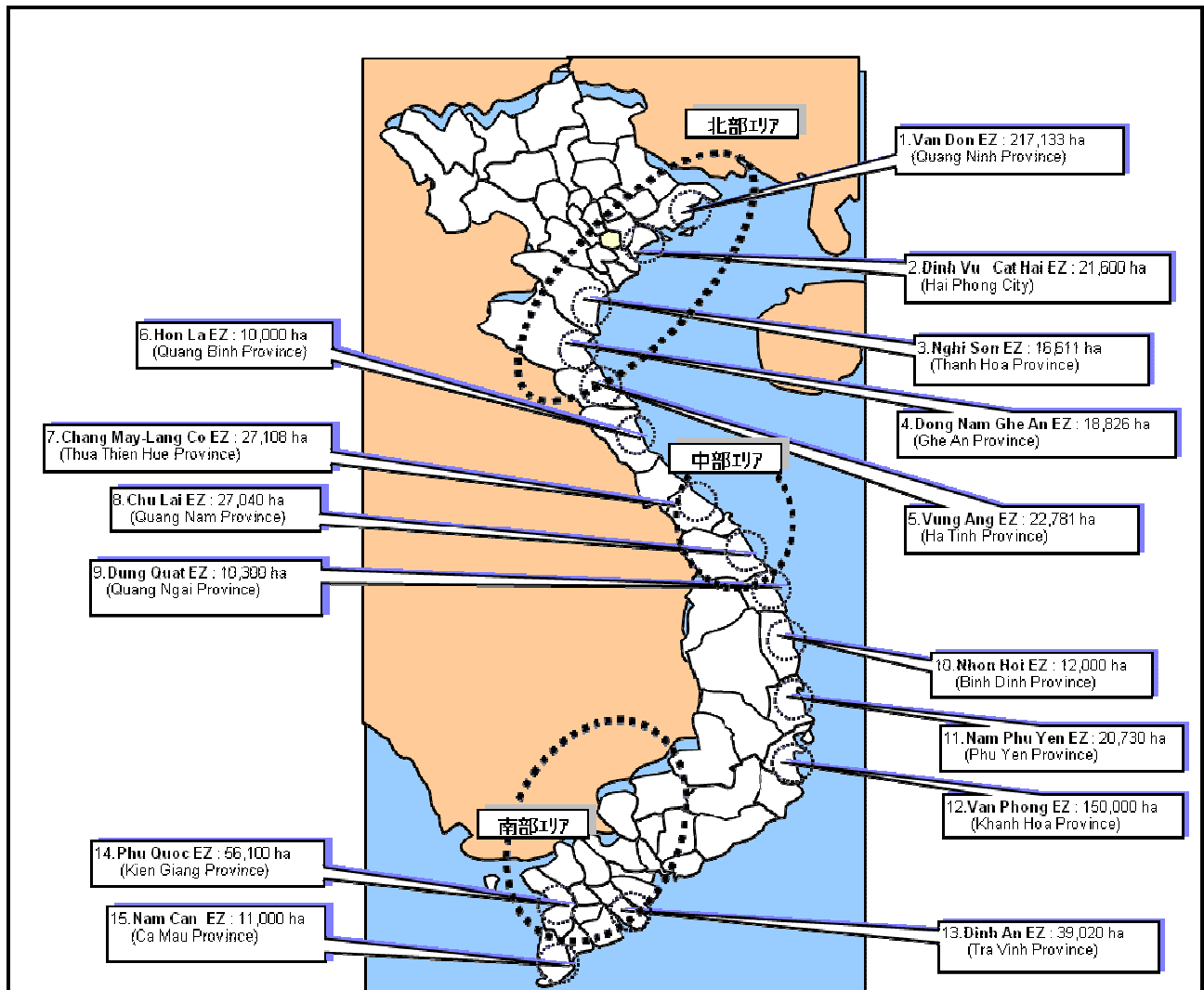


図 3.4-1 ベトナム全土の経済区 (出典：現地の各資料より調査団が作成)

3. 5 まとめ

(1) 依然として成長が見込まれるベトナムの経済環境

リーマンショックをきっかけとした世界的な金融危機の影響により、経済全般の成長率は2008年、2009年と続けて落ち込んだが、そのうち2010年からやや緩やかなペースながら回復の兆しが見られる。第2次産業は過去10年間における経済成長のエンジンとなり、2001～2007年の7年間にわたり、2002年を除いてほぼ持続的に10%以上の伸び率を示した。

他方、インフレ率を示す消費者物価指数（CPI）は一貫して高く、2008年にはピークの23.1%に達し、その後の2009年には6.7%まで下がったが、2010年と2011年には再び9.2%、18.7%へと上向きに転じてきており、今後の動向に注視していく必要がある。

(2) 日系企業の進出・投資動向

1) 2010年までの進出・投資実績

日系企業のベトナムへの本格的な進出は1994年からスタートしたが、1997年から発したアジア金融危機の影響により、1998年に投資金額と投資件数（直接投資、以下同）がともに落ち込んだ。その後1999年から投資件数は徐々に回復したが、投資金額は2003年まで低迷が続いた。2004年から金額と件数が共に上昇し、その後リーマンショックの影響で、2009年に77件と1.4億ドルへと再び急減となったが、2010年にそれぞれ114件、20.4億ドルへとまた上向きに転じている。

2) 2011年以降の対越進出・投資動向

2010年と2011年における日越両国首脳の相次いだ「日越共同声明」の発表に伴う両国経済協力の強化を背景に、2012年5月までの累積投資額は274.9億ドルで首位に躍り出て、第2位の韓国（239.3億ドル）を大きく上回っている。

2010年と2011年における日越両国首脳の相次いだ「日越共同声明」の発表に伴う両国経済協力の強化を背景に、2011年の日本企業対越投資金額は24.4億ドルに上昇し、香港に次いで第2位の投資国・地域となった。なお、ベトナム外国投資局が発表した2012年1月1日～12月15日までに認可された新規FDIの件数および投資額のデータによると、我が国の認可額は昨年（2011年）の2倍を超え、全体の5割強を占めるなど、他国と比較して突出した伸びを見せている。

3) 対中国との緊張の高まりを背景とするベトナムへの日系企業進出意欲向上の可能性

周辺国の政治経済状況が、ベトナムへの日系企業進出に及ぼす影響も大きい。例えば2005年に我が国の国連安全保障理事会の常任理事国入りをめぐる発生した、中国での大規模な反日感情の高まりを背景として、2005年からベトナムへの日系企業の投資金額と件数が共に上昇し、件数では2007年に154件、金額では2008年に76.5億ドルでそれぞれピークに達した。近年、我が国と中国との政治分野での緊張の高まりが生じてきており、2005年の再来を惹起させる状況を迎えつつある。

このような背景のもと、日系企業のベトナム進出意欲は著しく強いものであり、この傾向は今後とも加速していくものと考えられる。

第4章 ベトナムの関連法制度の概観

関連法制度については、1) 裾野産業振興に係る法制度、2) 振興支援優先産業に係る法制度、3) 税制優遇措置等のインセンティブ供与に係る法制度、4) 経済区・工業団地・輸出加工区整備計画等の関連法制度の4分野について整理する。

4. 1 裾野産業振興に係る法制度

(1) 概要

裾野産業振興に係るベトナム法令には、2011年の首相決定（NO.12/2011/QD-TTg）、2011年の財務省令（NO.96/2011/TT-BTC）の二つがある。

法令名	主たるテーマ	概要
Decision NO.12/2011/QD-TTg	裾野産業の発展政策 に係る首相決定	ベトナムにおける裾野産業業種の定義を与えると ともに、対象業種の企業が享受可能な、各種イン センティブ措置について規定している。所管省庁 は、商業工業省（MOIT）。 ①対象業種の規定 裾野産業振興の対象業種を、下記の6業種 に指定。 機械／電機/IT／自動車製造・組み立て／縫 製／皮革・靴製造／ハイテク業種 ②インセンティブ措置 1) 広告用に政府系ウェブ [※] の無料使用許諾、2) 事業所用地の優先的割当、3) 輸出入関税の 減免措置 等 □他、中小企業支援に係る諸方策を規定し た政府決定 No.56/2009/ND-CP 中の、各 種優遇措置の適用についての言及があ る。
Circular NO.96/2011/TT-BTC	裾野産業に対する資 金調達支援に係る財 務省令	上記の政府決定のうちの、裾野産業業種の企業の 資金調達に係る、各種優先措置、優遇措置につい て規定している。 <ul style="list-style-type: none"> ● 輸出入関税優遇措置に係る政府決定（Decree No.87/2010/ND-CP）に沿った輸出入関税減 免措置の適用 ● 政府決定 No.56/2009/ND-CP に規定された、 財政支援策の適用（□NO.56 の箇所で詳述。） ● 法人税減免措置を規定した、Decree No. 124/2008/ND-CP に沿った優遇策（□NO.124 の箇所で詳述） ● 国家開発投資基金からの優先的融資 ● 財務省通達（Circular No.92/2010/TT-BTC） の規定を満たす場合において付加価値税の支 払猶予及び払い戻し措置の適用 ● Decree No.198/2004/ND-CP、Decree No. 142/2005/ND-CP の規定に則った、土地使用 料・使用税の減免措置の適用

(2) 法制度の詳細

1) 裾野産業の発展政策に係る首相決定 (Decision NO.12/2011/QD-TTg)

条 項	テーマ	概 要
Article 1	Scope of regulation and subjects to be applied	裾野産業振興の対象業種を、下記のように規定。 ・機械、・電機/IT、・自動車製造/組み立て、 ・縫製、・皮革/靴製造、・ハイテク業種
Article 2	Interpretation of expressions	法令用語の定義。特に裾野産業については、「資材製造、部品製造、付属品製造などに係る業種」との定義がなされている
Article 3	Promote the development of supporting industries	<p>(1)市場開拓促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業分野の裾野産業プロジェクトは、MOIT/DOITのウェブサイトへの無料広報が許諾される ・製造業分野の裾野産業プロジェクトに対しては、Trade Promotion Program, Investment Promotion Program の予算を優先的に割り当てられる ・ハイテク分野の裾野産業業種への投資家に対しては、ハイテク分野について規定された法令に沿った優遇措置が適用される <p>(2)関連インフラ整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業分野の裾野産業プロジェクトに対する用地の優先的割り当て ・製造業分野の裾野産業プロジェクトの実施に際して工業団地内用地を利用する場合、工業団地内のインフラの利用、公共サービスの利用、ワーカー雇用/トレーニングをはじめとする、首相決定 No.105/2009/QD-TTg に記載される、各種優遇措置の活用が可能となる ・製造業分野の裾野産業業種への投資家に対しては、政府決定 No.56/2009/ND-CP に規定された投資促進施策が適用される ・ハイテク分野の裾野産業プロジェクトに対しては、ハイテク分野について規定された法令に沿った用地割り当てに係る優遇措置が適用される <p>(3)科学技術振興と人材育成の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業分野の裾野産業プロジェクトに対しては、国の研究開発準備金からの優先的な資金割り当てが行われる。 ・製造業分野の裾野産業業種への投資家に対しては、政府決定 No.56/2009/ND-CP に規定された、科学技術振興政策・人材育成施策が適用される ・ハイテク分野の裾野産業プロジェクトに対しては、ハイテク分野について規定された法令に沿った人材育成促進施策が適用される <p>(4)情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・裾野産業業種向けの法令等の情報は、適宜更新されて中央・地方政府のウェブサイトで公開される ・製造業分野の裾野産業業種への投資家に対しては、政府決定 No.56/2009/ND-CP に規定された、情報提供サービスを受けることができる <p>(5)資金調達</p>

条 項	テーマ	概 要
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造業分野の裾野産業プロジェクトに対しては、輸出入関税の優遇措置が適用される ・ 製造業分野の裾野産業プロジェクトは、政府の投資開発融資を活用することが可能である ・ 製造業分野の裾野産業業種の投資家に対しては、政府決定 No.56/2009/ND-CP に規定された、財政支援を享受することができる ・ ハイテク分野の裾野産業プロジェクトに対しては、ハイテク分野について規定された法令に沿った租税減免措置が適用される <p style="text-align: center;">注) 政府決定 No.56/2009/ND-CP は、中小企業支援方策に係る政府決定</p>
Article 4	Incentives for development of supporting industries	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造業分野の裾野産業プロジェクトについて、特に優先的振興リストにリストアップされた業種に対しては、各種優遇措置の享受が可能。投資家は、然る優遇措置を明示した上で、優遇措置適用提案書を裾野産業振興評価委員会（Article5 に明記）に提出する。同委員会は首相に報告し、優遇措置適用可否に係る首相決済を仰ぐ。
Article 5	Organizing the implementation	<p>(1)所管官庁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商業工業省（MOIT） <p>(2)所掌</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 科学技術省と他の関連省庁との調整 ・ 政策の首相への報告 ・ 支援優先産業リストの構築と適宜更新 ・ 裾野産業振興評価委員会の運営。MOIT の副大臣が議長を務める。委員は、計画投資省、情報通信省、財務省、科学技術省、法務省、環境省、ベトナム開発銀行、産業団体の代表者からなる

2) 裾野産業に対する資金調達支援に係る財務省令 (Circular NO.96/2011/TT-BTC)

条 項	テーマ	概 要
Article 1	Scope of regulations	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本法令の適用対象について、上記の首相決定 (Decision NO.12/2011/QD-TTg) に沿った下記の分野の裾野産業業種とすることを明記。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 機械、・ 電機/IT、・ 自動車製造/組み立て、 ・ 縫製、・ 皮革/靴製造、・ ハイテク業種
Article 2	Subjects of application	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象とするプロジェクトは、上記の首相決定 (Decision NO.12/2011/QD-TTg) に明記されている、製造業分野の裾野産業業種に関連するプロジェクト
Article 3	Import duty and export duty incentive	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出入関税優遇措置に係る政府決定 (Decree No.87/2010/ND-CP) に沿った輸出入関税減免措置が、裾野産業業種にも適用される
Article 4	Borrow State's development investment loan	<ul style="list-style-type: none"> ・ 裾野産業業種のプロジェクトの実施に際しては、国家開発投資基金からの融資が受けられる
Article 5	Policy on financial support in accordance with policy to support the development of SMEs	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造業分野の裾野産業業種の投資家に対して、政府決定 No.56/2009/ND-CP に規定された、財政支援を享受できる外、同 Decree に関する下記の運用ガイドラインに沿った支援を享受できる。 <ol style="list-style-type: none"> (1)SME 向け市中銀行融資に対する政府保証を規定した首相決定 (Decision No.03/2011/QD-TTg) (2)SME の人材育成支援を規定した、MOF・MPI 間通達 (Inter-ministerial Circular No.05/2011/TTLT-BKHDT-BTC) (3)SME の法人税支払いに係る優遇措置を規定した首相決定 (Decision No.21/2011/QD-TTg)
Article 6	Tax incentives to the projects producing products of supporting industries for the development of high-tech industries	<p>ハイテク分野での裾野産業プロジェクトは、ハイテク業種について規定した一連の税制優遇措置が適用される。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)輸出入関税減免措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ Decree NO.87/2010/ND-CP にリストアップされたハイテク業種分野における裾野産業プロジェクト、または同 Decree に明記された、地理的条件から輸出入関税減免措置を享受できるとされている地域への裾野産業投資プロジェクトについては、輸出入関税減免措置が適用される ・ 輸出入関税減免措置の適用手続きは、Circular No. 194/2010/TT-BTC に準ずるものとする (2)法人税減免措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人税減免措置を規定した、Decree No. 124/2008/ND-CP、Circular No.130/2008/TT-BTC、Circular No.18/2011/TT-BTC に準じて、減免措置が適用される
Article 7	Guiding policy on tax and other fee incentives	<ol style="list-style-type: none"> (1)付加価値税の支払い猶予及び払い戻し <ul style="list-style-type: none"> ・ 裾野産業業種において、自国での製造が困難で輸入に頼らざるを得ない機器・機械・特殊車両に係る付加価値税は、財務省通達 (Circular No.92/2010/TT-BTC) の規定を満たす場合において支払猶予及び払い戻し措置が適用される。 (2)土地使用料・土地使用税の減免措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地使用税の減免措置については、Decree No. 198/2004/ND-CP、Decree No. 142/2005/ND-CP の規定に則って、適用される。

4. 2 振興支援優先産業に係る法制度

(1) 概要

振興支援優先産業について規定した法令には、2006年の科学技術省大臣決定（NO.27/2006/QD-BKHCN）、2007年の首相決定（NO.55/2007/QD-TTg）、2009年の政府決定（NO.56/2009/ND-CP）の三つがある。

法令名	主たるテーマ	概要
Circular NO.27/2006/QD-BKHCN	ハイテク製品生産案件の判定基準に係る科学技術省大臣決定	ハイテク製品生産案件の判定基準について、下記7項目について、規定している。 1) 事業分野に係る基準 2) 製品の適合性に係る基準 3) 研究開発支出割合に係る基準 4) 大卒労働者比率に係る基準 5) 技術力の先進性レベル基準 6) 品質管理システムの ISO9000/2001 等の国際基準準拠 7) 環境基準
Decision NO.55/2007/QD-TTg	振興支援優先産業に対する各種優遇施策に係る首相決定	先端産業等の支援優先産業業種に対する支援措置として、下記を規定している。 1)工業団地等内の用地の優先的割当て 2)各種助成措置（中央政府レベル） 3)商業工業省及び地方政府のウェブサイトにおける製品の無料広報サービス享受 4)商業フェア・展示会等での製品の無料提示
Decree NO.56/2009/ND-CP	中小企業支援方策に係る政府決定	中小業を、資本規模等から零細企業と小規模企業に定義・分類した上で、該当する中小企業に対する助成制度や、各種優遇措置、支援措置を詳述している。

(1) 詳細

1) ハイテク製品生産案件の判定基準に係る科学技術省大臣決定 (Circular NO.27/2006/QD-BKHCN)

条 項	テーマ	概 要
Article 1	Scope of the regulation	本決定は、ホアヅック・ハイテクパーク及びホーチミン市ハイテクパークに出資されたハイテク製品の判定基準を示す。
Article 2	Criteria	<p>(1)事業分野に係る判定基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2003年8月28日付政令第99/2003/ND-CP号に規定されたハイテク分野に属している必要があること。分野は： <ul style="list-style-type: none"> ①情報・通信・ソフトウェア技術、②農業・水産業・医療用ハイテクロジック、③ナノテク・精密機械・機械電子・オプトエレクトロニクス・オートメーション、④新素材、⑤環境・エネルギー、⑥その他特別な技術 <p>(2)製品の適合性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハイテクパーク管理委員会により公布された投資生産奨励対象のハイテク製品リストに属していること <p>(3)研究開発支出割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発支出総額は年間売上総額の5%以上を占めること ・研究開発の支出内容は、本決定のANNEX 1が示す内容に合致すること <p>(4)大卒労働者比率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発に直接参加する大卒労働者数割合は、5%以上 <p>(5)技術ラインが先進的レベルにあること</p> <p>(6)品質管理システムがISO9000/2001等国際基準に合致していること</p> <p>(7)環境基準を満たしていること</p>
Article 3	Organization of implementation	ハイテクパーク管理委員会が、ハイテクパークの開発戦略、目標、経済成長の状況に基づき、ハイテクパークへの出資を奨励する製品リストを公表する。
ANNEX 1	Research and Development expenditure	研究開発支出の内容を規定。
ANNEX 2	Lists of prioritized and spearhead industries	投資生産奨励対象のハイテク製品リストを規定。

2) 振興支援優先産業に対する各種優遇施策に係る首相決定 (Decision NO.55/2007/QD-TTg)

条 項	テーマ	概 要
Article 1	Introduction	支援優先の先端産業に係る取り決め決定の承認
Article 2	Encouragement policy	<p>先端産業等の支援優先産業業種に対する支援の具体施策として、次のものが掲げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工業団地・産業クラスター内の用地の優先的割り当て ・財政支援（中央政府レベル）：技術移転、人材育成、生産性向上のための最新技術の研究・開発助成 ・財政支援（地方政府）：製品として市場に出す前の試供品の製作費用の助成 ・商業工業省及び地方政府のウェブサイトにおいて、製品の無料広報サービスの享受 ・商業フェアや展示会などでの製品の無料提示
Article 3	Organization of implementation	<ul style="list-style-type: none"> ・商業工業省が所管する ・計画投資省は、省庁間調整を所管する ・省政府は、支援優先業種リストの公表を遅滞なく行い、支援策については各省の5ヶ年計画に織り込むこととする
ANNEX	Lists of prioritized and spearhead industries	振興支援優先産業の具体的業種名称のリストアップ

2) 中小企業支援方策に係る政府決定 (Decree NO.56/2009/ND-CP)

条 項	テーマ	概 要
CHAPTER I General Provisions		
Article 1	Scope of regulation	・本決定は、中小企業 (SMEs) 振興支援策を規定して決定である旨を明示
Article 2	Objectives of application	同上
Article 3	Definition of SMEs	・零細企業(Micro Enterprise)、小規模企業(Small Enterprise)、中規模企業(Medium Enterprise)のそれぞれについて、雇用者数と資本金の基準に照らして、定義を述べている
Article 4	Plans to support SME development	・中小企業支援策は、国や省における年次計画や5ヶ年計画に織り込むこととする
Article 5	Support programs	<ul style="list-style-type: none"> ・支援対象とする中小企業の内、女性がオーナーとなっている企業、または、雇用労働者の大多数が婦人である企業が特に優先的支援企業とされる ・他の国レベルの支援施策との重複・矛盾を回避すること ・中央政府と省政府は中傷企業支援プログラムを起案する。計画投資省はそれらを総覧し、必要に応じて首相報告の是非を検討する
Article 6	Promulgation of SMEs-related regulations	・中小企業支援策を法令として起草する者は、中央政府の政策との重複や矛盾を避けるべく、調整を適切に行うこと
CHAPTER II SUPPORT POLICIES		
Article 7	Financial support	<p>(1)中小企業に対する政府の信用保証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務省は、中小企業に対する信用保証基金 (Credit guarantee fund) の設置に向けて、各種調整、首相承認の手続き、中小企業向けの信用保証ガイドラインの供与を担当する <p>(2)中央銀行による中小企業振興支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央銀行は、支援促進メカニズムの交付等と首相報告に向けて、関係機関間の調整の任を取る。支援メカニズムは、中小企業の能力強化のための技術支援、財務処理能力強化、投資管理等を含む <p>(3)政府の技術支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トレーニングプログラムの実施を通じて、政府は中小企業のプロジェクト提案能力強化、ビジネス遂行能力強化、銀行からの種々の要求に応える能力強化を図る <p>(4)中小企業支援基金の設立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金設立の目的は、中小企業が競争力に富み、環境に配慮した製品の生産、最新技術の導入等を行う際の各種財務的支援 ・資金源は、国家財政、国内諸機関からの支援金、外資、基金の運用益、その他の法的に認められる範囲での資金 ・主たる活動は、中小企業の活動支援のための財務資金の授受・管理・活用、基金を活用したプログラムとプロジェクトの策定、政府が定める支援優先産業業種に該当する中小企業に対する優遇融資措置の誘導等である ・計画投資省は、財務省、中央銀行、他の関係機関間の調整の任を取り、首相報告に向けて当該基金設立プロポーザル提出を進める ・財務省は、基金の運営メカニズムの確立と、検査・

条 項	テーマ	概 要
		モニタリングの任を取る
Article 8	Production space	<ul style="list-style-type: none"> 首相承認を経た、各省の社会経済マスタープランに基づく土地利用計画の中で、省及び特別市の人民委員会は、中小企業の立地要求を満たすための用地を別枠で確保することとする
Article 9	Renovation and increase of technological capacity and technical qualification	<p>(1)政府の任務</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業の輸出製品や裾野産業業種製品の生産拡大戦略に沿った形で、先端科学技術分野と革新的な機器導入のための投資を促進する 技術移転等によって、中小企業の科学技術的能力強化を図る 中小企業への科学技術分野での情報提供を促進し、中小業の科学技術評価と選択能力の強化を図る <p>(2)国家研究開発準備金の流用</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小業の科学技術能力向上のための資金を、年間予算の中から確保する <p>(3)中小業の知財権と国際標準遵守支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 同省と人民委員会は、中小企業の知的財産権の登録補助と保護、及びISO品質基準や他関連する国際標準の遵守の支援に向けて、支援方策の計画立案と予算の割り当てを行う
Article 10	Promotion of market expansion	<ul style="list-style-type: none"> 中央政府と地方政府は、毎年、中小企業向けの市場拡大と予算割り当ての計画立案を行う 中央政府は、国家の通商振興のための予算の一部を中小企業の通商活動支援のために確保する
Article 11	Participation in public service procurement and supply plans	<ul style="list-style-type: none"> 中央政府と人民委員会は、公共調達予算の一部を中小企業への発注のために確保する 財務省は、中小企業が公共調達市場への参入支援に向けて、関係機関間との調整を行う
Article 12	Regarding information and consultancy	<ul style="list-style-type: none"> 中央政府と人民委員会は、中小企業に対して法令・関連政策に係る情報提供を行う
Article 13	Support to human resource development	<ul style="list-style-type: none"> 計画投資省は、関係機関の調整を踏まえて、人材育成プログラムのフレームワークを策定する 中央政府と地方政府は、上記フレームワークに基づいて中小企業の人材育成計画を立案し、それぞれの社会経済年次及び5ヶ年マスタープランに組み込む 計画投資省は上記の計画を集約し、財務省の関連予算策定のための必要資料を作成する
Article 14	SME incubation center	<ul style="list-style-type: none"> 政府は、中小企業起業支援センター設立を進める 科学技術省は、上記センター設立に向けた関係機関間調整の任を取る
CHAPTER III STATE MANAGEMENT OVER SUPPORT TO SME DEVELOPMENT		
Article 15	The state management body responsible for support to SME development at the central level	<ul style="list-style-type: none"> 計画投資省は、中小企業支援計画と他の計画との統合を図る任を取る EDA (Enterprise Development Agency) は、法令策定、トレーニング体制の構築、国際協力機関に対する窓口機能、関係機関間の調整等を通じて、計画投資省をサポートする
Article 16	The SME Development Council	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業支援会議は、中小業支援政策やメカニズムについて、首相へのアドバイスをを行う。会議は計画投資省が主宰し、EDAの長が幹事長となり、構成員は関係中央省庁の代表者、ホーチン・ハイ・ハイフォン・ダナン・カトーの各人民委員会の代表者、商工会議所等の業界団体代表者及び産業経済分野の

条 項	テーマ	概 要
		関係者とする
Article 17	The Center for Promotion of SME Development	<ul style="list-style-type: none"> 計画投資省は、中小企業支援促進センター(Center for Promotion of SME Development)を設立する。同センターの任務は、中小企業支援政策の実施と、中小企業に対する技術支援を行う上での中心主体的機能を果たすこととする
Article 18	State management bodies responsible for support to SME development in localities	<ul style="list-style-type: none"> 人民委員会は、中小企業振興政策の実施促進、中央政府からの政策の広報・普及支援、政策の実施状況のモニタリング、計画投資省への支援状況に関する年次報告を行う 人民委員会は、DPI を地方レベルでの中小企業支援政策の実施主体として指名する。
Article 19	SME support organizations	<ul style="list-style-type: none"> 政府は、中小企業支援組織の設立と既存機関との統合に向けて尽力する
CHAPTER IV IMPLEMENTATION PROVISIONS		
Article 20	Implementation effectiveness	<ul style="list-style-type: none"> 本決定は、2009年8月より、政府決定の Decree No.90/2001/ND-CP に代わることとし、本政府決定に関連する他の先行決定は破棄される
Article 21	Implementation responsibility	<ul style="list-style-type: none"> 計画投資省は、関係機関の調整の任を取る

4. 3 税制優遇措置等のインセンティブ供与に係る法制度

(1) 概要

税制優遇措置等のインセンティブ供与について規定した法令には、2006年の政府決定（No.108/2006/ND-CP）、2008年の政府決定（No.14/2008/QH12、No.124/2008/ND-CP）、2008年の財務省令（No.130/2008/TT-BTC）、2010年の政府決定（No.87/2010/ND-CP）の五つがある。

法令名	主たるテーマ	概要
Decree No.108/2006/ND-CP	投資法（税制優遇措置含む）施行ガイドライン	企業要件、責務、優遇措置、投資許認可手続き等、ベトナムにおける、会社設立・運営、及び投資に係る諸条件・手続きを包括的に規定している。
Law on Corporate Income Tax No.14/2008/QH12	法人税法	法人税に関連する、包括的な法制度を規定している。ベトナム企業の標準的な法人税率は25%であるが、これが企業活動の諸条件に応じて、優遇税率の適用を受ける等の、規定が盛り込まれている。
Decree No.124/2008/ND-CP	法人税法（法人税優遇措置含む）施行ガイドライン	上記の法人税法に関するガイドライン。優遇措置の適用対象に求められる条件規定と、適用されたときの優遇税率、適用期間等について、規定されている。
Circular No.130/2008/TT-BTC	法人税法施行ガイドラインに係る財務省令	上記のガイドラインに即して、より実務的な記述とされている。
Decree No.87/2010/ND-CP	輸出入関税優遇措置に係る政府決定	輸出入関税の優遇措置についての規定が盛り込まれている。

(2) 詳細

1) 投資法 (税制優遇措置含む) 施行ガイドライン (Decree No.108/2006/ND-CP)

条 項	テーマ	概 要
CHAPTER I General Provisions: Article 1~4		・本法令の規定範囲、法令用語の解説
CHAPTER II Forms of Investment Article 5~10		・企業組織の設立に係る規定、投資プロジェクトの実施に係る法的留意事項の規定、ジョイントベンチャーに係る規定、出資形態に係る規定等
CHAPTER III Rights and Obligations of Investors Article 11~21		・投資家が遵守すべき法的制約条件について規定。例えば、資金調達・用地取得・自然資源の利活用、雇用、輸出入に係る規定、銀行口座開設に係る規定、工業団地内用地使用権に係る規定、法令改正時の投資保証等
CHAPTER IV Investment Incentive Sectors and Geographical Areas; Investment Support Article 22~36		・優遇措置の適用対象となる、産業セクター、社会経済条件、立地条件について、具体的なリストを示している点を提示 ・技術的支援策、支援を受けるための投資プロジェクトの基準、関連インフラ整備に係る政府支援、優遇措置適用対象地域における工業団地内部の関連インフラ整備支援、経済特区・ハイテクパーク等における投資支援策について規定
CHAPTER V Direct Investment Procedures Article 37~61		・直接投資に係る諸規定
CHAPTER VI Provisions on Commencement of Implementation of Investment Projects and Organization of Business Article 62~70		・投資の実施の各ステージ (建設、資本調達、プロジェクトの運営等) に係る諸規定
CHAPTER VII State Administration of Investment Article 71~85		・計画投資省、財務省、商業省、環境省、科学技術省、建設省、中央銀行、人民委員会、工業団地・経済特区・輸出入加工区の管理者等の、所掌、権限、責任の規定
CHAPTER VIII Implementing Provisions Article 86~88		・投資の実際についての諸規定

2) 法人税法 (Law on Corporate Income Tax No.14/2008/QH12)

条 項	テーマ	概 要
CHAPTER I General Provisions		
Article 1	Governing scope	・本法令が法人税に係る包括的規定を盛り込んでいる旨を明記
Article 2	Applicable entities:	・課税対象となる企業の要件を規定
Article 3	Taxable income	・課税対象所得は、企業活動 (生産活動、サービス提供活動等) を通して得られた所得であることを規定
Article 4	Tax exempt income	・非課税所得について規定。即ち、農業技術分野の企業活動、革新的科学技術を適用した製品の試供品開発活動、身障者補助や HIV 感染者に対するサービス活動、職業訓練活動、ジョイントベンチャーへの出資、教育・科学技術研究分野での活動等を通じて得られる法人所得には、課税されない
Article 5	Tax assessment period	・暦年または会計年ベースで評価される
CHAPTER II Basis and Method of Tax Assessment		

条 項	テーマ	概 要
Article 6	Basis for tax assessment	・課税額は、課税対象所得と税率で算定される旨を規定
Article 7	Determination of assessable income	・課税評価額に係る規定
Article 8	Turnover	・売り上げ高に係る規定
Article 9	Deductible expenses and non-deductible expenses when determining taxable income	・課税対象所得に関する控除に係る規定
Article 10	Tax rates	・標準税率は 25%。ただし、石油・ガス・希少金属等の希少資源の採掘・精製等に係る企業活動から得られた所得に対する税率は、32～50%とする
Article 11	Method of assessing tax	・課税額は、控除額と既支払額を除いた課税対象所得と税率で算定される旨を規定
Article 12	Tax payment	・法人税の納税場所は、企業の本社が位置する地域とする旨、規定
CHAPTER III Corporate Income Tax Incentives		
Article 13	Incentives being preferential tax rates	<ul style="list-style-type: none"> ・法人税優遇措置は、低開発地域・経済特区・ハイテクパークでの企業活動、ハイテク分野の企業活動、その他、特に重要と認められるインフラ整備プロジェクトに従事する企業活動に対して適用される ・上記の条件を満たす新規事業について、最初の15年間の法人税率は10%とされる ・職業訓練・教育・医療・文化・スポーツ・環境セクターでの事業に対しては10%の法人税率を適用 ・低開発地域での事業に対しては、最初の10年間の税率は20%を適用 ・農業共同組合活動や農業金融についての税率は20%
Article 14	Incentives being duration of tax exemption and reduction	<ul style="list-style-type: none"> ・下記企業は、最長4年間の非課税と引き続き最長9年間の税額50%免除の優遇を享受できる ①低開発地域、②経済特区・ハイテクゾーン内立地企業、③先端産業分野の企業、④特に重要と認められるインフラ整備事業に従事する企業、⑤教育・職業訓練・医療・文化・スポーツ・環境の各分野に従事する企業
Article 15	Other cases of tax reduction	<ul style="list-style-type: none"> ・女性を多く雇用している製造業・建設業・運輸業種の企業に対する税の減税措置について規定 ・少数民族を雇用する企業に対する税の減税措置について規定
Article 16	Carrying forward losses	・損失は、将来最長5年間まで繰越が可能であることを規定
Article 17	Establishment of Science and Technology Development Fund of an enterprise	・研究開発準備金への積み立てのために企業は、最大で10%の減税を享受できる
Article 18	Conditions for applicability of tax incentives	・優遇措置の適用条件について規定
CHAPTER IV Implementing Provisions		
Article 19	Effectiveness	・法令の有効期限について規定
Article 20	Implementing guidelines	・本法令の詳細なガイドライン規定の必要性について規定

3) 法人税法（法人税優遇措置含む）施行ガイドライン（Decree No.124/2008/ND-CP）

条 項	テーマ	概 要
CHAPTER I GENERAL PROVISIONS		
Article 1	Governing scope	・本がガイドラインが法人税法の運用がガイドラインである旨を規程
Article 2	Taxpayers	・法人税法に規定される納税者の定義を記述
Article 3	Taxable incomes	・課税対象所得について規定（法人税法の Article3）
Article 4	Tax-exempt incomes	・法人税法に規定される非課税所得について規定（法人税法の Article4）
CHAPTER II TAX BASES AND TAX CALCULATION METHODS		
Article 5	Tax bases	・課税期間中の課税対象所得と税率について記述
Article 6	Determination of taxed incomes	・課税対象所得の定義について規定。すなわち、 （課税対象所得）＝法人所得－（非課税所得＋損失額（繰越損失額含む）） ・法人所得＝（売上高－控除額）＋他の所得
Article 7	Determination and carrying forward of losses	・繰越損失の定義
Article 8	Turnover	・売上高の定義
Article 9	Deductible and non-deductible expenses upon determination of taxable incomes	・控除と非控除となる経費について規定
Article 10	Tax rates	・税率について規定（法人税法 Article10）
Article 11	Tax calculation method	・税額の計算方法について規定
Article 12	Places for tax payment	・課税の本拠地について規定（法人税法 Article12）
CHAPTER III INCOMES FROM REAL ESTATE TRANSFER		
Article 13	Incomes from real estate transfer	・土地の譲渡に伴って発生する所得には、1)土地 利用もしくは土地の使用権の譲渡に伴う所得、 2)土地のガレージに伴う所得が含まれるとの規定
Article 14	Taxable income from real estate transfer	・土地の譲渡に伴う所得のうち、課税対象所得から控除される分についての規定
CHAPTER IV ENTERPRISE INCOME TAX INCENTIVES		
Article 15	Tax rate incentives	・15年間に渡り法人税率が10%とされる条件は、 ①際立った低開発地域、経済区、ハイテクパーク等、 本決定の付録で規定される地域での企業活動 ②法で定められるハイテク業種、科学技術研究活動 ③首相が決める、特に重要なインフラ建設で、上水 プラント、エネルギープラント、排水施設、橋梁・道路・ 鉄道・空港・港湾建設などに従事する企業 ④ソフトウェア開発 ・ハイテク・科学技術活動に従事する企業のうち、特に重要と目されるものについては、最長30年まで10%の税率が適用される ・法人税率10%は、教育訓練、職業訓練、医療、文化、スポーツ、環境分野に従事する企業活動に対して適用される ・低開発地域での企業活動に対しては、20%の税率が10年間に渡って適用される ・農業共同組合活動や農業金融についての税率は活動期間全てに渡って20%が適用される
Article 16	Tax exemption and reduction	・際立った低開発地域での社会事業分野での企業活動に対しては、4年間の免税、その後の9年間の50%減税のインセンティブ措置が受けられる。 ・際立った低開発地域以外の地域ではあるが、社会事業分野での企業活動に対しては、4年間の

条 項	テーマ	概 要
		<p>免税、その後の5年間の50%減税のインセンティブ措置が受けられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資的プロジェクトに従事する企業で、低開発地域での企業活動に対しては、2年間の免税、その後の4年間の50%減税のインセンティブ措置が受けられる。 ・減免税期間は、課税対象所得が発生した最初の年からカウントされる。課税対象所得が最初の3年間に渡り発生しない場合、減免税期間は、課税対象所得の発生する4年目からカウントされる。
Article 17	Tax reduction in other cases	<ul style="list-style-type: none"> ・減免税対象事業は、多数の女性労働者を雇用する事業者で、下記の追加的経費は課税対象所得から控除される。すなわち、 <ul style="list-style-type: none"> ①職業訓練経費、②当該事業者が支出して運営する保育所・幼稚園の教師の給与・手当等支出経費、③毎年の定期健康診断経費、④婦人労働者の出産後の手当、⑤婦人の出産休暇後の復職手当経費 ・少数民族出身者の訓練、住宅手当、社会保険、健康保険等の追加的経費のうち、国の補助を受けていない分については、課税所得から控除される
Article 18	Deduction for setting up of enterprises' scientific and technological development funds	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発準備金への積み立て目的のために、年間の企業所得の最大10%まで準備金への積立金として、所得控除が受けられる。企業は、自ら控除割合を申告できる ・企業の所有権の移転を伴う場合は、新企業への統合の後、研究開発準備金の運用責任は新会社に引き継がれることとする
Article 19	Conditions for application of enterprise income tax incentives	<ul style="list-style-type: none"> ・企業は、インセンティブ供与対象となる企業所得と適用外の所得は別々に計上することとする ・複数インセンティブが適用対象となる場合は、企業にとって最も有利な措置を選択することができる ・インセンティブ適用年次の途中で適用条件が満たされない場合、従前の法人税率25%が適用される ・新規にインセンティブが適用される新設企業は、下記の場合を除いてインセンティブ適用の新企業として登録される <ul style="list-style-type: none"> ①統合・分割となって新設された企業、②所有者が変更された企業、③個人事業主が同じ事業内容で1名有限責任会社または民間企業を新設する場合、④新しく設立された個人企業、合弁会社、有限責任会社或いは統合企業で、法的代表者が、現在まで活動している他の企業の法的代表者、共同出資者或いは最大の出資額を有する出資者でもある場合、或いは同様に企業の関係者としており、清算時点から当該個人企業、合弁会社、有限責任会社或いは統合企業の新たな企業設立まで12ヶ月未満しか経ない者が、法的代表者、合弁メンバー或いは最大出資額を有する出資者となる場合
CHAPTER V IMPLEMENTATION PROVISIONS		
Article 20	Effect	<ul style="list-style-type: none"> ・本決定は、2009年1月1日より有効である
Article 21	Duty of the Ministry of Finance	<ul style="list-style-type: none"> ・本決定は、財務省は本決定の実施のインセンティブを取り、各省大臣、国の関係機関の長、人民委員会

条 項	テーマ	概 要	
		の長、関連団体・個人は本決定の遂行主体としての任を取る	
Appendix LIST OF GEOGRAPHICAL AREAS ELIGIBLE FOR ENTERPRISE INCOME TAX INCENTIVES			
<p>税制優遇措置適用対象地域を下記に列挙する。そのうち、極めて開発が遅れている地域は、ハイフォン市では、Bac Long Vi、Cat Hai island districts、ダナン市では Hoang Sa island district が、クアンナム省では Dong Giang、Tay Giang、Nam Giang、Phuoc Son、Bac Tra My、Nam Tra My、Hiep Duc、Tien Phuoc、Nui Thanh districts、Cu Lao Cham island が、クアンガイ省では Ba To、Tra Bong、Son Tay、Son Ha、Minh Long、Binh Son、Tay Tra districts、Ly Son island district が、バリアブントク省では Con Dao island district のそれぞれが指定されている。また、低開発地域としては、クアンナム省で Dai Loc and Duy Xuyen districts、クアンガイ省で Nghia Hanh and Son Tinh districts、バリアブントク省で Tan Thanh district のそれぞれが指定されている。</p>			
<p>LIST OF GEOGRAPHICAL AREAS ELIGIBLE FOR ENTERPRISE INCOME TAX INCENTIVES (To the Government's Decree No. 124/2008/ND-CP of December 11, 2008)</p>			
No	Province	Geographical areas with extreme socio-economic difficulties	Geographical areas with socio-economic difficulties
1	Bac Kan	All districts and towns	
2	Cao Bang	All districts and towns	
3	Ha Giang	All districts and towns	
4	Lai Chau	All districts and towns	
5	Son La	All districts and towns	
6	Dien Bien	All districts and Dien Bien city	
7	Lao Cai	All districts	Lao Cai city
8	Tuyen Quang	Na Hang and Chiem Hoa districts	Ham Yen, Son Duong and Yen Son districts and Tuyen Quang town
9	Bac Giang	Son Dong district	Luc Ngan, Luc Nam, Yen The and Hiep Hoa districts
10	Hoa Binh	Da Bac and Mai Chau districts	Kim Boi, Ky Son, Luong Son, Lac Thuy, Tan Lac, Cao Phong, Lac Son and Yen Thuy districts
11	Lang Son	Binh Gia, Dinh Lap, Cao Loc, Loc Binh, Trang Dinh, Van Lang and Van Quan districts	Bac Son, Chi Lang and Huu Lung districts
12	Phu Tho	Thanh Son and Yen Lap districts	Doan Hung, Ha Hoa, Phu Ninh, Song Thao, Thanh Ba, Tam Nong and Thanh Thuy districts
13	Thai Nguyen	Vo Nhai and Dinh Hoa districts	Dai Tu, Pho Yen, Phu Luong, Phu Binh and Dong Hy districts
14	Yen Bai	Luc Yen, Mu Cang Chai and Tram Tau districts	Tran Yen, Van Chan, Van Yen and Yen Binh districts and Nghia Lo town
15	Quang Ninh	Ba Che and Binh Lieu districts, Co To island district and islands in the province	Van Don district
16	Hai Phong	Bac Long Vi and Cat Hai island districts	
17	Ha Nam		Ly Nhan and Thanh Liem districts
18	Nam Dinh		Giao Thuy, Xuan Truong, Hai Hau and Nghia Hung districts
19	Thai Binh		Thai Thuy and Tien Hai districts
20	Ninh Binh		Nho Quan, Gia Vien, Kim Son, Tam Diep and Yen Mo districts
21	Thanh Hoa	Muong Lat, Quan Hoa, Ba Thuc, Lang Chanh, Thuy Xuan, Cam Thuy, Ngoc Lac, Nhu Thanh and Nhu Xuan districts	Thach Thanh and Nong Cong districts
22	Nghe An	Ky Son, Tuong Duong, Con Cuong, Que Phong, Quy Hop, Quy Chau and Anh Son districts	Tan Ky, Nghia Dan and Thanh Chuong districts
23	Ha Tinh	Huong Khe, Huong Son and Vu Quang districts	Duc Tho, Ky Anh, Nghi Xuan, Thach Ha, Cam Xuyen and Can Loc districts
24	Quang Binh	Tuyen Hoa, Minh Hoa and Bo Trach districts	Other districts
25	Quang Tri	Huong Hoa and Dac Krong districts	Other districts
26	Thua Thien Hue	A Luoi and Nam Dong districts	Phong Dien, Quang Dien, Huong Tra, Phu Loc and Phu Vang districts
27	Da Nang	Hoang Sa island district	
28	Quang Nam	Dong Giang, Tay Giang, Nam Giang, Phuoc Son, Bac Tra My, Nam Tra My, Hiep Duc, Tien Phuoc	Dai Loc and Duy Xuyen districts

		and Nui Thanh districts, and Cu Lao Cham island	
29	Quang Ngai	Ba To, Tra Bong, Son Tay, Son Ha, Minh Long, Binh Son and Tay Tra districts, and Ly Son island district	Nghia Hanh and Son Tinh districts
30	Binh Dinh	An Lao, Vinh Thanh, Van Canh, Phu Cat and Tay Son districts	Hoai An and Phu My districts
31	Phu Yen	Song Hinh, Dong Xuan, Son Hoa and Phu Hoa districts	Song Cau, Dong Hoa, Tay Hoa and Tuy An districts
32	Khanh Hoa	Khanh Vinh and Khanh Son districts, Truong Sa (Archipelagos) island district and islands in the province	Van Ninh, Dien Khanh and Ninh Hoa districts, and Cam Ranh town
33	Ninh Thuan	All districts	
34	Binh Thuan	Phu Quy island district	Bac Binh, Tuy Phong, Duc Linh, Tanh Linh, Ham Thuan Bac and Ham Thuan Nam districts
35	Dak Lak	All districts	
36	Gia Lai	All districts and towns	
37	Kon Tum	All districts and towns	
38	Dak Nong	All districts	
39	Lam Dong	All districts	Bao Loc town
40	Ba Ria-Vung Tau	Con Dao island district	Tan Thanh district
41	Tay Ninh	Tan Bien, Tan Chau, Chau Thanh and Ben Cau districts	Other districts
42	Binh Phuoc	Loc Ninh, Bu Dang and Bu Dop districts	Dong Phu, Binh Long, Phuoc Long and Chon Thanh districts
43	Long An		Duc Hue, Moc Hoa, Tan Thanh, Duc Hoa, Vinh Hung and Tan Hung districts
44	Tien Giang	Tan Phuoc district	Go Cong Dong and Go Cong Tay districts
45	Ben Tre	Thanh Phu, Ba Chi and Binh Dai districts	Other districts
46	Tra Vinh	Chau Thanh and Tra Cu districts	Cau Ngang, Cau Ke and Tieu Can districts
47	Dong Thap	Hong Ngu, Tan Hong, Tam Nong and Thap Muoi districts	Other districts
48	Vinh Long		Tra On district
49	Soc Trang	All districts	Soc Trang town
50	Hau Giang	All districts	Vi Thanh town
51	An Giang	An Phu, Tri Ton, Thoai Son, Tan Chau and Tinh Bien districts	Other districts
52	Bac Lieu	All districts	Bac Lieu town
53	Ca Mau	All districts	Ca Mau city
54	Kien Giang	All districts and islands in the province	Ha Tien and Rach Gia towns

4) 法人税法施行ガイドラインに係る財務省令 (Circular No.130/2008/TT-BTC)

条 項	テーマ	概 要
Part A: SCOPE OF APPLICATION OF ENTERPRISE INCOME TAX		<ul style="list-style-type: none"> 本政令の対象とする企業には、会社法、国営企業法、外国投資法、投資法、金融組織法、保険経営法、証券法、石油・ガス法、貿易法および株式会社、有限会社、合弁会社、民間企業、国営企業、弁護士事務所、民間公証事務所、経営協力契約における契約各当事者、石油・ガス製品の分配契約、石油・ガス事業合弁契約やその他合弁契約及び、その他の法的規定により設立され活動する企業、外国の法令に基づき設立された外国企業の恒久的施設において活動する企業とする旨を規定
Part B: ENTERPRISE INCOME TAX CALCULATION METHOD		<ul style="list-style-type: none"> 法人税額の算定は、下記の算定式に基づく旨を規定 <ul style="list-style-type: none"> ①法人所得＝課税対象所得×税率 または、 ②法人所得＝（課税対象所得－研究開発準備金）×税率
Part C: ENTERPRISE INCOME TAX BASES		<ul style="list-style-type: none"> 課税基準に係る課税所得は、 課税対象所得＝総所得－（非課税所得＋繰越欠損金） その他、業種毎の課税対象所得に係る詳細な規定が記される
Part D: PLACES FOR TAX PAYMENT		<ul style="list-style-type: none"> 納税場所は、企業の本社が位置する場所とする旨を規定
Part E: DETERMINATION OF TAXED INCOMES FROM AND ENTERPRISE INCOME TAX ON CAPITAL OR SECURITIES TRANSFER		<ul style="list-style-type: none"> 資本譲渡、有価証券譲渡所得に係る課税所得・課税基準について規定
Part F: DETERMINATION OF TAXED INCOMES FROM AND ENTERPRISE INCOME TAX ON REAL ESTATE TRANSFER		<ul style="list-style-type: none"> 不動産譲渡に係る課税所得、課税基準について規定
PartG: ENTERPRISE INCOME TAX INCENTIVES		<ul style="list-style-type: none"> 税制優遇措置について、Decree No.124/2008/ND-CP の規定を再掲
Part H: ORGANIZATION OF IMPLEMENTATION		<ul style="list-style-type: none"> 納税者（企業）の責務を規定

5) 輸出入関税優遇措置に係る政府決定 (Decree No.87/2010/ND-CP)

条 項	テーマ	概 要
CHAPTER I GENERAL PROVISIONS		
Article 1	Dutiable objects	・輸出入税の課税対象となる物品についての定義
Article 2	Non-dutiable objects	・輸出入税の非課税対象物品について下記のように規定 ①ベトナムを最終目的とせず経由するだけの物品、②人身救助物資、③外国政府・国連・政府間組織・国際組織・NGO・外国経済機関等から提供された返金不可能な援助物資で、ベトナム政府との公的文書が取り交わされているもの、④戦争・疫病・自然災害等によってもたらされた障害等の援助物資、⑤経済特区と外国間での輸出入物品、⑥印税支払い済みの油・ガス
Article 3	Duty payers; subjects authorized to pay duty, guaranteeing duty payment, and paying duty for others	・納税者が、物品所有者、輸出入業者、保証事業者等である旨を規定
Article 4	Application of treaties	・条約規定は本決定に優先することを規定
Article 5	Duty on goods traded or exchanged by border residents	・国境周辺の居住者との間の輸出入取引については一定の免税割り当てを設ける。国境周辺地域に位置する省・市の人民委員会は、非課税限度額に係る申請を首相に具申する
CHAPTER II DUTY BASES AND TARIFFS		
Article 6	Duty bases	・課税基準に係る課税品目について規定
Article 7	Dutiable prices and exchange rates used for duty calculation	・課税対象となる物品の価格は、財務省の規定に従う旨を規定
Article 8	Duty payment currency	・輸出入税支払いは、ベトナム・ドンで行うことを規定
Article 9	Duty rates	・税率については、品目別に規定される旨を規定。また優遇税率は、優遇税率規定に則る旨を規定
Article 10	Duty-related measures for safeguard, anti-dumping, anti-subsidy and anti-discrimination in the import of goods	・輸入品目について、safeguard、anti-dumping、anti-subsidy、anti-discrimination に抵触する物品については、各関連法令の規定に則ることを規定
Article 11	Competence to set export duty rates, import duty rates, specific duties and duty-related measures against discrimination in the import of goods	・輸出入税徴収・管理等に係る財務省責務を規定
CHAPTER III DUTY EXEMPTION, CONSIDERATION OF DUTY EXEMPTION. DUTY REDUCTION AND DUTY REFUND		
Article 12	Duty exemption	・下記の物品を非課税とする旨を規定 ①展示会などに出品する一時的な輸出入品目、②割り当て限度内の可動施設、③外交特権を付与された物品、④外国企業・ベトナム企業のいずれかによって加工の対象となる資材等の輸入、及び加工済みの物品で海外へ逆輸出される物品、⑤非課税枠内の非課税物品、⑥課税優遇対象となっている物品、⑦農林水産業分野の業種に必要な植物、動物の餌類、⑧プロジェクト拡張に必要な物品や技術の更新や刷新に必要な物品、⑨優遇措置適用対象として

条 項	テーマ	概 要
		本決定でリストアップされている物品、⑩石油業種関連物品、⑪造船された船舶の輸出、⑫ソフトウェア製作のために直接必要とされる物品の輸入、⑬低開発地域でのプロジェクトに必要とされかつ国内生産が不可能な資材・部品等の輸入、⑭科学技術分野でかつ国内生産が不可能な資材・部品等の輸入、⑮ODA 関連資機材の輸入等
Article 13	Consideration for duty exemption	<ul style="list-style-type: none"> 国防・治安維持・教育訓練・科学研究等の特殊用途の物品の輸入に際しては、非課税が別途検討される 外国団体あるいは個人からベトナム政府関係者への贈答品については、非課税が検討される
Article 14	Consideration for duty reduction	<ul style="list-style-type: none"> 欠損や破損を生じた輸入物品については減税措置が検討される
Article 15	Import duty or export duty shall be refunded in the following cases	<ul style="list-style-type: none"> 税の払い戻しに係る規定
CHAPTER IV IMPLEMENTATION PROVISIONS		
Article 16	Effect	<ul style="list-style-type: none"> 本決定は、2010年10月1日から施行される
Article 17	Implementation responsibilities	<ul style="list-style-type: none"> 計画投資省が本決定の施行の任を取る

4. 4 経済区・工業団地・輸出加工区整備計画等の関連法制度

(1) 概要

経済区・工業団地・輸出加工区整備計画等に係る法令には、2008年の政府決定(No. 29/2008/ND-CP)がある。

法令名	主たるテーマ	概要
Decree No. 29/2008/ND-CP	経済区・工業団地・ 輸出加工区等設置根 拠法	経済区、工業団地、輸出加工区の新設・拡張に係る条件、手続き、所管する行政について、規定されている。また、法人税、土地使用料等に係る優遇措置、管理委員会の権限と責務等について、詳細な規定がなされている。

(2) 詳細

1) 経済区・工業団地・輸出加工区等設置根拠法 (Decree No. 29/2008/ND-CP)

条 項	テーマ	概 要
CHAPTER I General Provisions		
Article 1	Governing scope and applicability	・本法令が、工業団地、輸出加工区、経済区、及び国境ゲート周辺の経済区に係る管理主体、運営及び国としての所掌を規定するものであることを明記
Article 2	Interpretation of terms	・法令用語の定義
Article 3	Application of specialized laws and international treaties	・本法令が規定する特別投資行為に対して、本法令の規定が適用される旨を明記
CHAPTER II Order and Procedures for Establishment of Industrial Zones and Economic Zones		
Article 4	Master plan for development of industrial zones or economic zones	・計画投資省は、人民委員会や地方政府機関が工業団地や経済区のマスタープランを策定し、決定を仰ぐために首相への提出を行う際に、各政府機関との調整役を担う
Article 5	Conditions for establishment or expansion of industrial zones	<ul style="list-style-type: none"> ・工業団地の設立にあたっての条件は以下の通り <ul style="list-style-type: none"> ▶承認済工業団地マスタープランと整合していること ▶工業団地用地の 60%以上は、登録されたプロジェクトに対して、用地の使用権を提供すること ・工業団地の拡張にあたっての条件は以下の通り <ul style="list-style-type: none"> ▶承認済工業団地マスタープランと整合していること ▶工業団地用地の 60%以上は、登録されたプロジェクトに対して、用地の使用権を提供すること ▶集約された排水処理施設を建設し、工業団地内での用に供すること ・500ha 以上の工業団地、もしくは非常に多数の投資家が隣接区域で建設投資や商業投資を行う場合にあっては、工業団地マスタープランの詳細計画に入る前に、建設省 (MOC) のガイドラインに則ること ・次のような場合においては、マスタープランの詳細計画は人民委員会の承認の前に建設省への意見照会が必要となる。 <ul style="list-style-type: none"> ▶広さが 500ha 以上の工業団地 ▶国道に隣接した用地内の工業団地 ▶国防施設や保護区、歴史的施設、有名な場所、自然保護区に近接する区域の工業団地
Article 6	Conditions for adding an industrial zone to the master plan for development of industrial zones	<ul style="list-style-type: none"> ・工業団地整備マスタープランに工業団地を追加で加える場合の条件は以下の通り <ul style="list-style-type: none"> ▶工業用地の 60%以上が投資登録済みのプロジェクトにリリースされる場合 ▶社会経済・土地利用・都市開発・技術インフラ整備・鉱物資源等採掘に係る、種々のマスタープランと整合している場合 ▶技術的・社会的インフラ整備計画に好ましい影響を持つこと、工業団地整備マスタープランと他の都市開発マスタープランや良好な居住環境を担保する人口配置に好ましいインパクトを有する場合 ▶分散した工業団地を一箇所に集約するための用地取得のための十分な資金を有すること ▶内外の投資家の投資を誘引できること ▶労働力の供給が十分可能なこと

条 項	テーマ	概 要
Article 7	Conditions for establishment or expansion of economic zones	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画が、国防政策と整合していること ・ 経済区の設立にあたっての条件は以下の通り <ul style="list-style-type: none"> ▶ 承認済経済区マスタープランと整合していること ▶ 経済的に有利な立地条件を有していること。 (ex.深水港湾や空港に近接) や、重要な国際交通ルートに近接していること、または技術的インフラ投資に対して有利な地域資源を有する地域であること ▶ 広さが 10,000ha 以上の経済区 ▶ 大規模で重要な投資プロジェクトを誘引できて、かつ立地の際の、周辺地域への社会経済インパクトが十分見込めること ▶ 周辺の自然環境、文化遺産、歴史遺産等に対して悪影響を及ぼさないこと ・ 国境ゲート周辺区域の経済区の設立条件は以下の通り <ul style="list-style-type: none"> ▶ 承認済経済区マスタープランと整合していること ▶ 政府決定 Decree NO.32-2005-ND-CP に規定されている国際的もしくは重要な国境ゲートを有する経済区 ▶ 重要な交通ルートに接続しているか、国境ゲートを介して隣国との友好的な交流関係を築いていること、及び技術的インフラ投資において好ましい条件とを地域資源を有すること ▶ 商業活動、輸出入活動、一時的輸出入、経路目的での交通・物流・産業製品運搬・観光・サービス提供を行う経済区に必要な要求水準を満たしており、かつ投資の誘引に資すること ▶ 治安・政治・社会活動、安全及び国家的威信の維持に対して、インパクトが認められる経済開発行為を担保し得る場合 ▶ 周辺の自然環境、文化遺産、歴史遺産等に対して悪影響を及ぼさないこと ・ 経済区の拡張のための条件は以下の通り <ul style="list-style-type: none"> ▶ 経済区整備マスタープランに沿った全てのインフラ整備が完了した経済区であること ▶ 70%以上の用地がプロジェクト用地として割り振られていること ▶ 経済区は、遊休地を残さず、十分機能し得る区域として構築されること
Article 8	Procedures for establishment or expansion of an industrial zone	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工業団地内への投資承認手続きは、「投資法」に準拠する ・ 拡張対象の工業団地が承認済の工業団地マスタープランや経済区マスタープランに織り込まれている場合、首相承認手続きを経ずして、建設・運営に移ることができる。 ・ 拡張対象の工業団地が承認済の工業団地マスタープランや経済区マスタープランに織り込まれていない場合、人民委員会は工業団地マスタープランに当該拡張工業団地を追加で加えることとする
Article 9	Procedures for establishment or expansion of economic zones	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拡張対象の経済区が承認済の経済区マスタープランに織り込まれている場合、計画投資省は経済区の拡張計画の評価を行って、手続きを進める ・ 拡張対象の経済区が承認済の経済区マスタープランに織り込まれていない場合、経済区マスタープランに当

条 項	テーマ	概 要
		該拡張経済区を追加で加えるべく、法に則り、手続きを進める
Article 10	File for establishment or expansion of an industrial zone	<ul style="list-style-type: none"> ・必要書類は以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> ➢投資家から提出される工業団地建設申請書 ➢人民委員会が承認する工業団地建設に係る詳細マスタープラン ➢投資許可証 ・上記書類はコピーを4部取って、原本とともに工業団地管理委員会、輸出入加工区管理委員会、経済区管理委員会、もしくはDPIに提出する ・上記の管理委員会もしくはDPIは、書類を受け取ってから5日以内に人民委員会へ提出する ・人民委員会は、書類を受け取ってから10日以内に工業団地の設立もしくは拡張に対する承認可否の決定を下す
Article 11	Application file for establishment and expansion of an economic zone	<ul style="list-style-type: none"> ・経済区の設立と拡張のためには、以下の条件が明示されなければならない <ul style="list-style-type: none"> ➢経済区建設の必要性と法的根拠 ➢地勢的・自然条件的・社会経済的評価と、経済区が提案されることのメリットと制約の評価 ➢本法令第7項の条件が全てクリアできることの証左 ➢提案される経済区の開発の方向性、産業振興・セクター開発の方向性、及び土地利用の方向性 ➢投資規模と資金調達方法、経済区設立の時期、及び経済区建設の計画とスケジュール ➢環境影響評価 ➢経済区の地図上への表記に関する提案 ・新設もしくは拡張の経済区計画は、人民委員会から首相に提出される ・申請書は10部で、そのうちの2部は原本で、原本1部は首相へ提出、原本1部を含む残り9部は計画投資省へ提出され、審査される
Article 12	Application file for addition of an industrial zone to the master plan for development of industrial zones	<ul style="list-style-type: none"> ・工業団地のマスタープランへの追加に際しては、以下の条件が明示されなければならない <ul style="list-style-type: none"> ➢工業団地追加の必要性と法的根拠 ➢工業団地開発に付随する地域の開発方向の評価 ➢既存の工業団地開発に係る現状評価 ➢マスタープランに追加的に盛り込む工業団地の名称、立地位置、開発現況 ➢本法令第6条の充足の証左 ➢工業団地建設資金の調達方法 ➢工業団地の地図上への表記に関する提案 ・追加の工業団地開発計画は、人民委員会から首相に提出される ・申請書は10部で、そのうちの2部は原本で、原本1部は首相へ提出、原本1部を含む残り9部は計画投資省へ提出され、審査される
Article 13	Evaluation of the addition [of an industrial zone or an economic zone] to the master plan for development of industrial zones and establishment of economic zones	<ul style="list-style-type: none"> ・経済区のマスタープランへの追加のためには、以下の条件が明示されなければならない <ul style="list-style-type: none"> ➢経済区の追加の必要性と法的根拠 ➢経済区を追加することの、他のマスタープランとの整合性 ➢経済区追加の目的、条件充足の可能性

条 項	テーマ	概 要
		<ul style="list-style-type: none"> ・計画投資省は、申請書受理の5日以内に関係省庁からの意見聴取を行う ・申請書の記述内容が、本法令の第10項、11項を充足しない場合、計画投資省は人民委員会に対して修正要求を行う。 ・関係省庁と地方機関は、計画投資省の承認した工業団地整備申請書の受理から10日以内に、また経済区では20日以内に意見書を計画投資省に送る ・必要に応じて、計画投資省は関係省庁及び人民委員会とともに関連課題についての会議を招集する ・関係省庁からの承認を得た工業団地整備計画申請書は30日以内に、経済区整備計画申請書は45日以内に、計画投資省は申請書を首相に提出する
Article 14	Initial expansion and adjustment of the area of an industrial zone	<ul style="list-style-type: none"> ・最初に拡張した面積が、当初の10%を越えないか、または30ha未満であって、他のマスタープランへの影響が及ばない場合、人民委員会は申請書を首相に提出することなく、採択の決定を下す ・計画面積と実際の面積が異なる場合、人民委員会はデバパーに対して修正勧告を行う
Article 15	Authority to establish or expand an industrial zone or an economic zone	<ul style="list-style-type: none"> ・経済区の新設と拡張は、首相が決定する ・工業団地の新設と拡張は、人民委員会のChairmanが決定する
CHAPTER III Policies Applicable to Industrial Zones, Export Processing Zones and Economic Zones		
Article 16	Investment incentives applicable to industrial zones and economic zones	<ul style="list-style-type: none"> ・優遇措置の適用対象区域内に立地する工業団地は、同様の優遇措置を享受できる ・工業団地内の企業で、優遇措置の適用対象業種に該当する企業は、同様の同様の優遇措置を享受できる
Article 17	Methods of raising capital for investment in development of technical and social infrastructure systems in economic zones	<ul style="list-style-type: none"> ・資金調達に関する規定
Article 18	Entry, exit, travel and residence or temporary residence in economic zones	<ul style="list-style-type: none"> ・経済区内の投資事業に従事している事業主及びその家族は、マルチパスの取得ができる
Article 19	Provisions on finance and credit for economic zones	<ul style="list-style-type: none"> ・国境ゲート周辺の経済区では、複数の通貨の流通が可能としている
Article 20	Stay, temporary residence in industrial zones, export processing zones and export processing enterprises	<ul style="list-style-type: none"> ・工業団地・経済区内の居住は禁止される ・投資家及び輸出加工区での従業員のみが、輸出加工区へ入区可能であるが、居住はできない ・但し、必要に応じて海外のエキスパートにおいては、人民委員会が定める規則に即して、工業団地内や輸出加工区内に居住が可能である。またその際には以下の条件を守る必要がある <ul style="list-style-type: none"> ▶業務上の必要性が高いこと ▶家族やその他の同伴者を伴わないこと ▶一時的居住に係るベトナム規則を遵守すること ▶企業は海外の一時的居住者用の別棟居住建築物を用意し、同居者が工業団地や輸出加工区のセキュリティ条件や規則を遵守するよう努める
Article 21	Special provisions applicable to export processing zones and export processing enterprises	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出加工区内企業の工場様式等に係る制約条件

条 項	テーマ	概 要
CHAPTER IV State Administration of Industrial Zones, Export Processing Zones and Economic Zones		
Article 22	Contents of State administration of industrial zones, export processing zones and economic zones	・国の工業団地・輸出加工区・経済区に対する管理所掌を規定
Article 23 ～35	Powers and responsibilities of State administration/Ministry /People's Committee	・首相、関係省庁、及び人民委員会の権限と役割を規定
CHAPTER V Functions, Duties, Powers and Organizational Structure of Management Committees of Industrial Zones, Export Processing Zones and Economic Zones		
Article 36	Functions of Management Committees of Industrial Zones, Export Processing Zones and Economic Zones	<ul style="list-style-type: none"> ・工業団地、輸出加工区、経済区の管理委員会は、人民委員会の下に位置して、中央政府の管理業務を直接担う ・管理委員会は、首相決定のもとに設置され、組織規定・人選・業務内容・財政については人民委員会が統制する ・管理委員会委員は、法的位置づけを付与され、運営費、投資費用は国家財政から充当される
Article 37	Duties and powers of Management Committees of industrial zones, export processing zones and economic zones	<ul style="list-style-type: none"> ・法的事項に関する意見書を、関係省庁、人民委員会へ提言する ・種々の関係者間調整役を担う ・投資誘致プログラムの起案 ・人材育成の年次及び五ヵ年計画の起案 ・年間投資予算の見積 ・工業団地・経済区の管理 ・投資の登録・評価・投資ライセンスの発行 ・工業団地建設計画の見直し ・環境影響評価報告書の評価と承認
Article 38	Duties and powers of Management Committees of Economic Zones	・条項 37 条に追加して、経済区における管理委員会の所掌を規定
Article 39	The organizational apparatus and personnel of a Management Committee	・管理委員会の長は、人民委員会の Chairman によって任命される

4.5 まとめ

ベトナムにおいて、日系企業進出を促進していく上で、投資環境の改善に資する法制度整備は不可欠である。工業団地を受け皿にした、日系企業進出支援、裾野産業促進に係る投資環境の改善に際しては、上で整理した4つの法制度の柱を踏まえた法制度の更なる整備が求められる。ここで、上で述べた法制度の概要を、以下に再掲する。

(1) 裾野産業振興に係る法制度

法令名	主たるテーマ	概要
Decision NO.12/2011/QD-TTg	裾野産業の発展政策 に係る首相決定	ベトナムにおける裾野産業業種の定義を与えるとともに、対象業種の企業が享受可能な、各種インセンティブ措置について規定している。所管省庁は、商業工業省（MOIT）。 ①対象業種の規定 裾野産業振興の対象業種を、下記の6業種に指定。 機械／電機/IT／自動車製造・組み立て／縫製／皮革・靴製造／ハイテク業種 ②インセンティブ措置 1)広告用に政府系ウェブ [※] の無料使用許諾、2)事業所在地の優先的割当、3)輸出入関税の減免措置 等 ※他、中小企業支援に係る諸方策を規定した政府決定 No.56/2009/ND-CP 中の、各種優遇措置の適用についての言及がある。
Circular NO.96/2011/TT-BTC	裾野産業に対する資金調達支援に係る財務省令	上記の政府決定のうちの、裾野産業業種の企業の資金調達に係る、各種優先措置、優遇措置について規定している。 <ul style="list-style-type: none"> 輸出入関税優遇措置に係る政府決定（Decree No.87/2010/ND-CP）に沿った輸出入関税減免措置の適用 政府決定 No.56/2009/ND-CP に規定された、財政支援策の適用（※NO.56 の箇所詳述。） 法人税減免措置を規定した、Decree No.124/2008/ND-CP に沿った優遇策（※NO.124 の箇所詳述） 国家開発投資基金からの優先的融資 財務省通達（Circular No.92/2010/TT-BTC）の規定を満たす場合において付加価値税の支払猶予及び払い戻し措置の適用 Decree No.198/2004/ND-CP、Decree No.142/2005/ND-CP の規定に則った、土地使用料・使用税の減免措置の適用

(2) 振興支援優先産業に係る法制度

法令名	主たるテーマ	概要
Circular NO.27/2006/QD-BKHCHN	ハイテク製品生産案件の判定基準に係る科学技術省大臣決定	ハイテク製品生産案件の判定基準について、下記7項目について、規定している。 <ol style="list-style-type: none"> 8) 事業分野に係る基準 9) 製品の適合性に係る基準 10) 研究開発支出割合に係る基準 11) 大卒労働者比率に係る基準 12) 技術ラインの先進性レベル基準 13) 品質管理システムの ISO9000/2001 等の国際基準準拠

法令名	主たるテーマ	概要
		14) 環境基準
Decision NO.55/2007/QD-TTg	振興支援優先産業に 対する各種優遇施策 に係る首相決定	先端産業等の支援優先産業業種に対する支援措置として、 下記を規定している。 1)工業団地等内の用地の優先的割当て 2)各種助成措置（中央政府レベル） 3)商業工業省及び地方政府のウェブサイトにおける製 品の無料広報サービス享受 4)商業フェア・展示会等での製品の無料提示
Decree NO.56/2009/ND-CP	中小企業支援方策に 係る政府決定	中小企業を、資本規模等から零細企業と小規模企業に定 義・分類した上で、該当する中小企業に対する助成制度や、 各種優遇措置、支援措置を詳述している。

(3) 税制優遇措置等のインセンティブ供与に係る法制度

法令名	主たるテーマ	概要
Decree No.108/2006/ND-CP	投資法（税制優遇措 置含む）施行ガイド ライン	企業要件、責務、優遇措置、投資許認可手続き等、ベトナムにおける、会社設立・運営、及び投資に係る諸条件・手続きを包括的に規定している。
Law on Corporate Income Tax No.14/2008/QH12	法人税法	法人税に関連する、包括的な法制度を規定している。ベトナム企業の標準的な法人税率は25%であるが、これが企業活動の諸条件に応じて、優遇税率の適用を受ける等の、規定が盛り込まれている。
Decree No.124/2008/ND-CP	法人税法（法人税優 遇措置含む）施行ガ イドライン	上記の法人税法に関するガイドライン。優遇措置の適用対象に求められる条件規定と、適用されたときの優遇税率、適用期間等について、規定されている。 また、LIST OF GEOGRAPHICAL AREAS ELIGIBLE FOR ENTERPRISE INCOME TAX INCENTIVES には、税制優遇措置の適用対象となる開発の遅れた地域の一覧が示されている。
Circular No.130/2008/TT-BTC	法人税法施行ガイド ラインに係る財務省令	上記のガイドラインに即して、より実務的な記述とされている。
Decree No.87/2010/ND-CP	輸出入関税優遇措置 に係る政府決定	輸出入関税優遇措置についての規定が盛り込まれている。

(4) 経済区・工業団地・輸出加工区整備計画等の関連法制度

法令名	主たるテーマ	概要
Decree No. 29/2008/ND-CP	経済区・工業団地・ 輸出加工区等設置根 拠法	経済区、工業団地、輸出加工区の新設・拡張に係る条件、手続き、所管する行政について、規定されている。また、法人税、土地使用料等に係る優遇措置、管理委員会の権限と責務等について、詳細な規定がなされている。

